

# 第2次 飯綱町男女共同参画計画

～ 男女が共に輝く、豊かな町を目指して ～

【令和3年(2021)度～令和12(2030)年度】



令和3年(2021)3月

飯 綱 町

# 目 次

はじめに（男女共同参画社会とは）	1
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと性格	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	2
第2章 計画の体系	
1 基本理念	7
2 基本目標	7
3 施策の方向と内容	8
第3章 計画の内容	
基本目標1 男女共に認めあう意識づくり	
施策の方向（1）男女共同参画意識の醸成と男女平等への意識改革	9
施策の方向（2）男女平等意識を高めるための教育の推進	13
基本目標2 男女共に活躍できる環境づくり【女性活躍推進】	
施策の方向（3）政策・方針決定の場への女性の参画促進【女性活躍推進】	16
施策の方向（4）働く場における男女平等の実現【女性活躍推進】	19
施策の方向（5）男女の仕事と家庭の両立支援と就労支援【女性活躍推進】	21
基本目標3 男女共に健やかで安心できる生活づくり	
施策の方向（6）生涯を通じた健康づくりの推進	25
施策の方向（7）男女間のあらゆる暴力の根絶	28
施策の方向（8）地域防災における男女共同参画の推進	30
第4章 計画推進のために	
1 市民の役割	31
2 事業者の役割	31
3 推進体制の整備（町の役割）	31
4 市民との協働による推進	31
参考資料	
資料1 男女共同参画に関する相談窓口（主な公的相談機関）	34
資料2 男女共同参画に関する用語と解説	36
資料3 【令和2年度実施】男女共同参画に関する住民意識調査 集計結果概要	39

☆文中の※が付いている用語は、36 頁からの「男女共同参画に関する用語と解説」の中に解説があります。

# はじめに 【 男女共同参画社会とは 】

## 1 男女共同参画社会とはどんな社会か？

日々の生活の中で、無意識のうちに「男だから」「女だから」という性別の違いだけで生き方や考え方の幅を狭めてしまうことが多くあります。

しかし、本当に豊かな社会を実現するためには、性別による固定的役割分担意識<sup>※1</sup>にとらわれず、男女がともに対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮していくことが大切です。

地域・職場・家庭等のあらゆる分野で、男女がお互いを尊重しあい、生きがいと誇りを持ち、利益も責任も分かちあえる社会、それが「男女共同参画社会」です。

「男女共同参画社会」とは、男性と女性の性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくすことを目指すものではありません。また、ひな祭り等の伝統文化を否定することとも異なります。

## 2 なぜ、男女共同参画社会が必要なのか？

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。しかし実際には職場や家庭、地域など様々な場で、男性が優遇されていると感じたりすることが多いのが現状です。

男性優位の意識や経済力の格差は女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壌になっていると言われてしています。

また「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識は、男性が家庭生活や地域活動を楽しむことを難しくしたり、女性が社会参加の意欲を持ちつつも社会の様々な分野で活躍することを困難にしたりしています。

また、政策・方針決定過程への女性の参画は、いまだに進んでおらず、男女間の労働格差も見受けられるなど女性の能力が十分に活かされているとは言えない状況があります。

このような状況のなか、少子高齢化の進展や人口減少など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、より住みやすい地域づくりを目指し、性別に関わりなく、自由な意思で自らの生き方を選択し、お互いが持っている個性と能力を十分に発揮することができる社会、男女共同参画社会の形成が求められています。

男女共同参画社会基本法<sup>※2</sup>では、地方公共団体の責務として、男女共同参画社会づくりのための施策の取り組みと、地域の特性を活かした施策の展開が求められており、また国民の責務として男女共同参画社会づくりに寄与することが規定されています。男女共同参画社会実現の主体は、まさに家庭や職場を含めた地域社会の中の町民自身であり、それぞれの実践の積み重ねが大切になってきます。

まず、できることから始めましょう。町（行政）は、その実現に向けたさまざまな支援を行っていきます。

☆「参加」と「参画」の違いは？

「参加」は、ある目的を持つ集まりに一員として加わり、行動を共にすること。

「参画」は、単に参加しているだけでなく、自分の考えを発言したり、企画立案や決定に積極的に関わっていくことを意味します。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

町では、町総合計画並びに平成23（2011）年に策定された第1次男女共同参画計画（計画期間：平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。しかし、男女共同参画に対する理解は深まりつつありますが、未だ実感できるまでには至っていないというのが現状です。

男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されており、継続的に男女共同参画を推進する必要があります。これまでの取り組みの成果を踏まえ、その内容を継承しつつ、複雑に変化する社会環境や、個人の意識や生活の多様化に対応した新たな課題を探るなかで、さらに取り組みを進めるよう第2次計画を策定し、町として取り組むべき方針や施策を示すとともに、町民一人ひとりがどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

## 2 計画の位置づけと性格

(1) 本計画は、男女共同参画社会基本法<sup>※2</sup>第14条第3項に基づく、飯綱町の男女共同参画の推進に関する基本計画であり、第1次計画に引き続く計画です。

また、女性活躍推進法<sup>※3</sup>第6条第2項の規定に基づき町が策定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画に位置付けます。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する「基本目標」及び「施策の方向」については該当する項目に【女性活躍推進】と表示しています。

(2) 本計画は、当町の最上位計画である「第2次飯綱町総合計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）」を補完し、具体化した男女共同参画の推進に関する個別計画です。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、国や県の男女共同参画の推進に関する計画及び第1次飯綱町男女共同参画計画の計画期間を勘案し、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10カ年とします。なお、社会情勢の変化や計画の推進状況等により必要に応じて見直しを実施します。

## 4 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

#### ①国際婦人年 ～男女共同参画形成に向けた本格的な取り組みの開始～

昭和50（1975）年国際連合は、「国際婦人年」として提唱し国際婦人年世界会議をメキシコで開催しました。「平等・発展・平和」を基本理念とする宣言と女性の地位向上のための世界行動計画が採択されました。

## ②女子差別撤廃条約

昭和 54（1979）年、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めました。

## ③ナイロビ世界会議

昭和 60（1985）年、ナイロビ世界会議が開催され、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

## ④第4回世界女性会議

平成 7（1995）年、北京で第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

## ⑤女性 2000 年会議

平成 12（2000）年、ニューヨークで開催された国連特別総会において「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況について検討、評価を行い今後の具体策を盛り込んだ「成果文章」が採択されました。

## ⑥国連婦人の地位委員会

平成 17（2005）年に「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文章」を再確認し、平成 22 年（2010）年には、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

## ⑦女子差別撤廃委員会

平成 21（2009）年に、国連の「女子差別撤廃委員会」が開催され、女性が離婚後 6 ヶ月経過しないと再婚できない民法 733 条の規定、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規程の改正や女性の雇用環境の改善について、早急に行動すること等が勧告されました。また、平成 28（2016）年の「女子差別撤廃委員会」では、日本の女子差別撤廃の取り組みに対し肯定的にとらえる一方で、差別的な法律及び法的保護の欠如があるとして、さらなる改善を要求する勧告が出ています。

## ⑧国連持続可能な開発サミット

平成 27（2015）年に開催され、「ジェンダー<sup>\*4</sup> 平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」との持続可能な開発目標（SDGs）を含む、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。また、令和 2（2020）年 1 月、持続可能な開発目標（SDGs）達成のための「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートしました。

## (2)日本の動き

### ①国内行動計画の策定 ～国際婦人年の流れを受けて～

昭和 50（1975）年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され女性に関わる施策について総合的推進体制が整備され、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。

### ②女子差別撤廃条約の批准 ～男女平等の原則を具体化～

昭和 54（1979）年に国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択されたことを受け、昭和 60（1985）年に「男女雇用機会均等法<sup>※5</sup>」の制定や「国籍法」を改正し同条約を批准しました。

### ③男女共同参画 2000 年プランの策定

平成 6（1994）年、総理府に「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画審議会」が設置され、平成 8（1996）年、男女共同参画の形成に向け「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

### ④男女共同参画社会基本法の制定 ～21 世紀の最重要課題～

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法<sup>※2</sup>」が制定され、平成 12（2000）年にはその具体的方向や施策を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 13（2001）年には、内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置され推進体制が強化されました。

### ⑤男女共同参画基本計画（第2次・3次）の策定

平成 13（2001）年に「配偶者暴力防止法（DV防止法）<sup>※6</sup>」が制定され、平成 16（2004）年には、市町村に対する基本計画策定の努力義務を定めた男女共同参画社会基本法の一部改正がなされました。また、平成 17（2005）年には「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などを掲げた「第2次基本計画」を策定し、平成 19（2007）年には、「男女雇用機会均等対策基本方針」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※7</sup>憲章」などが策定されています。

平成 22（2010）年には、男女共同参画社会基本法施行後 10 年間の反省を踏まえて、令和 2（2020）年までを見通した長期的な政策の方向性と、平成 27（2015）年までに実施する具体的施策をまとめた「第3次基本計画」が策定され、重点分野として新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」などが掲げられました。

### ⑥「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

平成 26（2014）年、人口急減・超高齢化という、国全体が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、基本目標のひとつとして「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」が掲げられました。

### ⑦「女性活躍推進法<sup>\*3</sup>」の施行・男女共同参画基本計画（第4次）の策定

平成27（2015）年9月“働く場面で活躍したい”という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため「女性活躍推進法」が制定され、同年12月には、「あらゆる分野における女性の活躍推進」などを強調視点とした「第4次基本計画」が策定されました。なお、女性活躍推進法は令和元（2019）年に一部改正されました。

### ⑧「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30（2018）年「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指しています。

### ⑨男女共同参画基本計画（第5次）の策定

令和2年（2020）12月、令和3年度から5年間の男女共同参画政策をまとめた第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度とすることや夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、司法の判断も踏まえさらなる検討を進めること、新型コロナの感染拡大で顕在化した家庭内暴力や性暴力の増加、雇用や所得への影響など、女性をめぐる課題に取り組むことなどが掲げられています。

## (3)長野県の動き

### ①第1次から第4次までの女性行動計画

昭和55（1980）年、長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、その解決の望ましい施策の方向を示した「長野県婦人行動計画（第1次）」が策定され、その後、昭和61（1986）年には「新長野県婦人行動計画（第2次）」、平成3（1991）年には「さわやか信州女性プラン（第3次）」、平成8（1996）年には「信州女性プラン21（第4次）」の行動計画が策定され、それぞれ女性問題解決のための必要な施策を総合的に推進してきました。

### ②男女共同参画計画の策定 ～パートナーシップながの21～

平成13（2001）年、“男女が共に輝くために”をテーマとした「長野県男女共同参画計画」が策定されました。平成14（2002）年に「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されたことに伴い、新たな目標値の設定により実効性のある施策の展開を目指すため、計画の一部改正が行われました。

平成19（2007）年には、「地域組織の意思決定への女性の参画」などを重点プロジェクトとした「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。

### ③第3・4次長野県男女共同参画計画の策定

平成22(2010)年には、社会環境の変化や第2次計画の課題を踏まえ、平成27(2015)年を施策の目標年度とする「第3次男女共同参画計画」が策定され、重点プロジェクトとして「女性の活躍支援」や「ワーク・ライフ・バランス<sup>※7</sup>の推進」などが掲げられました。

平成28(2016)年2月には、女性活躍推進法<sup>※3</sup>の施行を受け、女性の力を最大限に発揮できる施策を盛り込んだ、「第4次男女共同参画計画」が策定されました。

現在、「第4次男女共同参画計画」(平成28年度～令和2年度)をもとに、諸施策が推進されているとともに、第5次計画の策定に向けた準備が進められています。

## (4)飯綱町の動き

### ①第1次飯綱町総合計画 ～住民と共働による取り組み～

平成17(2005)年10月に誕生した飯綱町では、平成19(2007)年4月に策定した「第1次飯綱町総合計画」において、住民との共働による男女共同参画の社会づくりの構築を掲げ、男女の社会における対等なパートナーシップを目指した人権教育の推進を軸に、それぞれの分野で男女共同参画の意識啓発などを進めてきました。

### ②男女共同参画計画策定に向けた町民意識調査の実施

平成22(2010)年7月、飯綱町男女共同参画計画策定に向けて、20歳以上の男女合わせて1000人を対象に町民意識調査を実施しました。

### ③男女共同参画計画策定委員会の設置と「飯綱町男女共同参画計画」の策定

平成22(2010)年8月、各種団体の代表14名による策定委員会を設置し、町民意識調査の分析、課題の整理及び計画の素案づくりを行い、平成23(2011)年4月に本計画を策定しました。

### ④男女共同参画計画推進委員会の設置

平成23(2011)年8月、飯綱町における男女共同参画社会の形成を推進することを目的に飯綱町男女共同参画推進委員会が設置されました。男女共同参画に関する町民意識の把握やさまざまな課題を分析しながら、男女共同参画計画の施策内容の検討や進捗状況の管理等を行っています。

### ⑤「飯綱町男女共同参画計画」の改訂

平成28(2016)年12月、人口減少社会の克服と地方創生を目指す「飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「女性活躍推進法」の施行を受け、本計画の改訂を行い女性の活躍を推進する施策を盛り込みました。また、改定にあたり20歳以上の男女合わせて200人を対象に町民意識調査を実施しました。

### ⑥第2次男女共同参画計画策定に向けた町民意識調査の実施

令和2(2020)年5月、第2次飯綱町男女共同参画計画(令和3年～)策定の基礎資料とするため、20歳以上の男女合わせて700人を対象に町民意識調査を実施し、同年9月、調査報告書を一般に公表しました。

## 第2章 計画の体系

### 1 基本理念

#### 「男女が共に輝く、豊かな町を目指して」

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合って支えあい、性別により制約されることなく豊かに暮せる町を目指したいことから基本理念を「男女が共に輝く、豊かな町を目指して」と掲げました。一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、男女ともに個性と能力を発揮できるように家庭や地域社会、企業を含めたすべての町民と行政が一体となって計画を推進します。

### 2 基本目標

#### (1) 男女共に認めあう意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、夫婦に限らず家庭、地域等も含めた広い分野で、男性と女性がそれぞれ持っている性の特徴を認め合うことが必要であり、家庭、地域社会、企業、行政が一体となって取り組まなければなりません。令和2年度に実施した町の住民意識調査では、男女の平等感について、依然、平等に思っていないと回答した割合の方が高い状況です。このようなことから、行政では、男女平等意識や男女共同参画意識の定着、性別による固定的役割分担意識<sup>\*1</sup>の解消に向けて、講演会や講座等の開催、住民への情報提供等、あらゆる年代層への効果的な普及啓発を図る必要があります。

また、各家庭では、男女平等、男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育等に努めていただくよう理解の促進や意識改革が求められます。

また、地域では根強く存在する社会通念やしきたりなどによる不平等感について、地域全体で考え、必要に応じて見直すことが求められます。

#### (2) 男女共に活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

男女がそれぞれの個性を活かしながら、住みよい社会を形成していくためには、行政や地域活動など様々な分野における政策、方針決定過程に女性の参画を進めることが必要です。行政では、審議会等の女性委員の積極的な登用を推進してきましたが、いまだ十分な状況ではありません。引き続き、積極的な登用に努めるとともに、女性が参画しやすい環境づくりと女性自身の参加意識の醸成を進めるための取り組みが必要であり、家庭や地域では女性が参画しやすい協力態勢を整えるなど、地域ぐるみの理解、推進が求められます。

また、少子高齢化や人口減少が進む中、働く場などでのさらなる女性の活躍が必要とされています。男女共に働きたい人が働きやすい社会となるためには、男女が共に支えあい仕事と家庭の両立を図ることが重要であり、そのための労働環境の整備や労働するための支援が必要です。引き続き、男女が共に働きやすい環境づくりを推進するための啓発と、働きながら安心して育児、や介護等に携わっていただける環境整備、職場復帰や再就職等への支援に取り組みます。

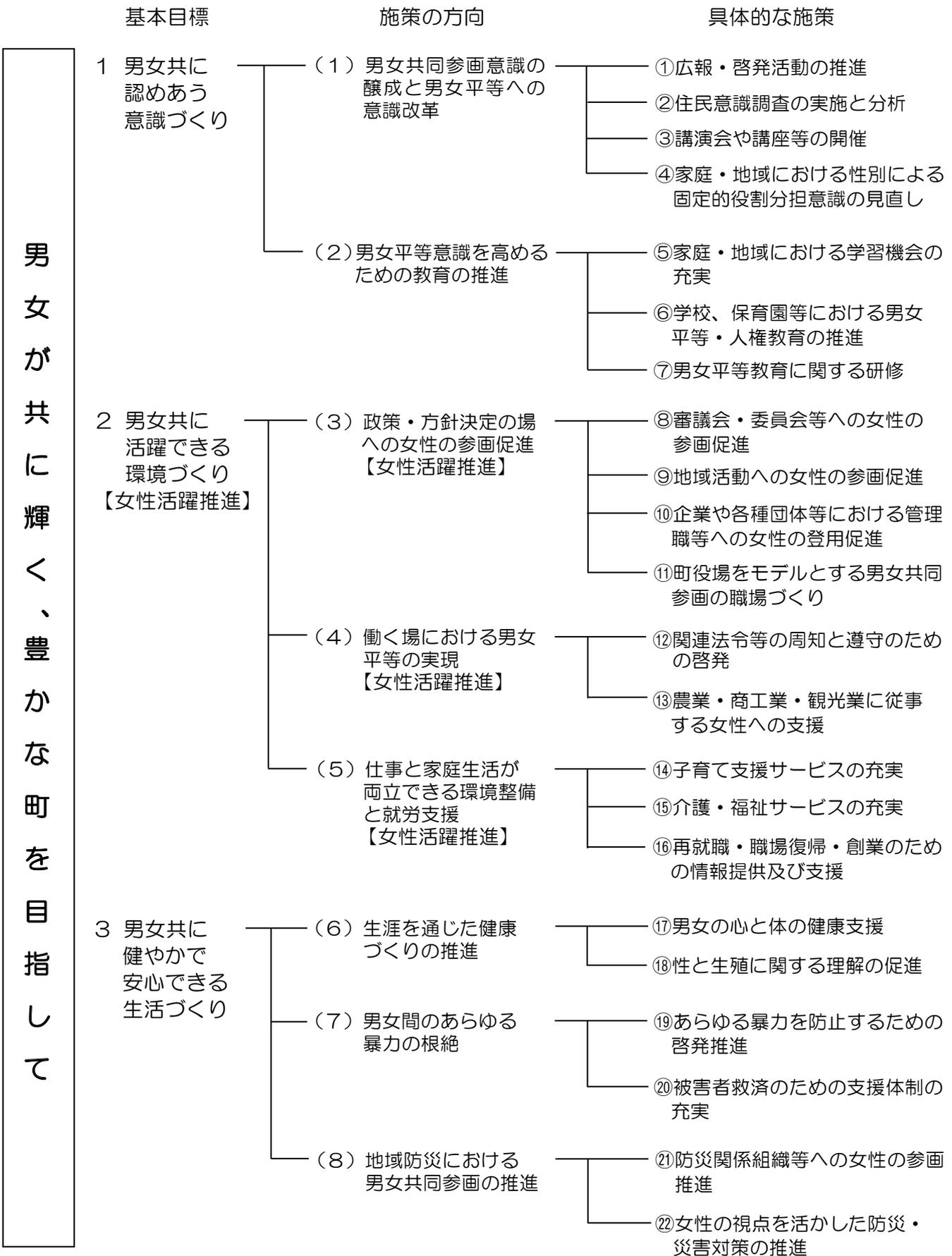
#### (3) 男女共に健やかで安心できる生活づくり

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮せることは、すべての人々の望みであり自立して生きていくための基本的な要件です。男女がお互いの身体的特徴を正しく理解し合い、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理が行えるようにするための支援や健康の保持増進を図るための事業の実施など、生涯を通じた健康づくりの推進を図ります。

また、男女がお互いにその人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成する上での大原則です。女性に対する性暴力、配偶者等からの暴力(DV)<sup>\*\*8</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*\*9</sup>等あらゆる暴力は決して許されることなく重大な人権侵害です。男女間のあらゆる暴力を根絶するための啓発を行うとともに、被害者への支援体制の充実を図ります。

また、近年続発する自然災害等により防災意識が高まるなか、被災時における男女のニーズの違いにより配慮が必要であることが分かりました。女性の視点や意見を反映させ、地域の防災・災害対応力の強化を図ります。

### 3 施策の方向と内容



## 第3章 計画の内容

### 基本目標 1 男女共に認めあう意識づくり

#### 施策の方向（1）男女共同参画意識の醸成と男女平等への意識改革

##### ○ 現状と課題 ○

町では、一般住民を対象とした人権や男女共同参画に関する講演会・講座等の開催や女性団体の会員の皆様を対象に県などが主催する研修会等への参加、広報などによる啓発活動等により、男女平等や男女共同参画意識を高めるための取り組みを行ってきました。

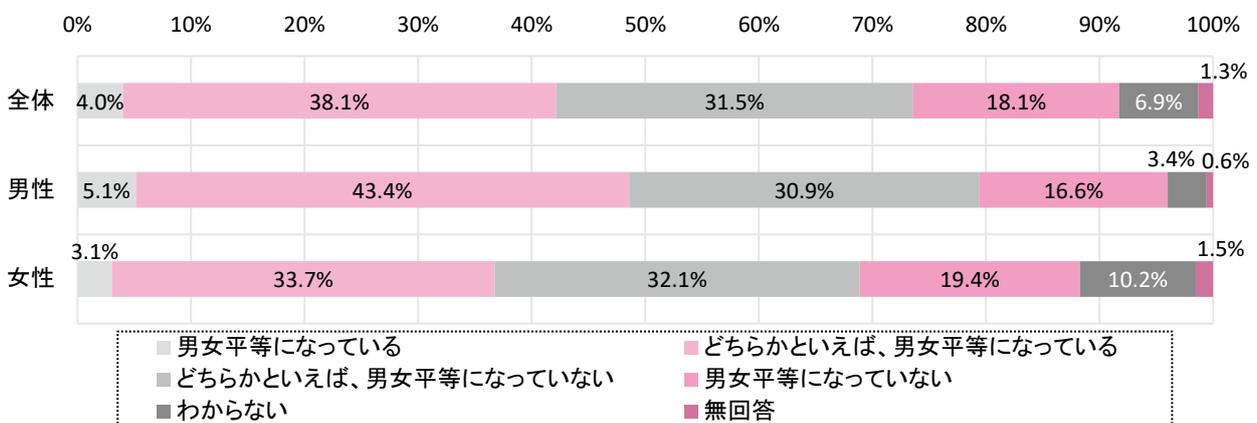
令和2年度に実施した意識調査では「男女の平等感」について「平等になっている（“どちらかと言えば”を含む）」と回答した割合が42.1%で「平等になっていない（“どちらかと言えば”を含む）」と回答した割合49.6%より低い状況であり、5年前に実施した前回調査と同じ割合であることから、男女平等意識の定着が進んでいないことが伺えます。また、男女別の回答では、「平等になっている（“どちらかと言えば”を含む）」と感じている割合が女性よりも男性の方が高く、男女間で意識に差があることも示しています。

また、「社会全体や分野ごとの男女の地位の差」について「男性の方が優遇されている（“どちらかと言えば”を含む）」と回答した割合が「政治や行政」で69.1%、「社会通念・慣習・しきたり」で79.4%と特に高く、「社会全体」をみても70.1%と高い状況にあります。

また、「性別役割分担意識」をみると「男は仕事、女は家庭という考え方」について反対する割合は70.2%で前回調査の60.5%から上昇しており意識の改善が見られるものの、家事等の分担割合をみると“食事づくり”や“食事の後片付け”“掃除”“洗濯”などは依然女性が分担している割合が特に高く、前回調査から男性意識の改善も見られるものの、引き続き男女平等意識の醸成が必要な状況にあります。

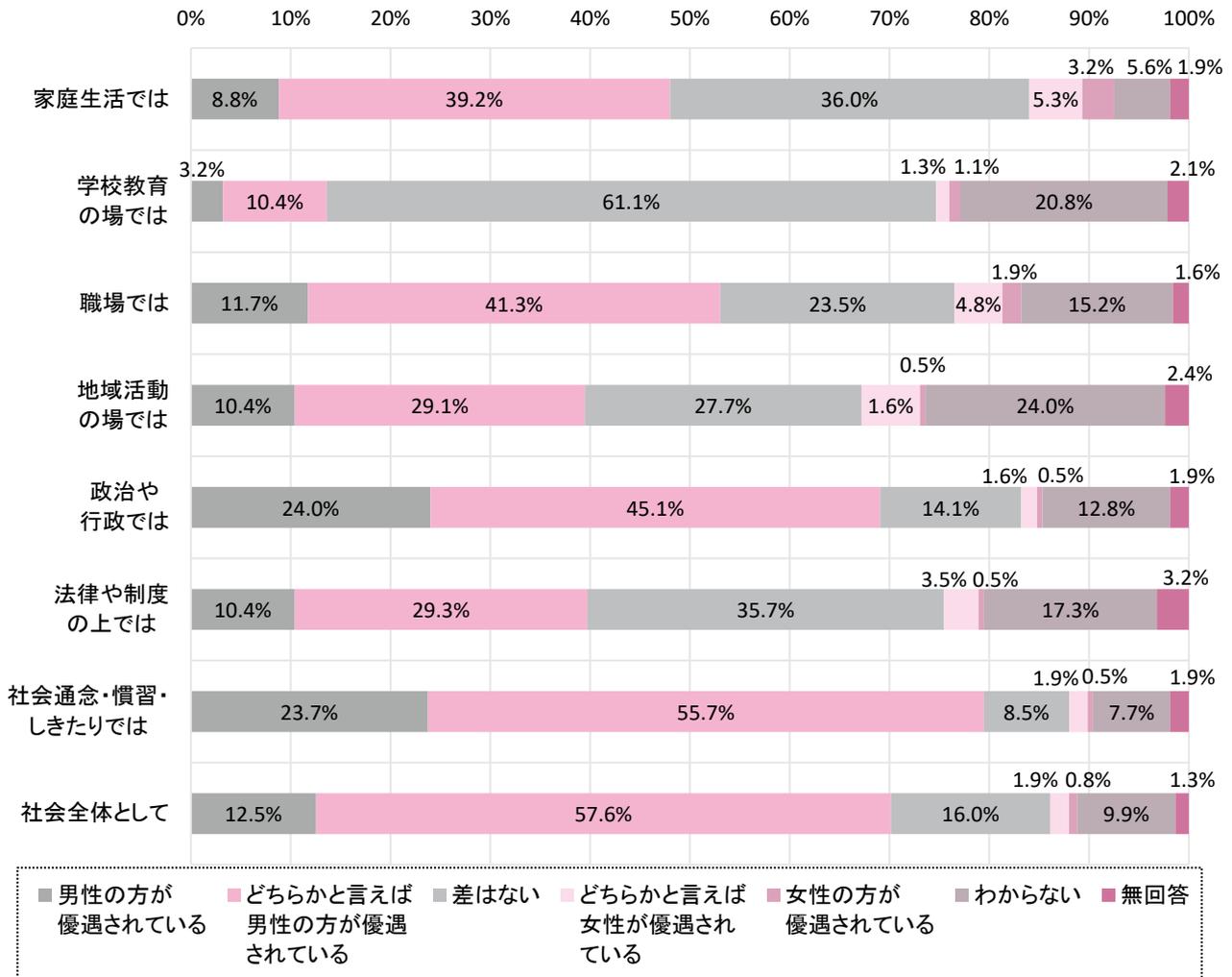
社会通念や慣行、しきたりなどにより、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担意識<sup>\*1</sup>は男女共同参画社会の実現にとって大きな障害の一つとなります。意識改革や意識の醸成は簡単にできることではありませんが、引き続きより効果的な啓発事業を推進していくとともに、家庭や地域全体で考え、必要に応じて見直すなど、できることから実行していくことが大切です。

#### ● 男女の平等感について



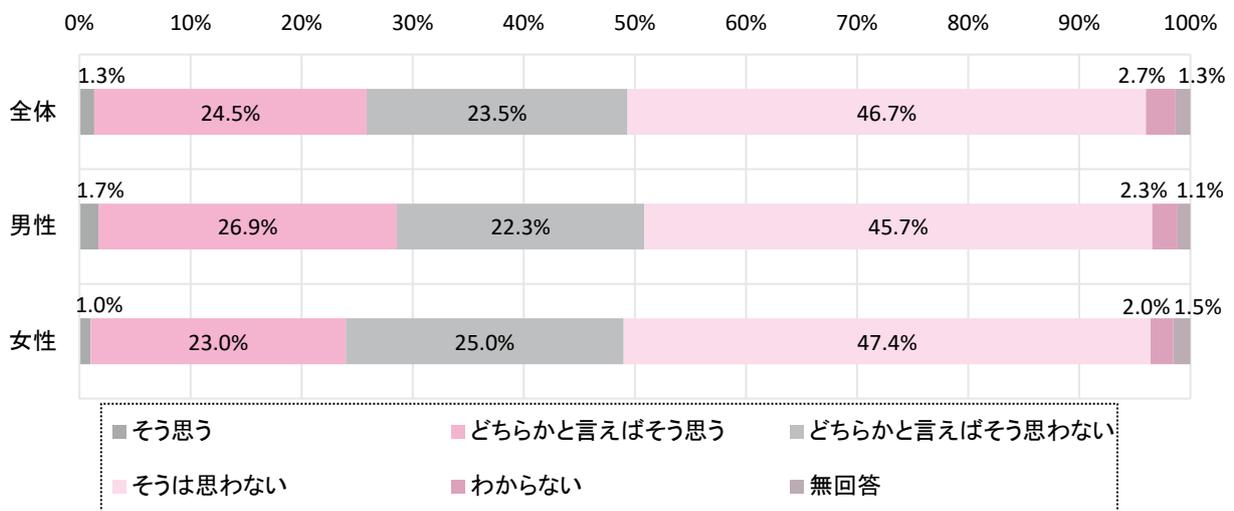
【令和2年度意識調査】

### ● 社会全体や分野ごとの男女の地位の差



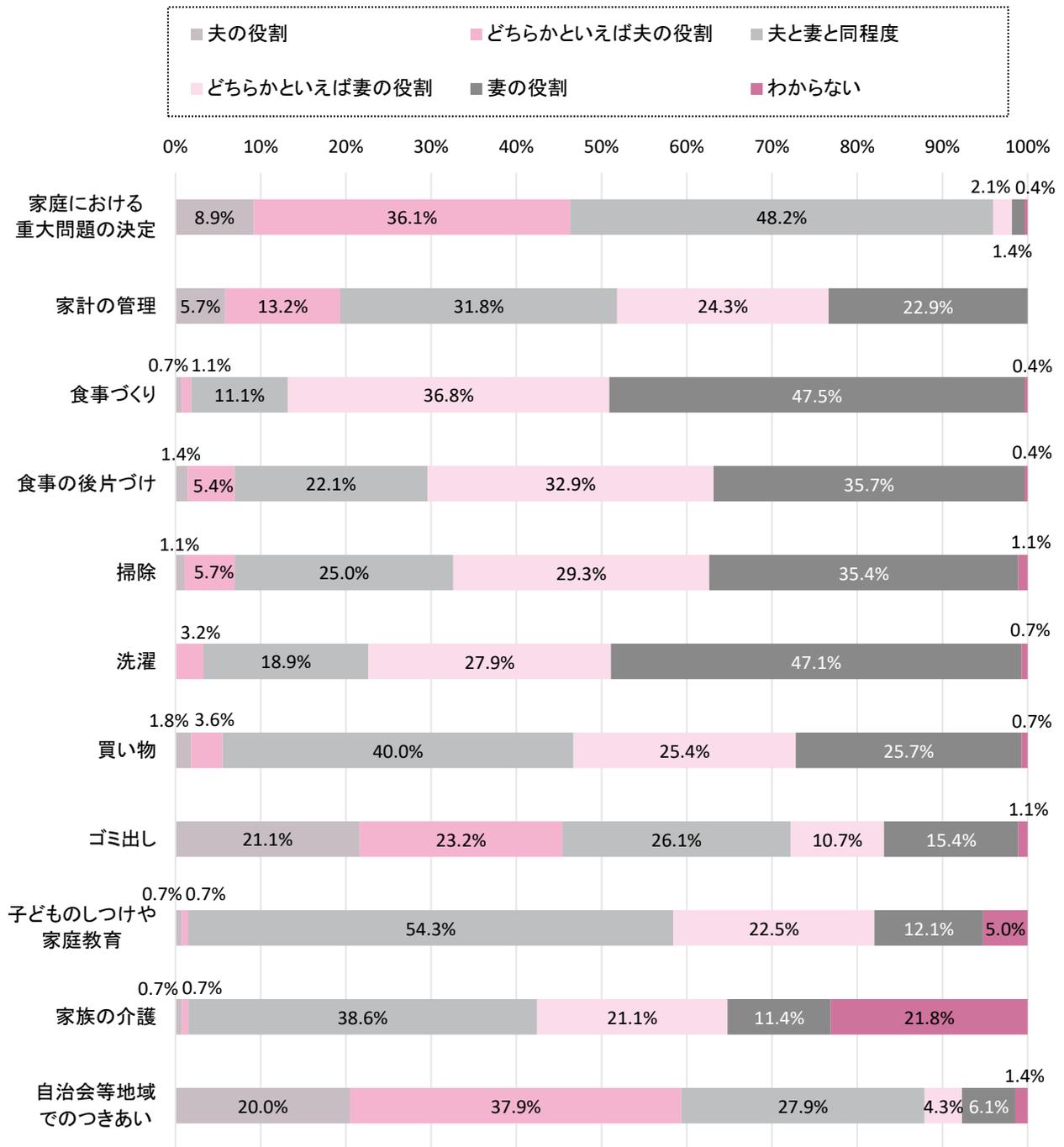
【令和2年度意識調査】

### ● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



【令和2年度意識調査】

● 夫と妻の家庭生活での家事等の分担について



【令和2年度意識調査】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等	
①	広報等による啓発活動の推進	町広報紙や町ホームページ等さまざまな媒体を通じて、男女共同参画の理解を深め、実践につなげるための情報を発信します。 (重点期間：6/23～29 男女共同参画週間 <sup>※10</sup> )	関係各課 教育委員会 (生涯学習係)	
②	住民意識調査の実施と分析	町民を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施し、結果の分析とそれに対応した効果的な各種施策を行うための基礎資料とします。また、分析の結果から「(仮称)飯綱町男女共同参画社会づくり条例」の制定を検討します。	教育委員会 (生涯学習係)	
③	講演会や講座等の開催	○男女平等意識の醸成や男女共同参画の理解を深めるための講演会、講座等を開催し、より多くの町民が参加できるように内容の充実に努めます。 ○県や女性団体等が主催する男女共同参画に関連する講演会やセミナー等の情報を提供し参加を促します。 ○講演会、講座等を開催する際は、子育て中の男女が学習する機会を確保できるよう託児を積極的に取り入れます。	教育委員会 (生涯学習係)	
④	家庭・地域における性別による固定的役割分担意識の見直し	家庭における見直し	○性別による固定的役割分担意識 <sup>※1</sup> に気づき、性別にかかわらず、お互いの個性と能力を認め合い、共に責任を分かち合っ、家事・育児・介護等を協力して担うことができるよう啓発活動に努めます。	保健福祉課 子育て支援センター 教育委員会 (生涯学習係)
		地域における見直し	○男女共同参画を推進するための講演会や講座、地域や公民館の学習会などへの積極的な参加を促進します。	教育委員会 (生涯学習係)
			○公民館図書室に一般貸し出し用として男女共同参画に関する啓発図書を整備していきます。	
		地域における見直し	○地域において、古くからのしきたりや慣習にとらわれることなく、男女がともに地域活動等に参画できるようにするための見直しが促進されるよう啓発活動に努めます。 ○地域の諸団体(区や組、公民館等)の役員の方の男女共同参画の理解を深めるための講演会、講座等への積極的な参加を促します。 ○学習会等での啓発用として、貸し出し用の視聴覚教材(DVD等)を整備していきます。	総務課  教育委員会 (生涯学習係)

## 施策の方向（2） 男女平等意識を高めるための教育の推進

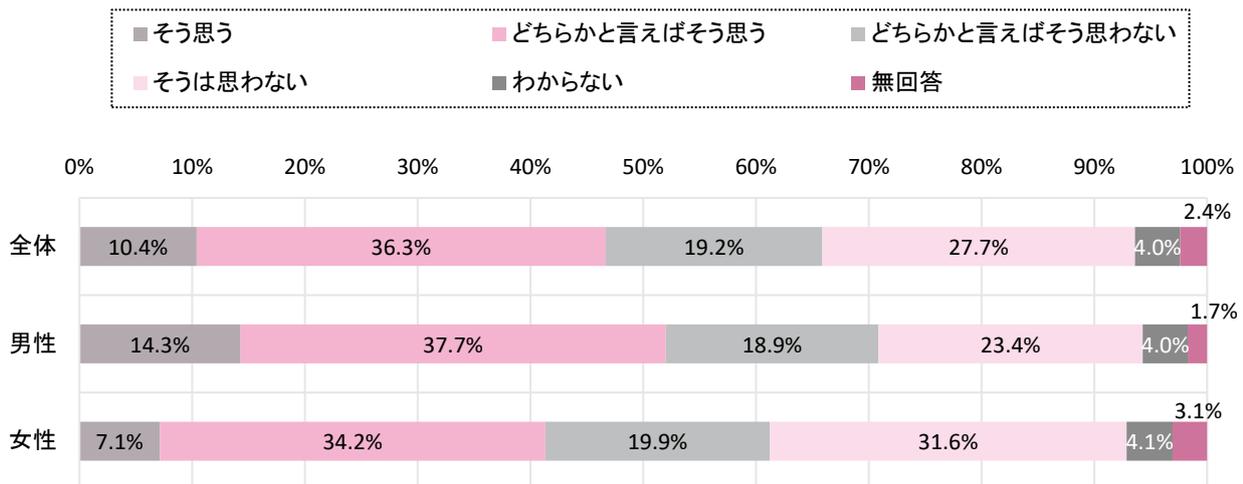
### ○ 現状と課題 ○

男女共同参画社会を実現していくためには、幼少期からの教育や学習の役割は大変重要です。教育の基盤である家庭では「男の子だから、女の子だから」といった固定的概念にとらわれず自然と男女平等感が形成されていくように、家族としてお互いを認め合う、人権を尊重した家庭づくりを進めていくことが大切です。意識調査では「“男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく”という育て方についてどう思うか」という質問に対し「そう思う（“どちらかと言えば”を含む）」と回答した割合が46.7%と否定的意見とほぼ同数となっており、引き続き家庭での男女平等を進めるための啓発活動が必要です。

また、意識調査の男女共同参画に関連する法律や制度、言葉等の認知度を聞いた質問では、「ジェンダー」など、いまだ認知度が低く、理解が進んでいない項目もみられます。人権尊重や男女共同参画に対して、幅広い年代層の住民に身近な問題として関心を持ってもらうとともに、理解を深めていただくよう生涯を通じて学ぶことができる学習機会の提供、充実が引き続き必要です。

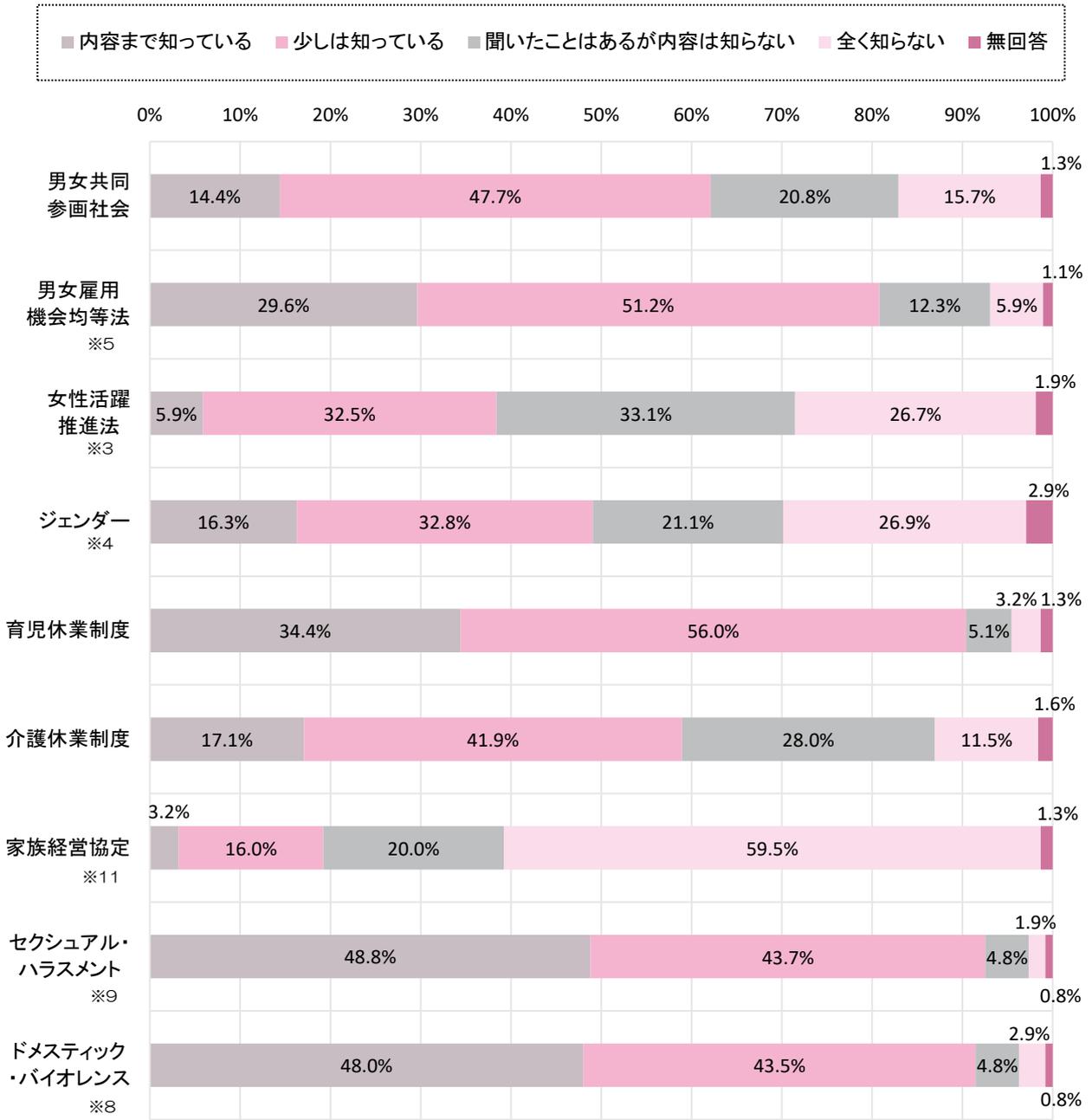
学校や保育園（幼稚園）等における男女平等に関する教育は、幼児・児童・生徒の心身の発達に依りて、全ての教育活動に必要なことです。意識調査では「男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で力を入れるべきことは何か」という質問に対し、回答が最も多かったのが「学校での指導において男女の別なく個性を活かせるように配慮する」で、続いて「男女平等の意識を育てる授業をする」となりました。今後も性別にとらわれず、男女が等しい機会を得られ、一人ひとりが自らの能力を最大限に発揮できる教育の推進を図ります。

### ● 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」という育て方について



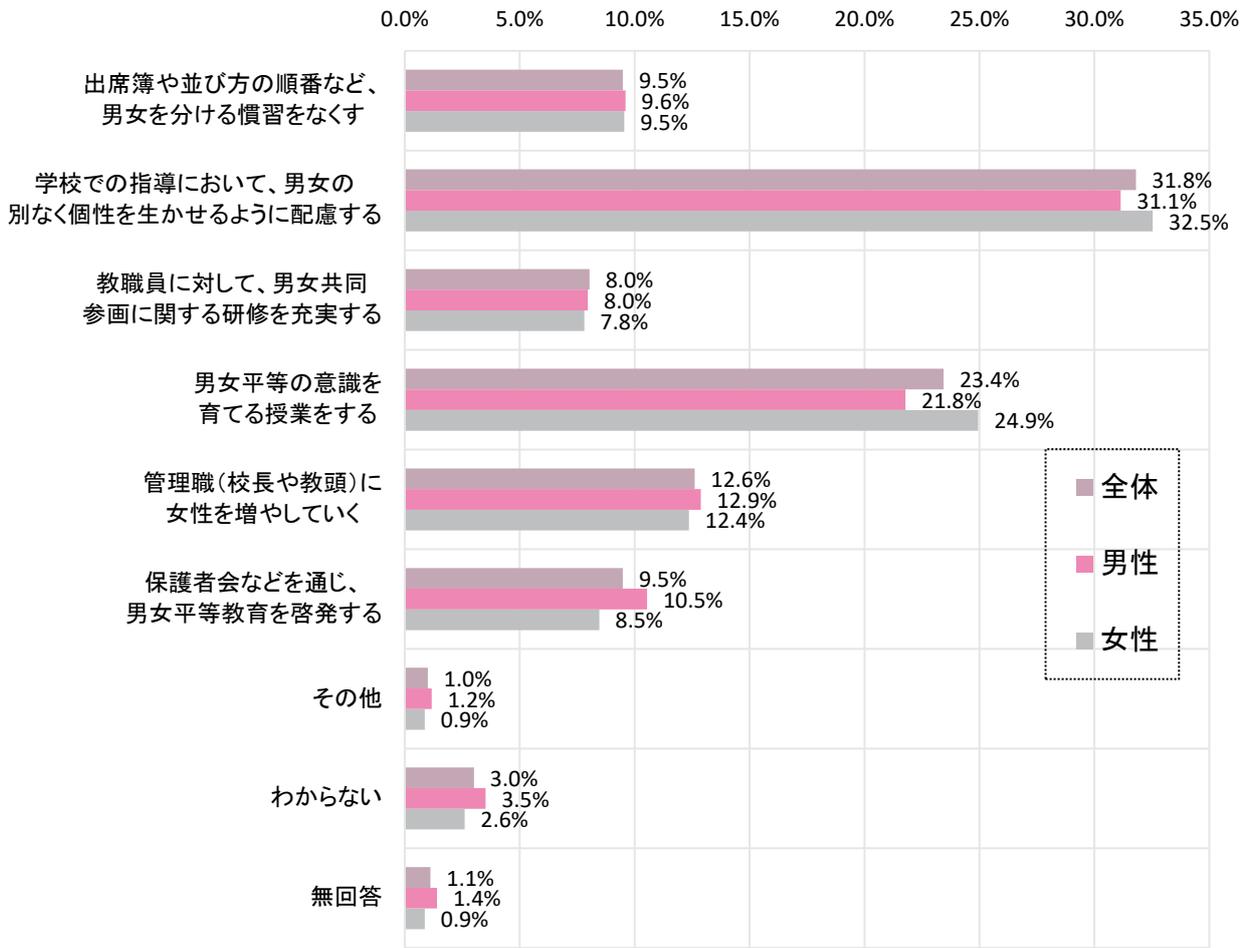
【令和2年度意識調査】

● 用語や制度の認知度について



【令和2年度意識調査】

● 男女平等の人間関係をつくるために、学校教育の場で力を入れるべきこと



【令和2年度意識調査】

具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑤ 家庭・地域における学習機会の充実	<p>○地域や公民館等による男女共同参画について理解を深めるための学習会等の開催を支援し促進します。</p> <p>○区や組、公民館事業等における学習機会のひとつとして県や町の担当職員による男女共同参画に関する出前講座の積極的な活用を促します。</p> <p>○男女共同参画の理解と実践のために活動を行う女性団体・グループ等の育成及び支援を行います。</p>	教育委員会 (生涯学習係)
⑥ 学校、保育園等における男女平等・人権教育の推進	性別による固定的な意識※1を植え付けないよう配慮し、個性や発達を尊重した教育・保育を実施します。また、男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した指導を推進します。	小中学校  保育園
⑦ 男女平等教育に関する研修	教職員や保育士等の人権尊重や男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	

## 基本目標 2 男女共に活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

### 施策の方向(3) 政策・方針決定の場への女性の参画促進【女性活躍推進】

#### ○ 現状と課題 ○

町では、まちづくりの政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、町第2次総合計画並びに第1次男女共同参画計画に基づき、審議会等への女性委員の積極的な登用を進めてきましたが、現在のところ全体として目標値の30%には届いていません。引き続き、女性委員登用の一層の推進が必要です。

地域社会における女性の参画状況についても、依然進んでいないのが現状です。意識調査では「現在参加している活動について」の質問に対し、男女別の回答割合をみると、いずれも「町内会・自治会・公民館などの地域組織の活動」と回答した割合が最も高くなりましたが、男性が女性よりも14.7ポイント高く、「参加している活動はない」と回答した割合では女性が男性よりも18.2ポイント高いという結果となっており、女性の社会活動等への参加を促進するための啓発等が必要です。

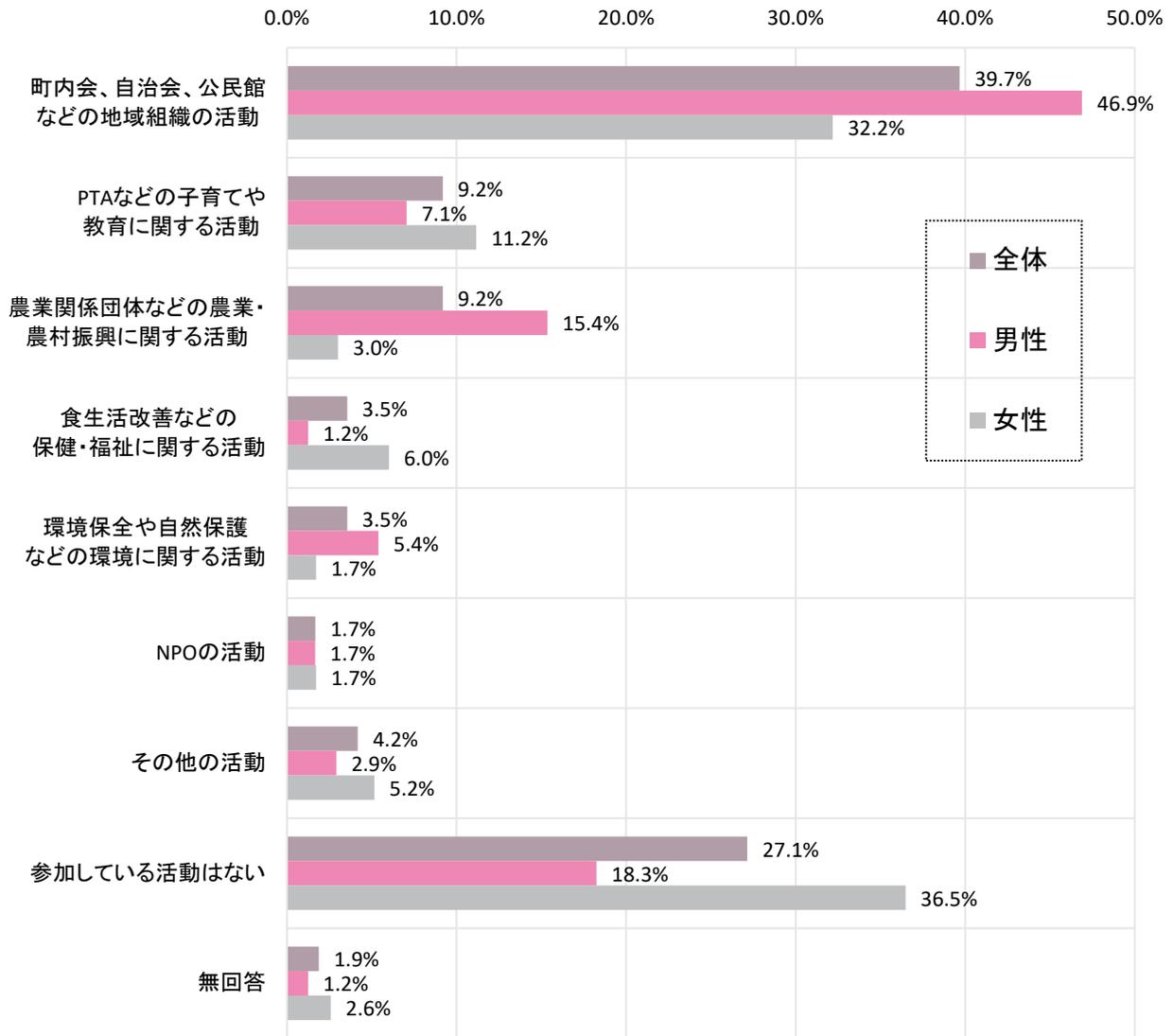
また、「女性が自治会等の役員になることについてどう思うか」という質問に対して「大変よい」「多少いてもよい」と回答した割合が合わせて9割を超えており、意識が高いにもかかわらず、現実にはほとんど女性役員がいない状況です。また「自治会の長、PTA会長など方針決定の過程に女性が少ない理由は何か」という質問に対しては「男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」という回答が最も多く、続いて「女性自身が責任ある役職に就くことに消極的であるから」となっており、古い慣習やしきたりなどによる性別による固定的役割分担意識<sup>\*1</sup>の解消と女性も積極的に参画する意識を強く持つことが必要であり、参画するための支援体制を整えることも求められます。

#### ● 飯綱町の審議会等における女性委員の比率の推移（各年度4月1日現在）

年度	目標値 (%)	女性委員を含む 審議会等の数 (審議会等の総数)	審議会等の 女性委員の数 (委員の総数)	女性比率 (%)
平成28年度	30	9(11)	22(101)	21.8
平成29年度	30	10(10)	26(109)	23.9
平成30年度	30	8(9)	22(94)	23.4
令和元年度	30	8(10)	21(101)	20.8
令和2年度	30	8(10)	21(101)	20.8

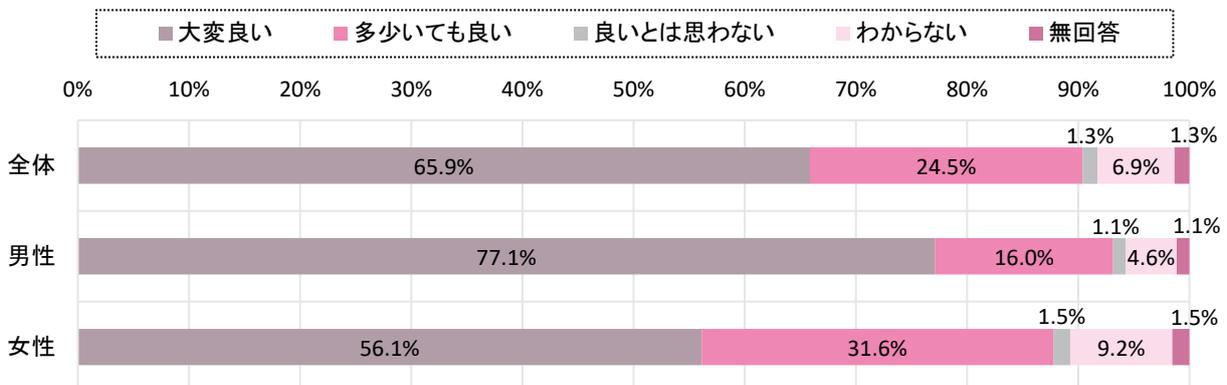
【町教育委員会資料】

● 現在参加している活動について



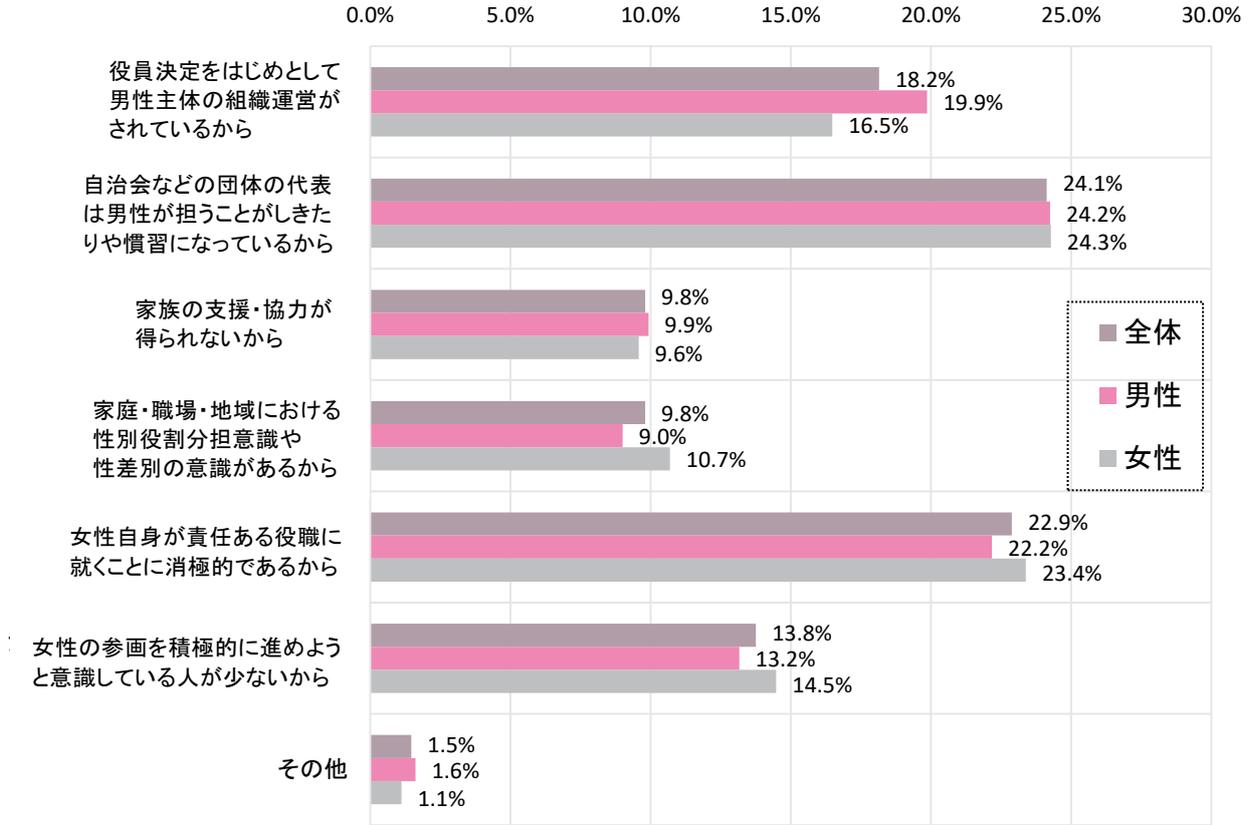
【令和2年度意識調査】

● 女性が自治会等の役員になることについて



【令和2年度意識調査】

● 自治会の長、PTA 会長など方針決定の過程に女性の参画が少ない理由について



【令和2年度意識調査】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑧	審議会・委員会等への女性の参画の促進	町政に対する女性の参画機会を拡大するため、「審議会等の設置及び運営等に関する指針（平成24年内規）」の徹底を図り、委員の30%以上を目標に女性委員の登用を積極的に進めます。	関係各課
⑨	地域活動への女性の参画促進	○区や組、PTA、公民館等、地域活動への女性の参画を促すため、性別による固定的役割分担意識 <sup>*1</sup> の解消と女性の積極的な参画意識を醸成するための啓発を行います。 ○地域活動における方針決定の場への女性の積極的登用を推進するための啓発を行います。	教育委員会（生涯学習係）
⑩	企業や各種団体等における管理職等への登用促進	町内の企業や各種団体等において、管理職等への登用など経営や方針決定の場への参画を促進するための啓発を行い、理解と取り組みを求めます。	教育委員会（生涯学習係）
⑪	町役場をモデルとする男女共同参画の職場づくり	飯綱町役場においては、女性活躍推進法 <sup>*3</sup> に基づく特定事業主行動計画 <sup>*12</sup> を策定しており、女性職員の活躍推進に向けた職場づくりに取り組んでいます。女性の活躍について地域の先頭に立ってリードする役割を担うためにも、女性の人材育成や管理職等の登用推進、男女の仕事と育児・介護との両立、働き方改革による家庭生活や地域活動等の充実を図ります。	総務課

## 施策の方向（４）働く場における男女平等の実現【女性活躍推進】

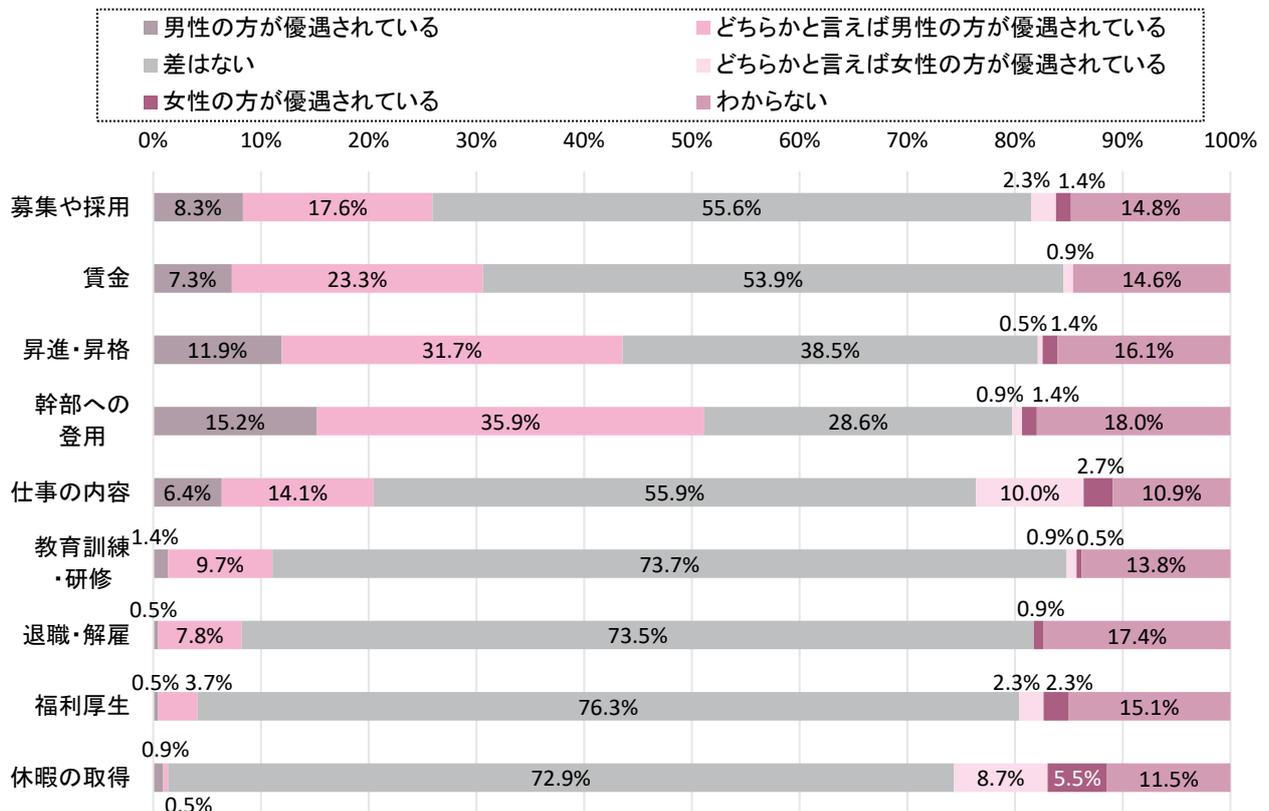
### ○ 現状と課題 ○

女性の就業者数や就業率は年々増加しており、今後も少子高齢化や人口減少時代にあっても女性の活躍が期待されています。

働く場における男女平等や女性活躍の状況は、法律や制度などの整備により、一定の前進はあるものの、いまだ不平等感があることや活躍するための環境整備が十分ではないというのが実状です。意識調査において「職場での男女平等について」待遇や環境などを項目ごとに質問したところ「昇進・昇格」と「幹部への登用」については「（男女の）差はない」と回答した割合よりも「男性の方が優遇されている（“どちらかと言えば”を含む）」と回答した割合のほうが特に高くなっており、不平等感が強く、改善のさらなる促進が必要な状況です。職場での待遇等については、過去の調査結果から比較すると全体的に「差はない」と回答した割合が上昇しており、改善傾向が見られますが、引き続き、企業等への関連法令等の情報提供や遵守のための啓発などにより、女性の職域拡大と職場環境や待遇等の改善などへの理解と取り組みの促進を図る必要があります。

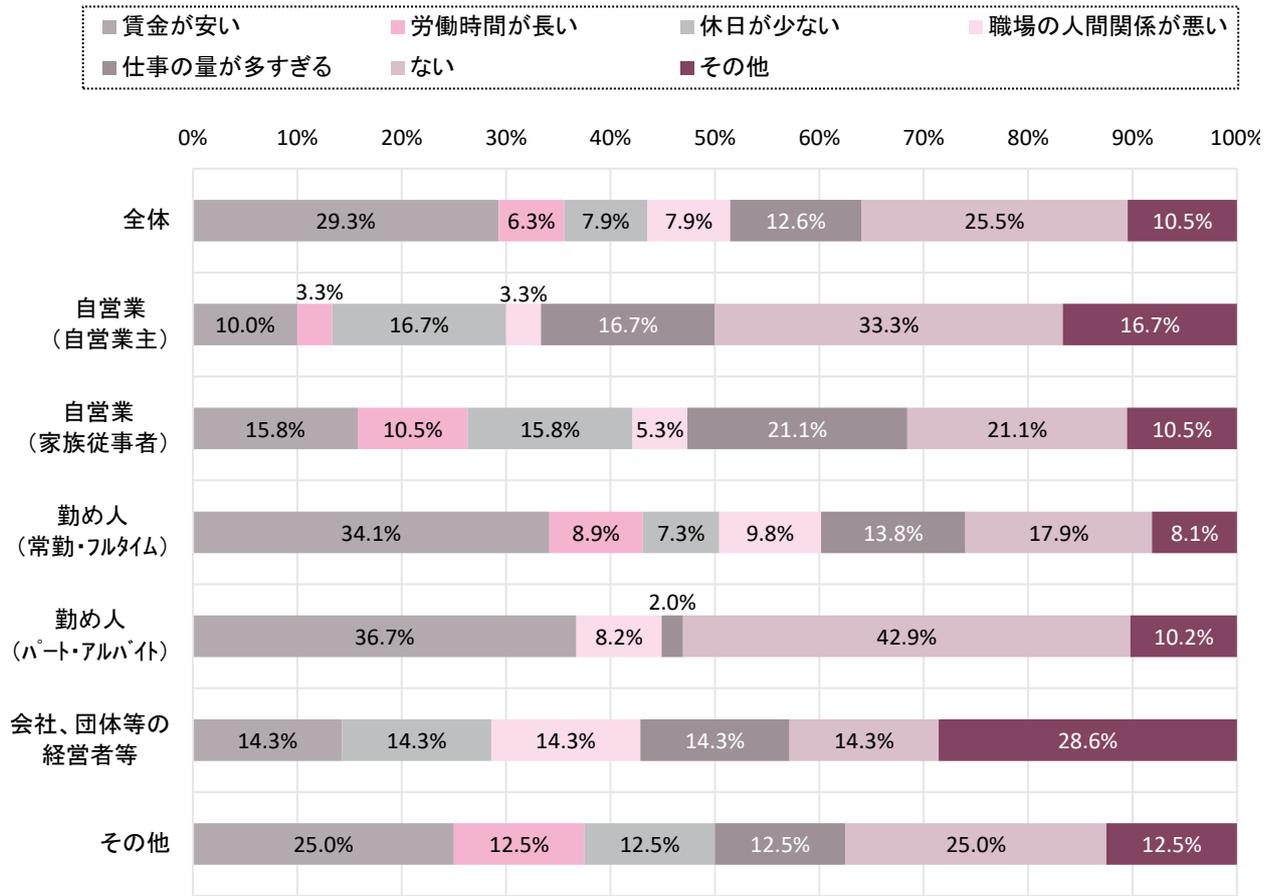
また、自営による農業、商工業、観光業等に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、経営や生産が家庭生活と密接につながっていることから、労働の対価としての収入や労働時間、休暇などの条件が不明確になりがちです。女性に過度の負担がかからないよう家庭内であっても労働条件に関する取り決めを行い、男女が対等なパートナーとして経営を支え、責任を分かち合うという意識の醸成を図ることが重要です。

### ● 職場での男女平等について



【令和2年度意識調査】

● 就業者の仕事をする上での不安・不満や悩みについて（職業別回答）



【令和2年度意識調査】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑫	関連法令等の周知と遵守のための啓発	男女雇用機会均等法 <sup>※5</sup> 、育児・介護休業法 <sup>※13</sup> 、女性活躍推進法 <sup>※3</sup> 等の労働関係法をはじめとする男女共同参画の視点に立った労働に関する情報等を提供し、女性も男性もその能力を十分に発揮できる機会と待遇が確保される環境が整備されるよう、企業や事業所等への普及・啓発に努めます。また、町民には制度の趣旨や内容の周知を図ります。	教育委員会 (生涯学習係)
⑬	農業・商工業・観光業等の自営業に従事する女性への支援	○各産業分野における施策、方針決定の場に女性が参画できる環境が整備されるよう、関係団体等への普及啓発に努めます。	教育委員会 (生涯学習係)
		○女性の経営参画や労働環境等の負担軽減について家族で話し合うなど、男女が共にパートナーとして携わっていける体制づくりを進めるための意識啓発を図ります。	産業観光課 (農業委員会)
		○農業従事者については、家族経営協定 <sup>※11</sup> の締結を支援し、農業経営に参画できる環境の整備を促進します。	教育委員会 (生涯学習係) [商工会] [観光協会]
		○商工、観光業従事者についても、農業従事者が行っている家族経営協定を基本とした内容の取り組みを推進します。	

## 施策の方向（5）仕事と家庭生活が両立できる環境整備と就労支援【女性活躍推進】

### ○ 現状と課題 ○

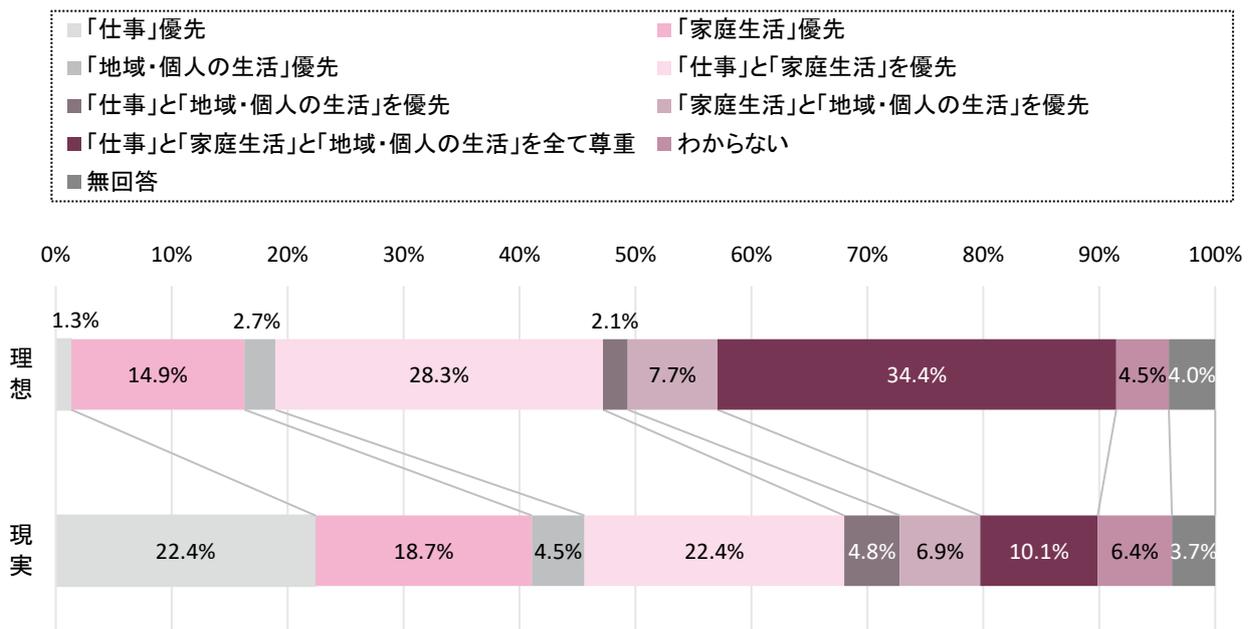
誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>\*7</sup>の実現が求められています。

意識調査において「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度」について、理想と現実のそれぞれを質問したところ「理想」では「仕事と家庭生活と地域・個人の生活を全て尊重」が34.4%で最も多い回答となりましたが「現実」では10.1%に留まり、“理想”とする生活と“現実”との間にギャップが生じている状況にあります。

また、女性の中には、働く意欲があるにもかかわらず、育児・介護などの理由で就業や再就職に結び付けることができず、働く場での活躍が損なわれているケースがあります。意識調査では「女性が仕事を続けていく中で障害となっているもの」について「家事や育児との両立が難しい」が25.9%で最も回答が多く、次に「高齢者や病人など介護・看護があること」が18.1%となっています。そこには男性の家庭生活への参画が求められますが、意識調査では「男性が女性と共に育児・介護に参加していくために重要になること」についての質問に対して「男性自身が育児や介護に取り組む意識を持つこと」が40.3%で最も回答が多く、続いて「男性が育児休暇・介護休暇制度を利用しやすくなること」が32.3%となっています。

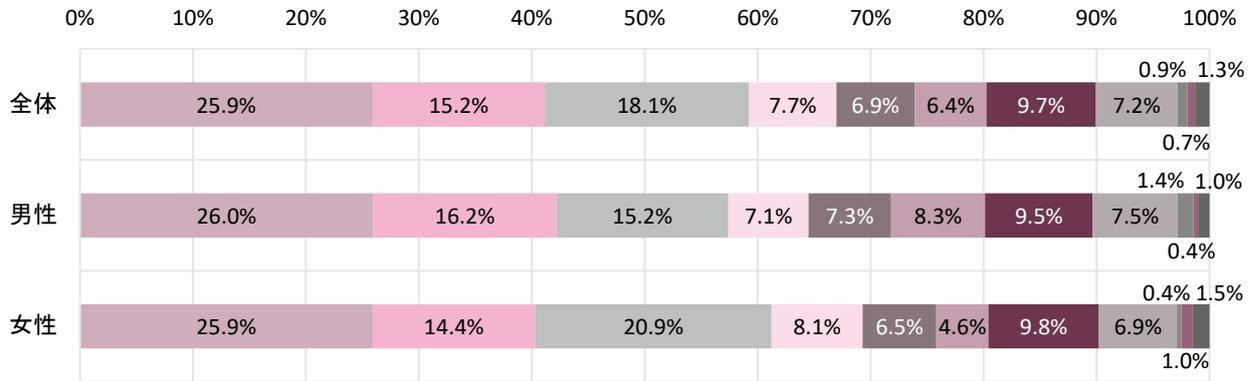
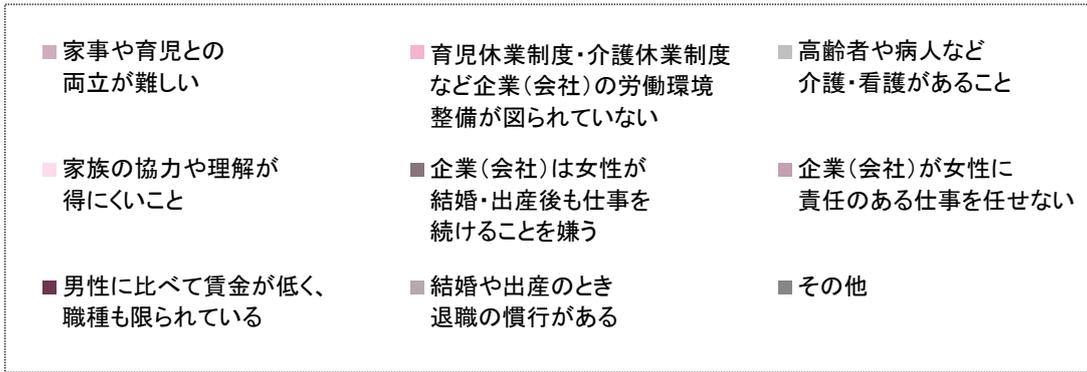
このようなことから、仕事と家庭を両立するためには家族の中で家事・育児・介護を担い合う意識を持つことが重要であり、それぞれのニーズに対応した支援体制を充実させていくことが必要です。また、結婚・出産・育児・介護等で離職したものの、その後再就職や創業（起業）を希望する女性に対して、就業促進と職域拡大に向けた支援の充実が必要です。

### ● 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について



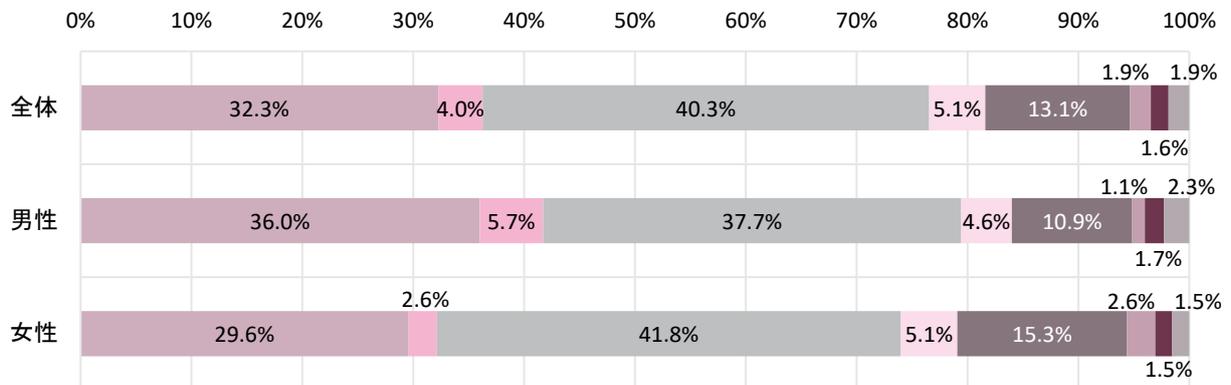
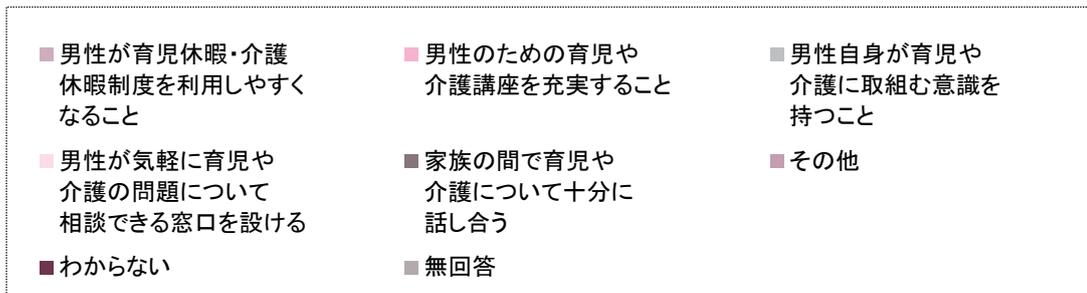
【令和2年度意識調査】

### ●女性が仕事を続けていくなかで障害となっていると思われること



【令和2年度意識調査】

### ●男性が女性とともに育児・介護に参加していくために必要なことについて



【令和2年度意識調査】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑭	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応した各種保育サービス事業を継続し、充実を図ります。 延長保育事業、一時保育事業、病児・病後児保育事業、未満児保育事業、障がい児保育事業、おひさま広場（保育園園開放）等	教育委員会 (こども保育係) 保育園
	子育て支援センター事業の充実	子育て支援の拠点施設として、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育て講座やイベント企画運営などの事業の実施と充実を図ります。 親子ふれあい教室、なかよし広場（育児・健康・栄養・発達相談、各種イベントを兼ねる）、わくわく子育て講座、子育て相談事業、幼児安全法講習会等	教育委員会 (子育て支援係)  子育て支援センター
	男性の子育て参加の促進	男性を対象とした育児講座（イクメンパパの会）を開催し、子育てへの男性参加の促進を図ります。なお、内容等については、男性が気軽に参加できるよう配慮します。	
	ファミリーサポートセンター事業の推進	きめ細かい子育てニーズに対応するため、子育ての手助けをしてほしい方と地域の子育ての手伝いをしたい方が会員登録し、休日を含めて必要に応じた子育て支援ができるファミリーサポートセンター事業の利用促進を図ります。なお、令和3年5月に運営を開始する新子育て支援センターの施設内に託児の専用スペースを設け、当事業の拠点とします。	教育委員会 (子育て支援係)  子育て支援センター
	放課後児童クラブ事業の促進	保護者が就業等により昼間家庭に居ない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や休校日等に学童保育として利用できる放課後児童クラブの利用促進と内容の充実を図ります。	教育委員会 (こども保育係)
	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が子育てや自立した生活が安定して送れるよう補助や助成制度の充実を図ります。	家賃補助 企画課
			就学費用補助 教育委員会 (総務教育係)
			母子・父子家庭等医療費助成 教育委員会 (子育て支援係)
	児童クラブ利用料の軽減 教育委員会 (こども保育係)		
子育て家庭への総合支援	全ての子どもとその家庭及び妊産婦の実情を把握し、虐待等の要保護児童支援や特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）支援の強化を図ります。		
男女共同参画の視点に立った計画の推進	「飯綱町子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法並びに次世代育成支援対策推進法に基づく町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画です。男女共同参画と密接に関係し関連する事業内容も多数含まれるため、計画の改定、見直し等を行う際には、男女共同参画の視点を反映するとともに、男女共同参画計画との整合を図り、事業の推進に努めます。	教育委員会 (子育て支援係)	

⑮	介護・福祉サービスの充実	介護に参加しやすい環境整備	男女共に介護に関心を持ち、参加しやすい環境を整えるため、介護方法や各種介護・福祉サービス等についての知識や技術の習得等ができる事業の推進を図ります。また、訪問介護員（ホームヘルパー）等、介護に関する資格の取得費用について助成する制度を検討します。	保健福祉課 社会福祉協議会
		情報提供と相談機能の充実	介護・福祉等の総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを中心に、介護・福祉に関する情報を収集、提供するとともに、サービスが円滑に行われるよう相談機能の整備、充実を図ります。	地域包括支援センター
		介護福祉サービス基盤の充実	介護が必要な高齢者や障がい者が人間として尊厳をもって生活できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減となる、多様なニーズに対応した介護・福祉サービスの基盤整備と充実を図ります。	保健福祉課
		男女共同参画の視点に立った計画の推進	町福祉関連計画の策定、改定、見直し等を行う際には、男女共同参画の視点を反映するとともに、男女共同参画計画に関連する事業については整合を図り、その事業の推進を図ります。	
⑯	再就職・職場復帰・創業のための情報提供及び支援	再就職・職場復帰に対する支援	○飯綱町ワークセンター（iワーク）※14 の運営により、子育て世帯の保護者が子どもを預けて安心して在宅ワークができる設備と場所を提供し、就労を支援します。また、就職を希望する女性に対する求人情報等の提供や求人相談等を行います。 ○就職や職場復帰を希望する女性へのスキルアップ研修会や企業、事業者等との就職面接会の開催による就労支援を行います。	教育委員会 （子育て支援係） ワークセンター （iワーク）
		創業（起業）に対する支援	創業（起業）する者に対し、その事業にかかる対象費用の一部を補助します。また、空き店舗を活用し起業する場合についてその事業にかかる対象費用の一部を補助します。	産業観光課

## 基本目標3 男女共に健やかで安心できる生活づくり

### 施策の方向(6) 生涯を通じた健康づくりの推進

#### ○ 現状と課題 ○

男女がお互いの身体的特徴を正しく理解し合い、その人権を尊重することは男女共同参画社会を実現する上で重要なことです。

特に女性は、生涯におけるそれぞれのライフステージ（就職、結婚、出産、子育てなど節目となる出来事によって区分される生活環境の段階）によって、心身の状況が大きく変わるだけでなく、生活スタイルも大きく変わります。女性自らが、各ステージにおける健康状態について正しく理解し、適切に管理できるよう各種検（健）診や健康教育、相談体制の充実を図るとともに、スポーツや文化活動などを通じて健康の保持・増進を図るなど生涯にわたる健康づくりへの支援が引き続き必要です。また、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>※15</sup>」が女性の基本的な人権として重要であり、それを自らが守り、決定していくという意識を醸成するための啓発が必要です。

また、LGBT<sup>※16</sup> といったいわゆる性的少数者（セクシュアル・マイノリティー）の方は、幼少期から自身の性のあり方や他人との違いに違和感を持ち始めると言われており、周囲の理解不足や偏見等により社会の中で様々な不安や困難、生きづらさを抱えていると言われています。誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指し、多様な性についての理解を進めるための取り組みが必要です。

#### ●飯綱町内における健康教育事業の状況

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地区健康教室	回数	27	18	17	13	19
	参加人数	490	227	260	199	331
出前講座	回数	2	4	1	3	3
	参加人数	63	79	25	56	54
食生活改善推進協議会の学習会	回数	10	9	10	10	10
	参加延人数	184	208	178	182	173
いきいき健康教室	回数			16	15	15
	参加延人数			562	242	146

【町保健福祉課資料より】

#### ●飯綱町内における母子保健事業の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊娠届出数（件）	53	37	51	40	39
妊婦健診受診者数（人）	85	76	67	49	59
産婦健診受診者数（延べ人数）				39	41
産後ケア【訪問型】利用者数（人）				3	6
産後ケア【訪問型】延べ訪問回数（回）				10	21

注：産婦検診は平成30年10月から、産後ケアは平成30年8月から事業実施

【町保健福祉課資料より】

## ● 「飯綱町検診（健診）実施要綱」に基づく乳がん並びに子宮頸がん検診の状況

(単位：人)

検診項目	検査内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳がん 検診	マンモグラフィ 検査	277	319	310	398	436
	全超音波・全視 触診検査 注1	52	46			
	超音波単独 検査 注2			223	112	52
子宮頸がん 検診	細胞診	374	423	359	384	383
	HPV検査(細胞 診と併用)	73	162	163	156	135

注1 平成26年度までは乳房視・触診検診（医師の指示があった場合のみ、超音波検査）。平成27・28年度は受診者全員に乳房視・触診と超音波検査を実施。

注2 平成29年度から30歳代と70歳以上の方を対象にした乳房超音波検査を実施。

【町保健福祉課資料より】

## ● （公社）長野シルバー人材センター（飯綱班）の会員登録状況（令和2年3月現在）

区分	会員数 A	累計就業人員 B	就業率 B/A	会員の年齢別分布（人）		
				64歳以下	65～69歳	70歳以上
男	39人	39人	100%	0	10	29
女	7人	7人	100%	0	2	5
計	46人	46人	100%	0	12	34

【町保健福祉課資料より】

## ● いいづな大学・いづな教室事業の受講状況

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いづな大学	31	30	29	39	46
うち男：女	女26：男5	女23：男7	女25：男4	女36：男3	女43：男3
いづな教室	243	247	243	250	270

【町教育委員会資料より】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等	
①⑦	男女の心と体の健康支援	健康管理と病気予防対策の充実	心身の健康管理や病気予防のための各種検（健）診や健康相談、健康教育の充実などにより、男女それぞれのライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	保健福祉課 (健康推進係)
		生活習慣等の改善指導	男女それぞれのライフステージに応じた正しい生活習慣を身につけるための食生活の改善・指導や運動習慣等の普及・指導などの健康教育を推進します。	
		健康いいづな21の推進	飯綱町の健康づくり計画である「健康いいづな21」の改定、見直し等を行う際には、男女共同参画計画との連携と、男女共同参画の視点を反映した計画内容とします。	
		母子保健の充実	○女性特有の疾病や妊産婦・乳幼児に関する相談体制とそれにかかわる学習の機会の充実を図ります。 ○不妊に関する総合的な情報提供や心理的負担を軽減するための支援を行います。 ○子どもの成長や発達、家庭状況等に応じた「支援プラン」を保健師が策定し、母子保健と子育て支援が連携した一体的な切れ目のない支援を行います。	保健福祉課 (健康推進係)  教育委員会 (子育て支援係)
		生きがいづくりの推進	高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。	社会教育事業の推進
ボランティア活動	社会福祉協議会			
		就労機会の情報提供	保健福祉課	
		介護予防教室やパワーリハビリ等による自立生活や人との交流のための支援を促進します。	地域包括支援センター  社会福祉協議会	
①⑧	性と生殖に関する理解の促進	女性の性と生殖に関する理解	妊娠や出産など性と生殖の問題について、女性も男性も、思春期、成年期、壮年期等生涯を通じて考え、正しい認識を得て行動できるよう啓発に努めます。 【「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康と権利)※15の意識の醸成】	保健福祉課 (健康推進係)
		多様な性のあり方への理解	いわゆる性的少数者(セクシュアル・マイノリティー)など多様な性のあり方への理解を深めるための啓発や情報提供を行います。	教育委員会 (生涯学習係)

## 施策の方向（7）男女間のあらゆる暴力の根絶

### ○ 現状と課題 ○

男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく根絶しなければなりません。暴力の被害者の多くは女性ですが、男性の被害者も少なくありません。暴力は身体的なものだけでなく、言葉による精神的な暴力も含まれます。また、若年層においても「交際相手に対する暴力（デートDV）※<sup>17</sup>」が起きていたり「リベンジ・ポルノ※<sup>18</sup>」を始めとしたインターネットなどを介した様々な手段による被害も広がっています。

意識調査では「配偶者等からの暴力※<sup>8</sup>」について「相談できる窓口があることを知っている」市民の割合が68.5%となっています。早期の相談により、被害の潜在化を防ぎ、安全確保が確保されるよう相談窓口のさらなる周知と相談体制や支援の充実が求められます。また、男女間のあらゆる暴力に対する正しい認識と防止するための啓発が必要です。

### ●長野県内における配偶者等からの暴力（DV）相談件数

（単位：件）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
DV 相談件数	1,408	1,513	1,592	1,658	1,531

注：長野県女性相談センターを含む配偶者暴力相談支援センター（3所）、県保健福祉事務所（10所）、女性相談員が配置されている市福祉事務所（13市）が受け付けた相談件数の合計

【長野県県民文化部こども・家庭課 HP 資料より抜粋】

### ●長野県内における DV24 時間ホットライン 相談件数

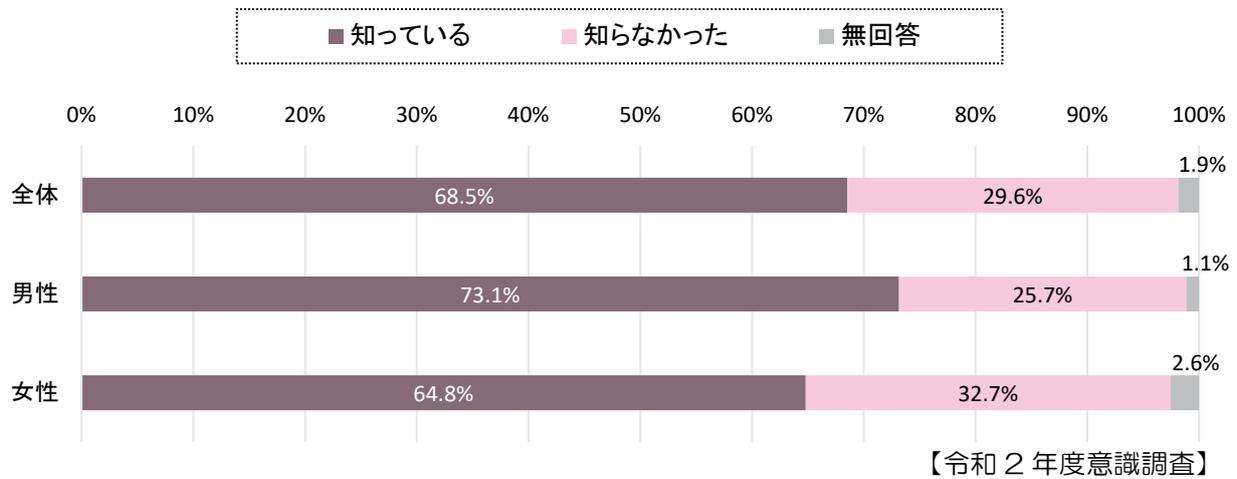
（単位：件）

相談種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
DV 被害	44	41	56	58	43
夫婦問題	49	23	33	30	28
親族の暴力	13	27	6	12	11
その他	220	58	42	47	44
合 計	326	149	137	147	126

注：その他の内容は、親族関係、近隣関係、友人関係の相談等

【長野県県民文化部こども・家庭課 HP 資料より抜粋】

●配偶者等からの暴力（DV）について相談窓口があることについて



	具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑱	あらゆる暴力を防止するための啓発推進	<p>○配偶者等からの暴力（DV）<sup>※8</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>※9</sup>等あらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報、意識啓発に努めます。</p> <p>○多種多様化する女性に対する暴力の現状について情報提供し、正しい理解を深め危機管理意識の醸成に努めます。</p>	保健福祉課 (健康推進係)
⑳	被害者救済のための支援体制の充実	<p>○あらゆる暴力に関する相談窓口の周知と相談機能の充実を図るとともに、関係機関と緊密に連携しながら適切かつ迅速な対応に努めます。</p>	配偶者等からの暴力（DV） 保健福祉課 (健康推進係)
			高齢者虐待 地域包括支援センター
			障がい者虐待 保健福祉課 (福祉係)
		児童虐待 教育委員会 (子育て支援係)	
		<p>○飯綱町虐待等地域対策協議会において情報の共有化と連携強化を図り、被害防止、被害者の支援に努めます。</p>	保健福祉課 (福祉係)

## 施策の方向（8）地域防災における男女共同参画の推進

### ○ 現状と課題 ○

これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、防災や災害対策などに関する施策・方針決定の場に女性の視点や意見を反映させるため、防災関係の組織への女性の積極的登用を図ることが必要です。また、避難所運営や各地域の自主防災組織等の活動についても、女性の積極的な参画と女性や要配慮者への配慮が求められます。

#### ●飯綱町防災会議における女性委員の状況

相談種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
委員総数(人)	24	27	26	27	27
女性委員数(人)	2	3	3	3	3
女性比率(%)	8.3	11.1	11.9	11.1	11.1

【町総務課資料より】

#### ●飯綱町内自主防災組織率 48組織 95.38%（令和元年度現在）

【町総務課資料より】

	具体的な施策	施策の内容	関係課等
⑳	防災関係組織等への女性の参画推進	防災に関する施策や方針に女性の意見を反映させるため「飯綱町防災会議」における女性委員の参画を推進します。	総務課
㉑	女性の視点を活かした防災・災害対策の推進	○災害に関する各種対応マニュアル等について男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	総務課
		○女性の視点を活かした自主防災組織等の構築や活動を促進し、地域の防災力の向上を図ります。	
		○女性消防団員の活動状況について広報等をおこない、消防団への入団促進を図ります。	
		○女性や要配慮者の視点に配慮した避難所施設、運営体制の整備に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会

## 第4章 計画推進のために

第1次男女共同参画計画の成果や住民意識調査の検証結果を踏まえ、男女共同参画と女性の活躍をさらに推し進めるため、町、町民、事業者等の協働のもとに本計画の施策の推進に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 1 町民の役割

男女共同参画の理解を深め、職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れ実践するように努めましょう。

### 2 事業者の役割

男女共同参画の理解を深め、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めましょう。

### 3 推進体制の整備（町の役割）

#### （1）飯綱町男女共同参画推進委員会

本町における男女共同参画社会の形成を推進するため、「飯綱町男女共同参画推進委員会」において、男女共同参画計画のまちづくりを推進するための施策の調査研究や計画の進捗状況の管理、普及啓発活動等を行います。

#### （2）飯綱町男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画社会の実現を目指した施策は、行政全般にわたっていることから、役場庁内に「男女共同参画庁内推進会議」を設置し、各課、各機関の連携と調整により、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

#### （3）男女共同参画社会づくり条例の検討

「（仮称）飯綱町男女共同参画社会づくり条例」について、住民意識調査等による住民の意向や男女共同参画の進捗状況を踏まえ、飯綱町男女共同参画推進委員会において、その必要性等について研究し、制定の可否について検討します。

#### （4）国・県など関係機関との連携

計画を推進するにあたり、国・県・近隣市町村など関係行政機関との情報交換、協力、連携を図ります。

### 4 町民との協働による推進

男女共同参画社会の実現に向け活動する町内の団体、町民グループ、事業者などと連携し、男女共同参画を推進するための取り組みをともに考えともに実践します。

# 参考資料

資料1	男女共同参画に関する相談窓口（主な公的相談機関）・・・・・・・・	34
資料2	男女共同参画に関する用語と解説・・・・・・・・・・・・・・・・	36
資料3	【令和2年度実施】男女共同参画に関する住民意識調査 集計結果概要・・・	39

# 資料 1

## 男女共同参画に関する相談窓口（主な公的相談機関）【令和3年3月末現在】

### ◆人権等に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備 考
飯綱町 役場	住民環境課 住民係	人権に関する各種相談	253-4762	月～金曜 8:30～17:15
	教育委員会 生涯学習係	人権教育に関する各種相談	253-6560	
男女共同参画センター “あいとぴあ”		女性の人権、悩みごと等全般	0266-22-8822	火～土曜 9:00～16:30
		男性の人権、悩みごと等全般	0266-22-7111	毎週金曜 17:00～19:00
女性相談センター		女性の人権、悩みごと等全般	026-235-5710	月～金曜 8:30～17:15
長野県人権啓発センター		人権、悩みごと等全般	026-274-3232	火～日曜 8:30～17:00
長野地方法務局		人権に関する各種相談	026-235-6611	月～金曜 8:30～17:15
子どもの人権 110 番		子どもの人権に関する相談	0120-007-110	月～金曜 8:30～17:15
長野県中央児童相談所		子どもの人権に関する相談	026-238-8010	月～金曜 8:30～17:15

### ◆育児・介護・福祉等に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備 考
飯綱町 役場	保健福祉課 地域包括支援センター	福祉・介護全般に関する相談	253-4764 253-2485	月～金曜 8:30～17:15
	教育委員会 総務教育係	就学・学校教育に関する相談	253-4769	
	教育委員会 子ども保育係 (又は各保育園)	保育園の入園や生活に関する 相談	253-4769	
	教育委員会 子育て支援係 子育て支援センター	児童・子育て全般に関する相談	253-4769 253-8853	
飯綱町社会福祉協議会		福祉・介護全般に関する相談	253-8456	8:30～17:30

### ◆暴力、性犯罪に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備 考
飯綱町 役場	保健福祉課 健康推進係 (健康管理センター)	配偶者等からの暴力(DV)に 関する相談	253-6841	月～金曜 8:30～17:15
	地域包括支援センター	高齢者虐待に関する相談	253-2485	
	保健福祉課 福祉係	障がい者虐待に関する相談	253-4764	
	教育委員会 子育て支援係 子育て支援センター	児童虐待に関する相談	253-4769 253-8853	
長野県児童虐待・DV24 時間 ホットライン		児童虐待に関する相談	026-219-2413	毎日 24 時間
長野県性暴力被害者支援センタ ー “りんどうハートながの”		性暴力、性犯罪に関する相談	026-235-7123	毎日 24 時間
長野県警性犯罪被害ダイヤル サポート 110		性暴力、性犯罪に関する相談	0120-037-555 プッシュ回線#8103	毎日 24 時間

◆健康、心身の悩みに関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備考
飯綱町 役場	保健福祉課 健康推進係 (健康管理センター)	健康、心身に関する相談全般	253-6841	月～金曜 8:30～17:15
長野保健福祉事務所		健康、心身に関する相談全般	026-225-9039	月～金曜 8:30～17:15
長野県精神保健福祉センター		一般的なこころの相談	026-227-1810	月～金曜 8:30～17:15
長野いのちの電話		一般的なこころの相談	026-223-4343	毎日 11:00～22:00
長野県不妊専門相談センター		不妊・不育に関する相談	0263-35-1012	火・木曜 10:00～16:00
にんしん SOS ながの		予期せぬ妊娠に関する相談	0120-68-1192	毎日 24 時間

◆労働、就職に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備考
飯綱町 役場	飯綱町ワークセンター (iワーク)	子育て世代の女性等に対する 就業相談	217-1339	月～金曜 9:30～16:30
長野労働局雇用環境・均等室		職場における性別を理由とした 差別や育児休業、介護休業など に関する相談	026-227-0125	月～金曜 8:30～17:15
長野労働基準監督署		労働条件、安全衛生等に関する 相談	026-223-6310	月～金曜 8:30～17:15
長野公共職業安定所 (ハローワーク)		職業紹介及び雇用に関する相談 全般	026-228-1300	月～金曜 8:30～17:15

◆ボランティア、NPO、消費生活に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備考
飯綱町社会福祉協議会 地域福祉課 (メーラプラザ内)		ボランティアに関する相談	253-1001	8:30～17:30
長野県 県民文化部 県民協働課		NPO、ボランティアに関する 相談	026-235-7189	月～金曜 8:30～17:15
北信消費生活センター		消費生活に関する相談	026-217-0009	月～金曜 8:30～17:00

◆男女共同参画全般に関すること

相談機関・窓口		相談の内容等	電話番号	備考
飯綱町教育委員会 生涯学習係 (飯綱町民会館内)		男女共同参画計画並びに男女共 同参画全般に関すること	253-6560	月～金曜 8:30～17:15

## 資料 2

# 男女共同参画に関する用語と解説

### ※1 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### ※2 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

### ※3 女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）  
女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、民間事業者及び自治体が果たすべき役割を定めたもの。女性の職業生活と家庭生活との両立に関しては、本人の意思が尊重されるべきとしています。

### ※4 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### ※5 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）募集、採用、配置、昇進について、女性に男性と均等な機会を与え、教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇について、女性を理由とした差別的扱いを禁止しています。

## ※6 配偶者暴力防止法（DV防止法）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号) 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

## ※7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

個人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

## ※8 配偶者等からの暴力（DV・ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれます。

## ※9 セクシュアル・ハラスメント

「セクハラ」とも呼ばれる、性的嫌がらせのことです。相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまな態様のものが含まれます。

## ※10 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度より、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に実施されています。

## ※11 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間の経営や労働等に関するルールを文書にして取り決めたものです。

## ※12 特定事業主行動計画

女性活躍推進法により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体[特定事業主]、民間企業等[一般事業主：常用労働者301人以上企業等。法改正により令和4年4月1日以降は101人以上に拡大]）に義務付けられました。

### ※13 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）。

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることなどが定められています。

### ※14 飯綱町ワークセンター（iワーク）

就労に関する情報提供や相談の窓口、ワークスペース、託児スペース等を有する、飯綱町が運営する就労支援施設。子育て世代の女性等に、在宅ワーク等を活用した多様な働き方を推進し、やりがいとワークライフバランスの確保を支援します。

### ※15 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### ※16 LGBT

女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、男女問わず両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）[生まれた時に割り当てられた性別が自身の性同一性と異なる人]の各単語の頭文字を組み合わせた表現。

### ※17 交際相手に対する暴力（デートDV）

交際相手に対して「好きだから、気持ちを通じ合わせたい」「一緒にいたい」というのと、「自分の思いどおりに動いてほしい」「独り占めしたい」と相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱うのは違うことです。相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱ったりすることは、交際相手に対する「暴力」、いわゆる「デートDV」にあたります。

### ※18 リベンジ・ポルノ

交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの私的な性的画像を撮影された人の同意なく、インターネット上などで公開する行為のこと。スマートフォンの普及がリベンジポルノを潜在的に起こしやすくする要因の一つとなっています。

## 【令和2年度実施】 男女共同参画に関する住民意識調査 集計結果概要

### 1 調査対象

町内に住所を有する満 20 歳以上の男女 700 人

(単位：人)

年齢区分	女性	男性	計
20歳代	35	39	74
30歳代	50	31	81
40歳代	61	50	111
50歳代	50	59	109
60歳代	70	77	147
70歳代以上	86	92	178
計	352	348	700

### 2 調査票回収結果

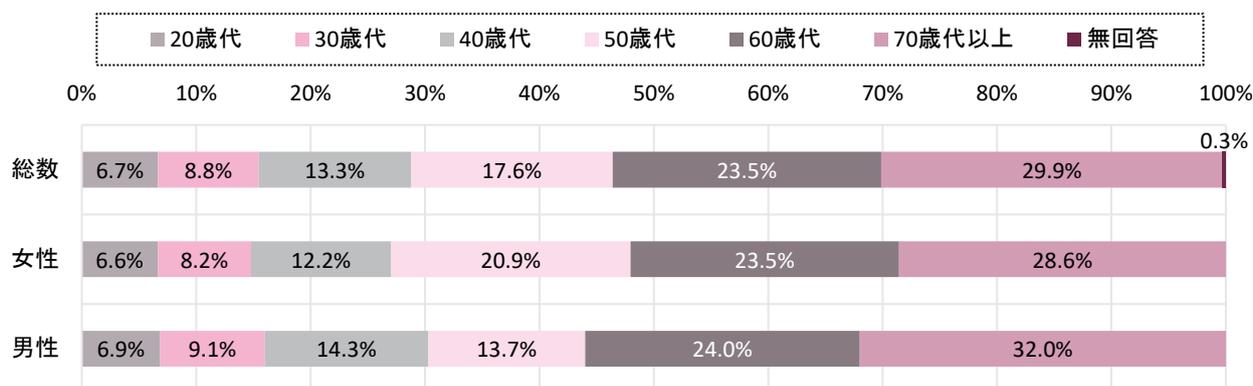
回収数：375人 回収率：53.6% (375人/700人×100%)

### 3 回答者の属性

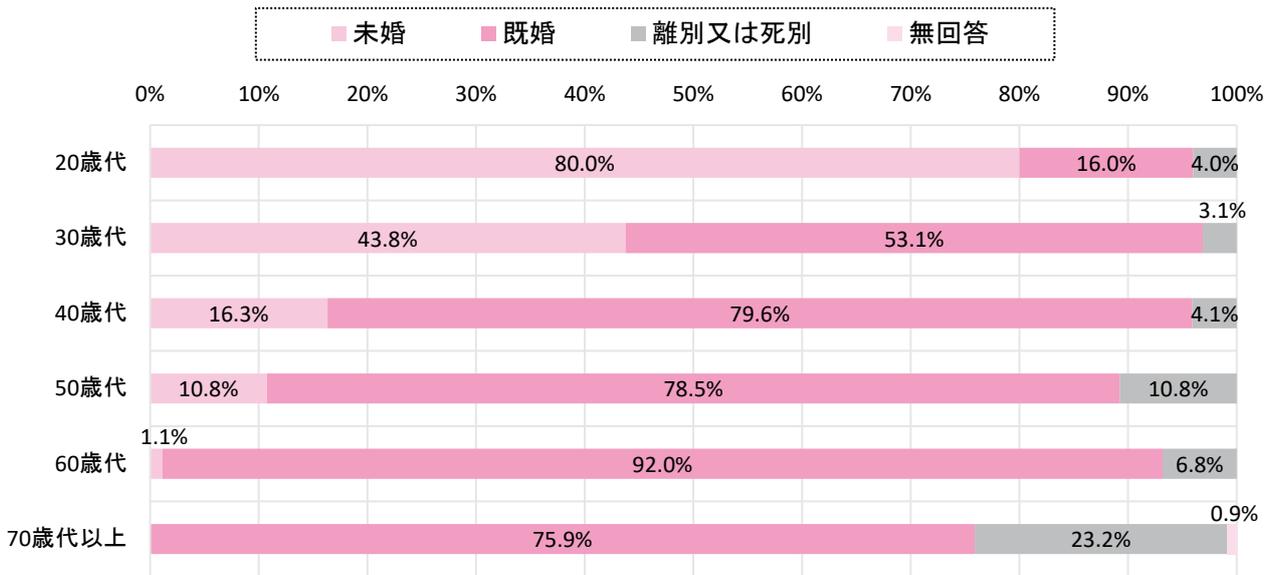
(1) 性別及び年齢（年代）

(単位：人)

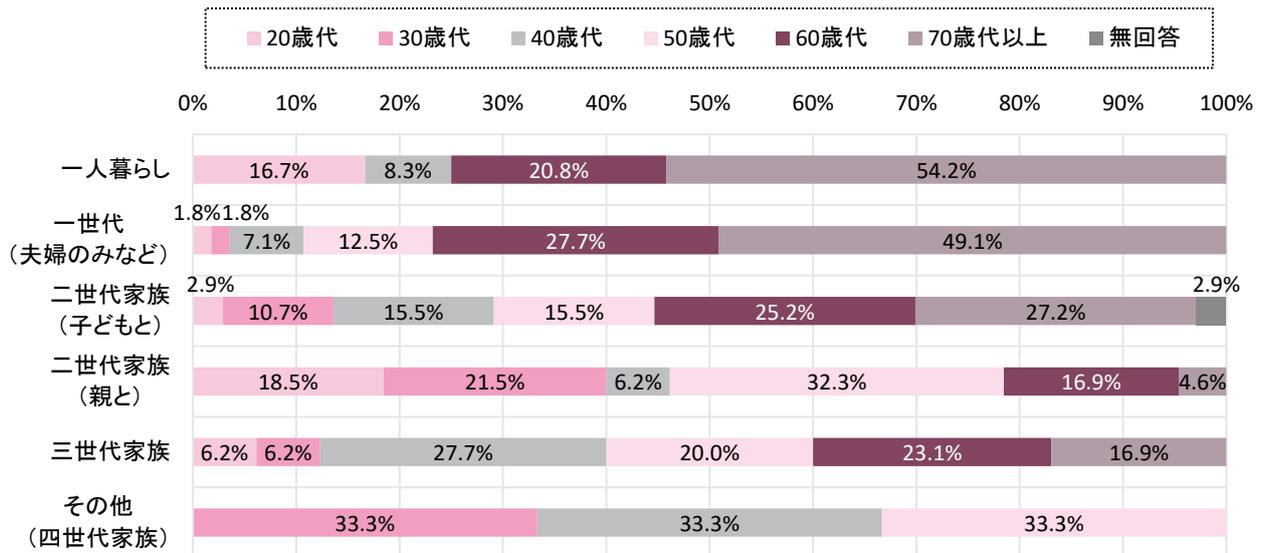
区分	女性	男性	性別無回答	総数
20歳代	13	12	0	25
30歳代	16	16	1	33
40歳代	24	25	1	50
50歳代	41	24	1	66
60歳代	46	42	0	88
70歳代以上	56	56	0	112
無回答	0	0	1	1
計	196	175	4	375



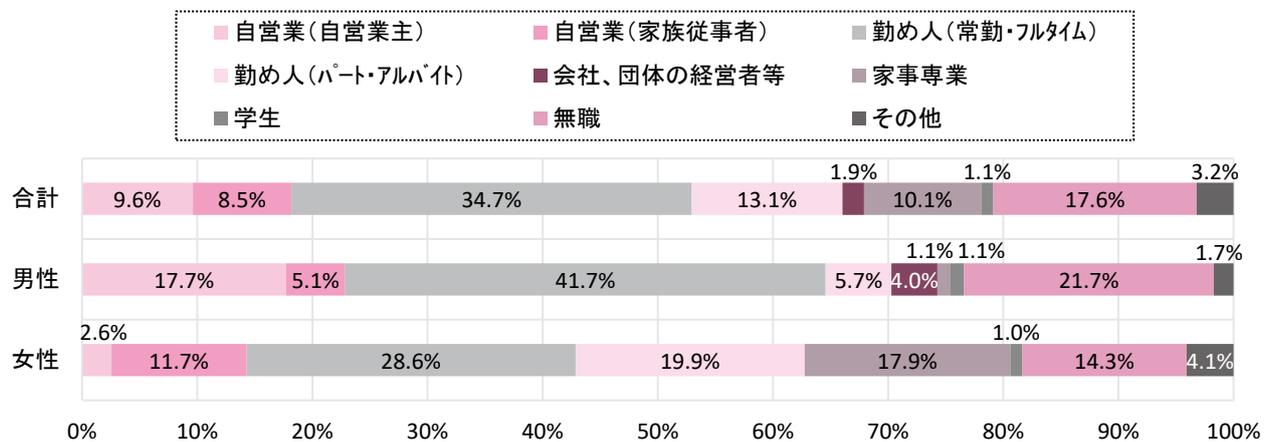
### (2) 婚姻状況（年代別割合）



### (3) 家族形態（年代別割合）

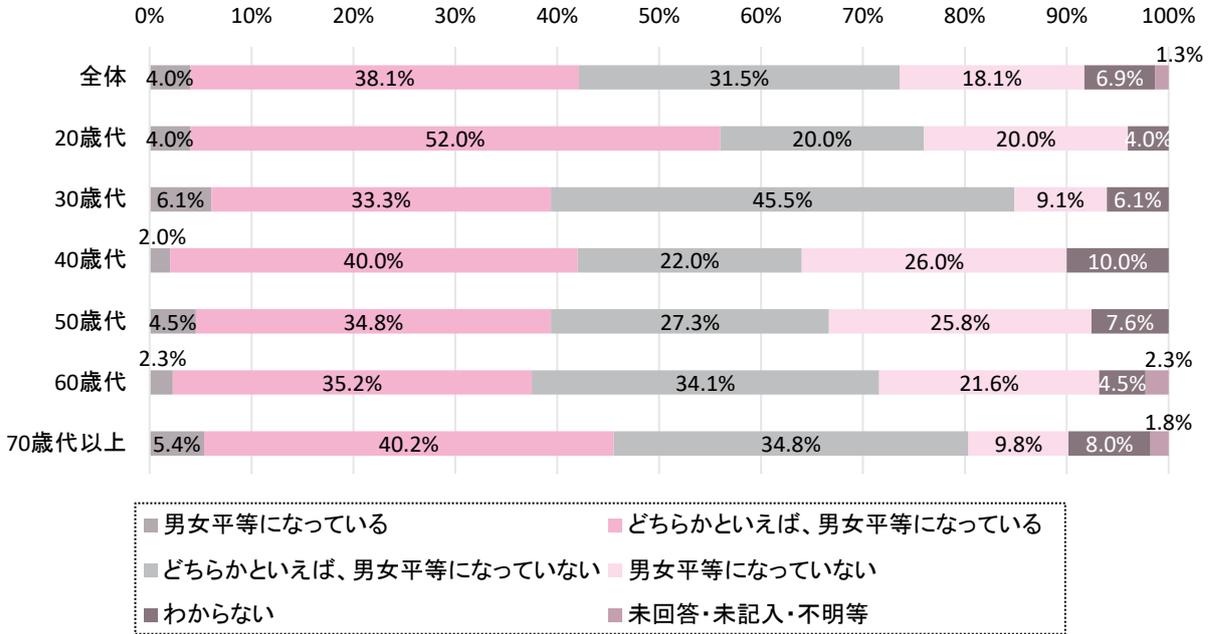


### (4) 回答者の職業（性別割合）



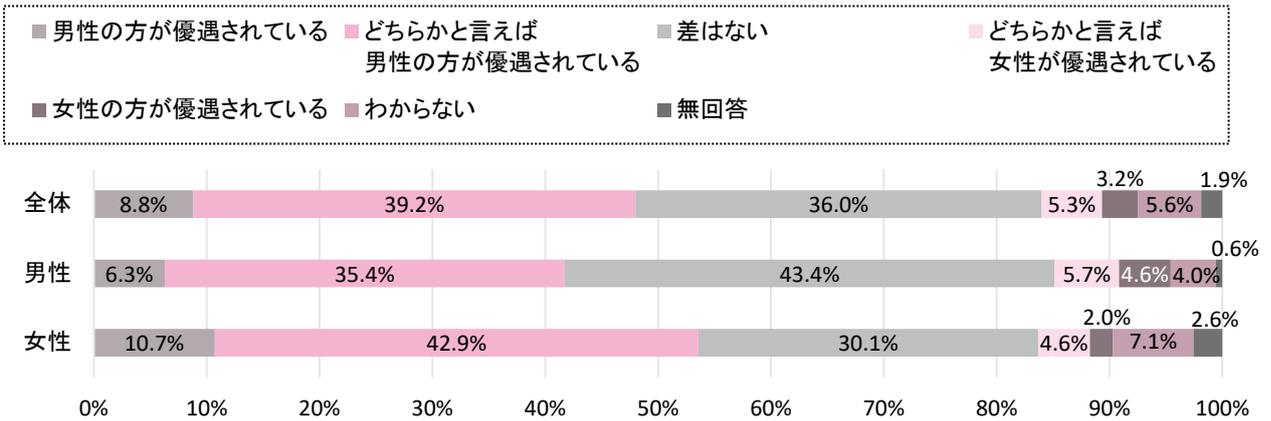
## 4 調査項目別集計結果

問1 今の世の中は男女平等になっていると思いますか。 【年代別集計】

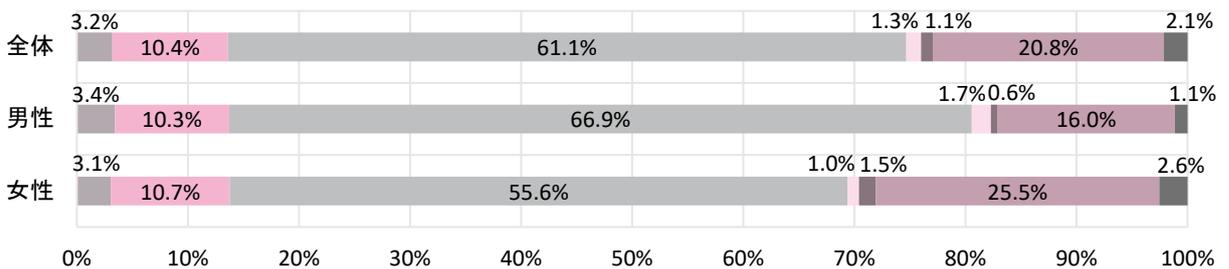


問2 あなたは現在、次にあげるような分野や社会全体をみて男女の地位に差があると思いますか。 【各項目性別集計】

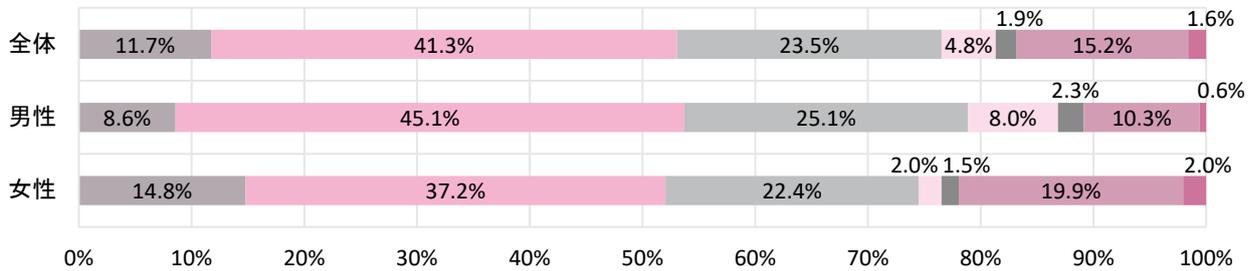
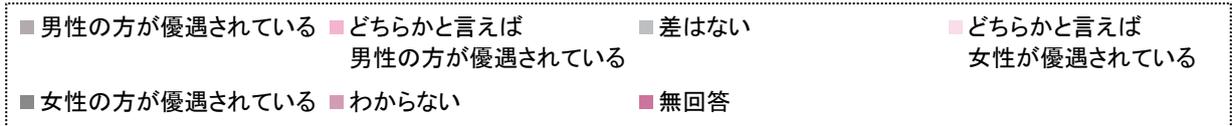
### 1 家庭生活



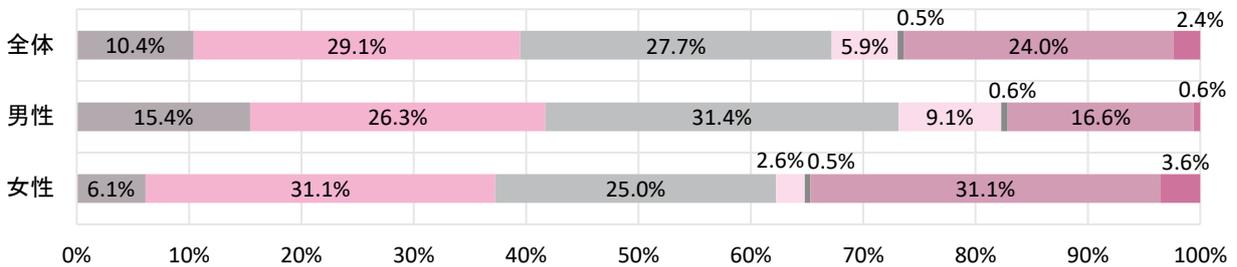
### 2 学校教育の場



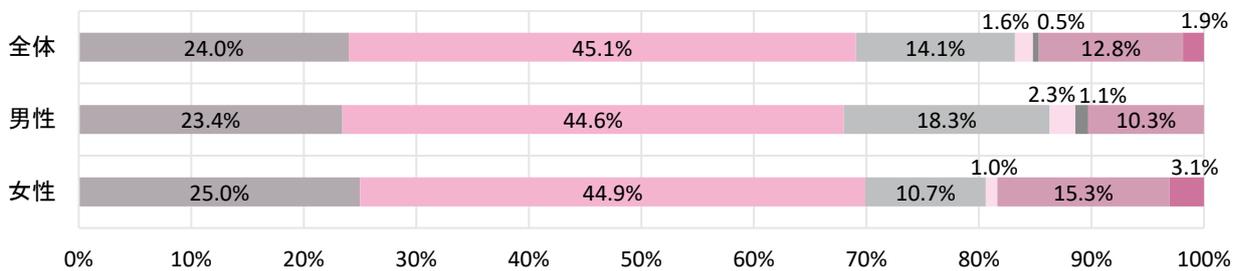
### 3 職場



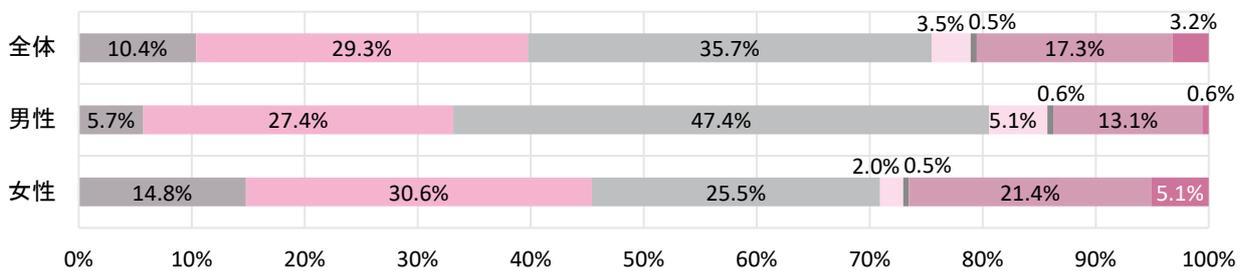
### 4 地域活動の場



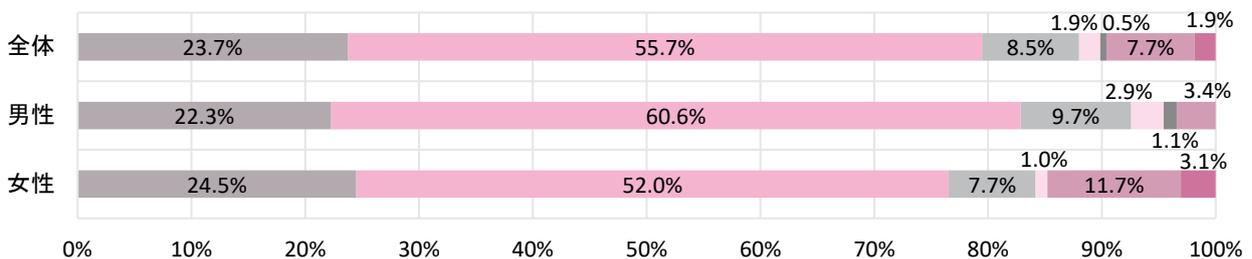
### 5 政治や行政



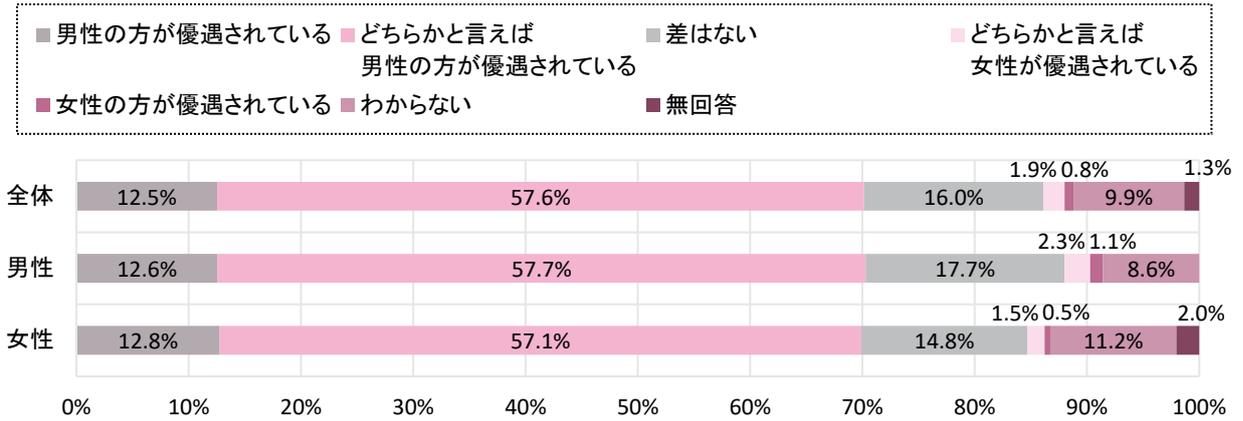
### 6 法律や制度の上



### 7 社会通念・慣習・しきたり

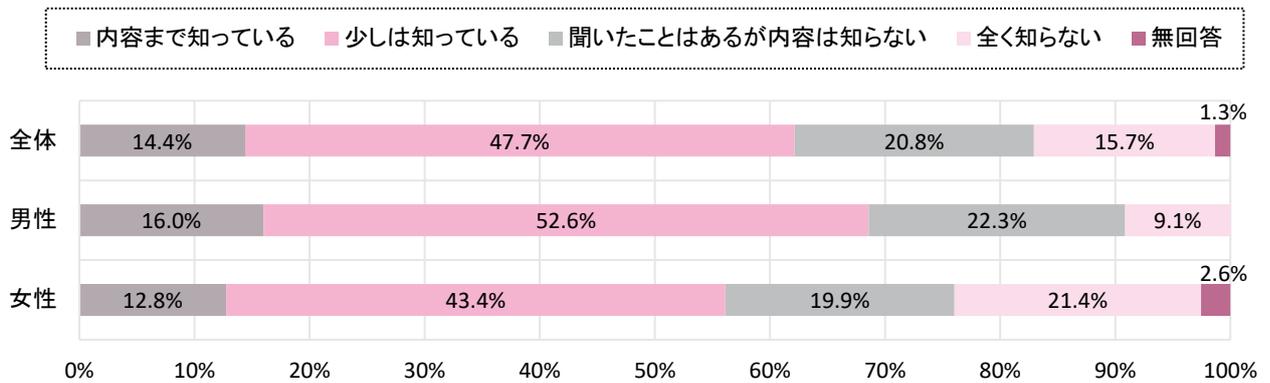


## 8 社会全体

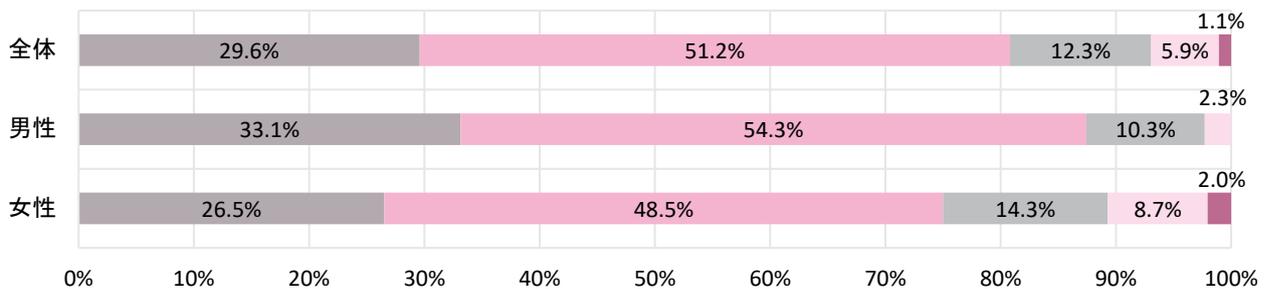


問3 あなたは次の法律、制度やことばをご存知ですか。【各項目性別集計】

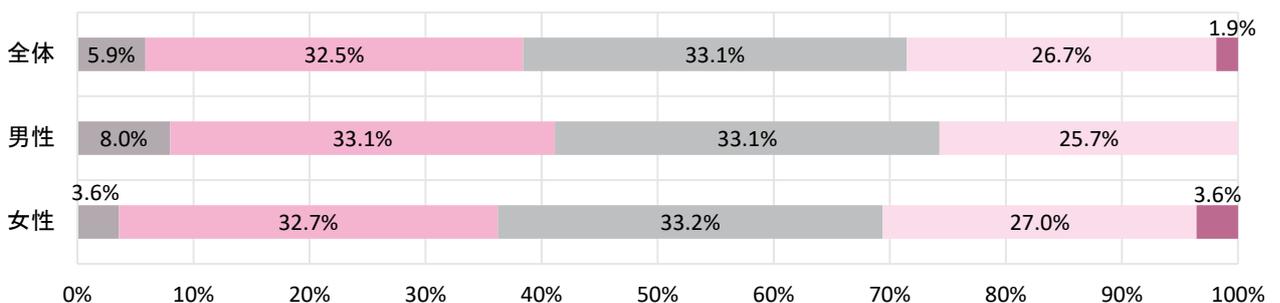
### 1 男女共同参画社会



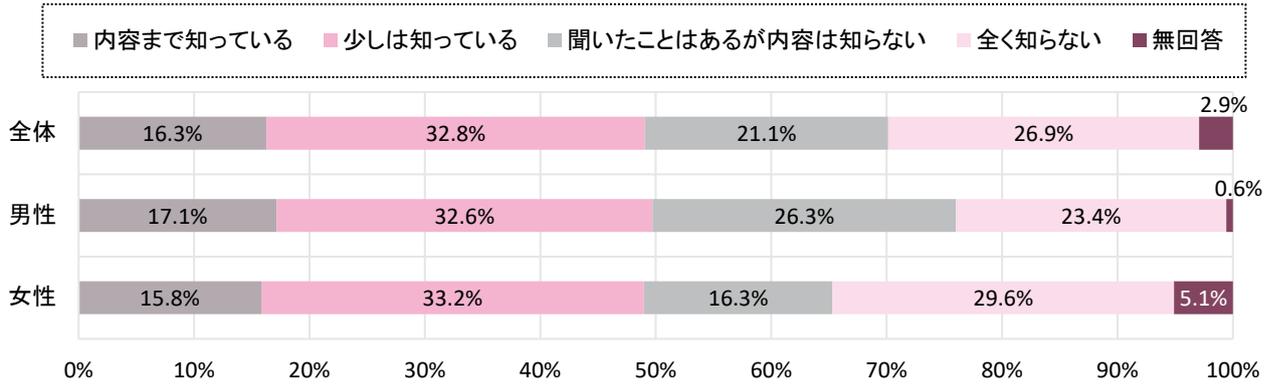
### 2 男女雇用機会均等法



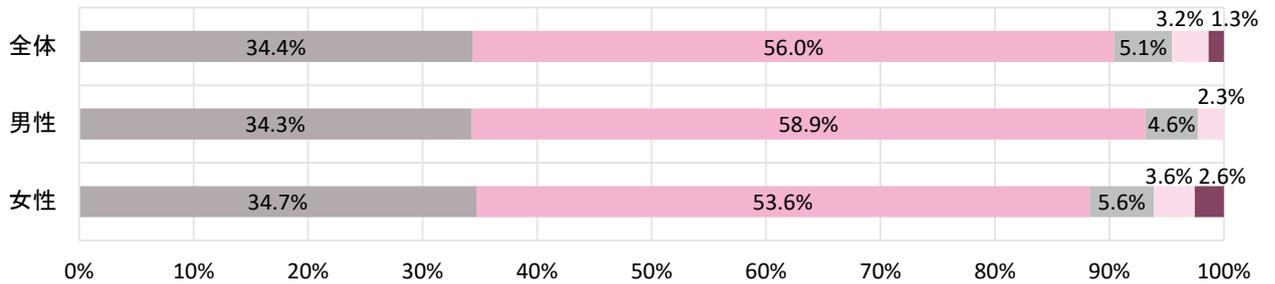
### 3 女性活躍推進法



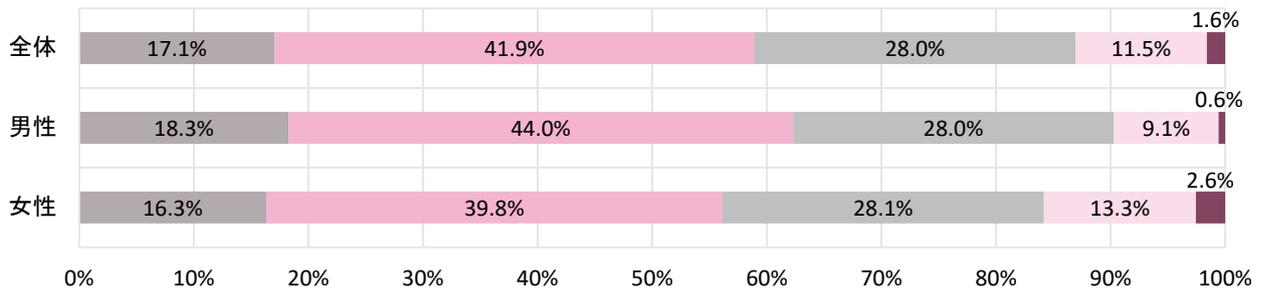
## 4 ジェンダー



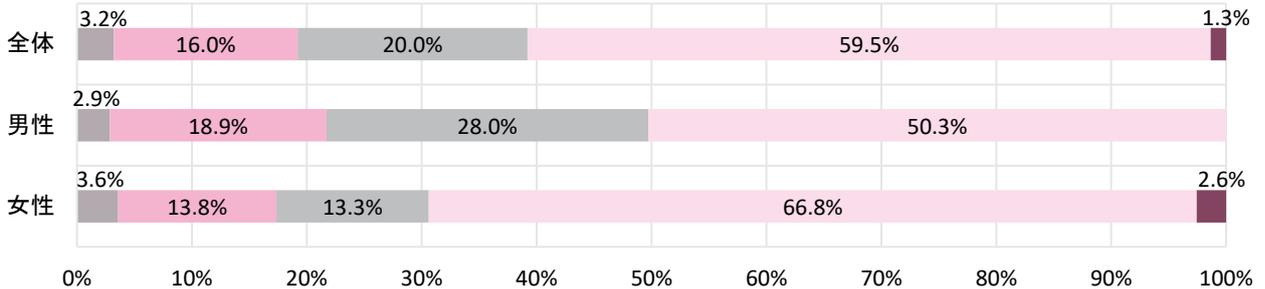
## 5 育児休業制度



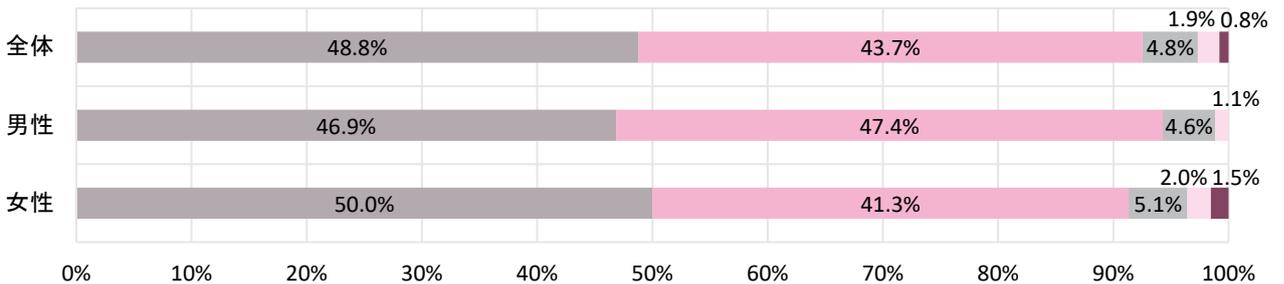
## 6 介護休業制度



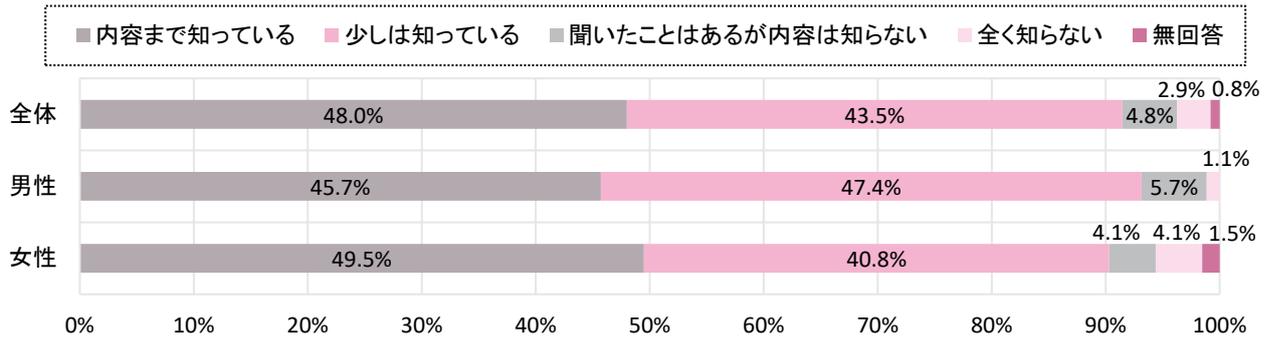
## 7 家族経営協定



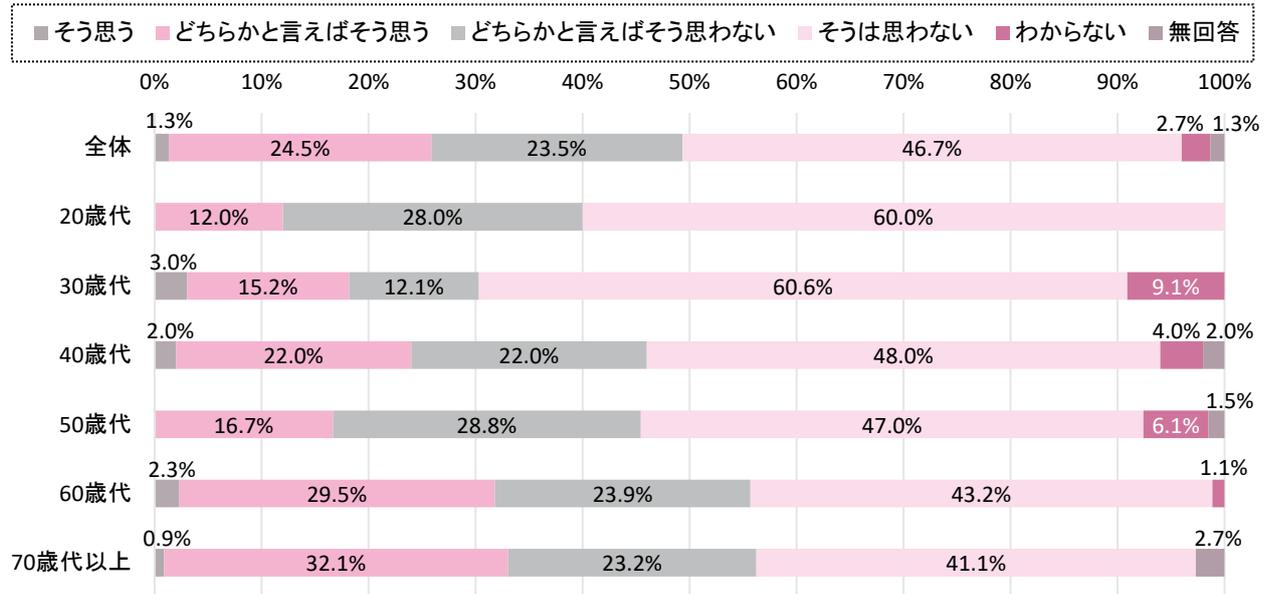
## 8 セクシュアル・ハラスメント



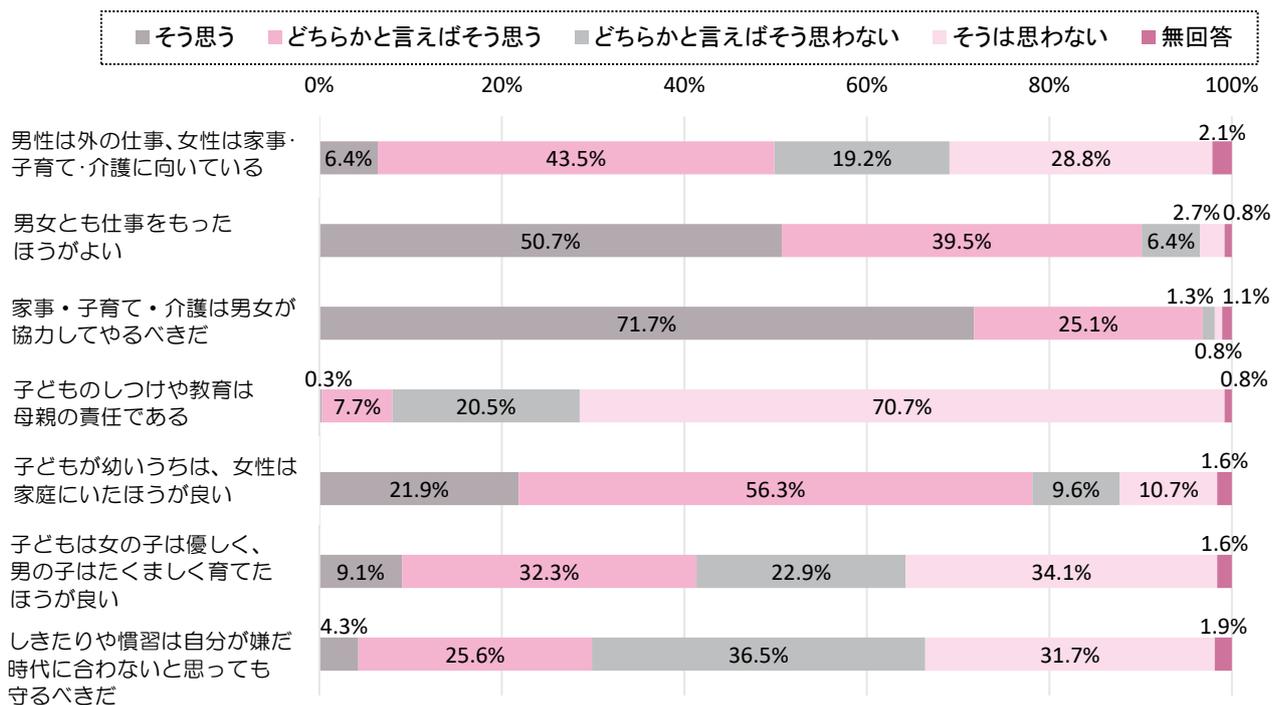
## 9 ドメスティック・バイオレンス



### 問4 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思われますか。【年代別集計】

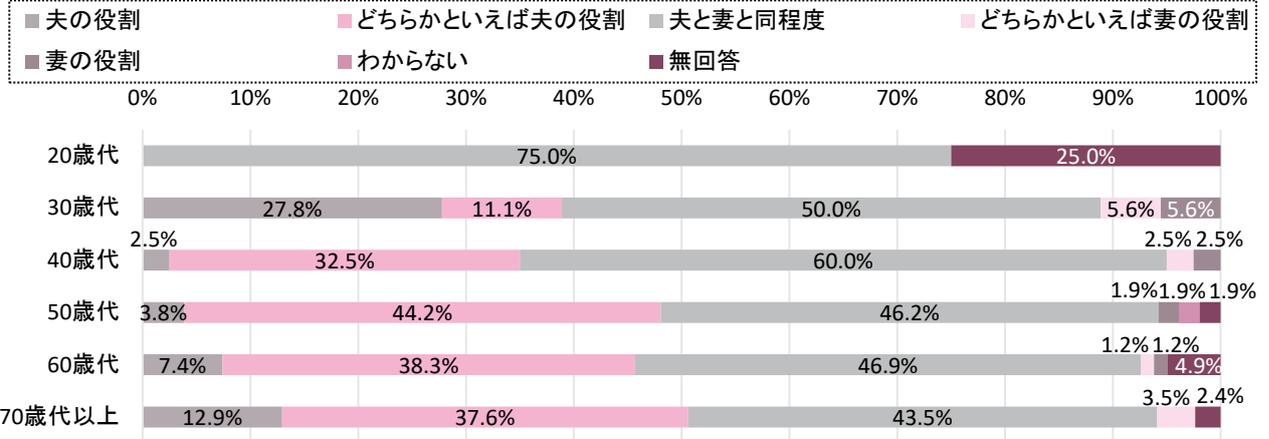


### 問5 次の考え方について、どう思いますか。【各項目全体集計】

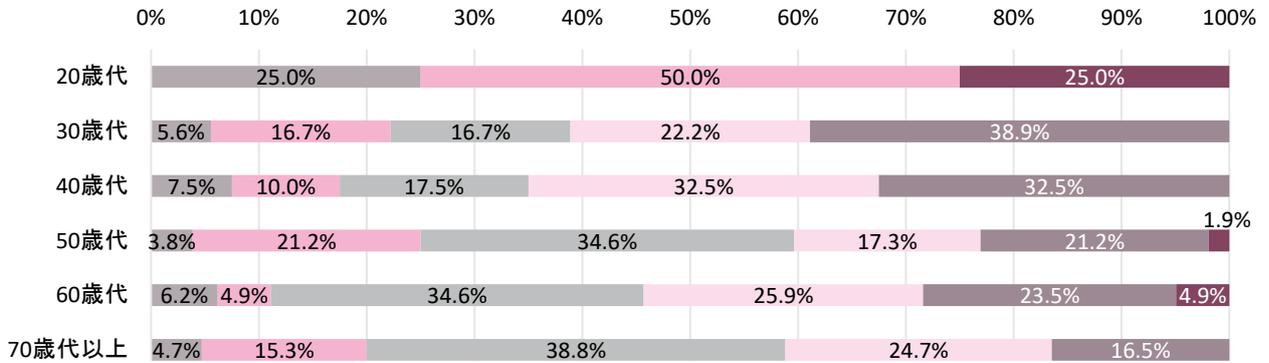


問6 現在、配偶者がいらっしゃる方にお聞きします。家庭生活での家事などの分担はどのようになっていますか。【各項目年代別集計】

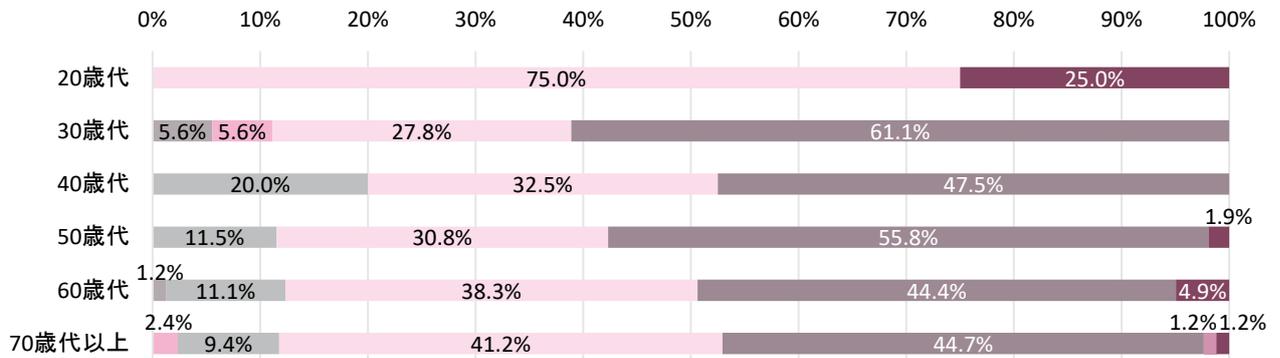
### 1 家庭における重大問題の決定



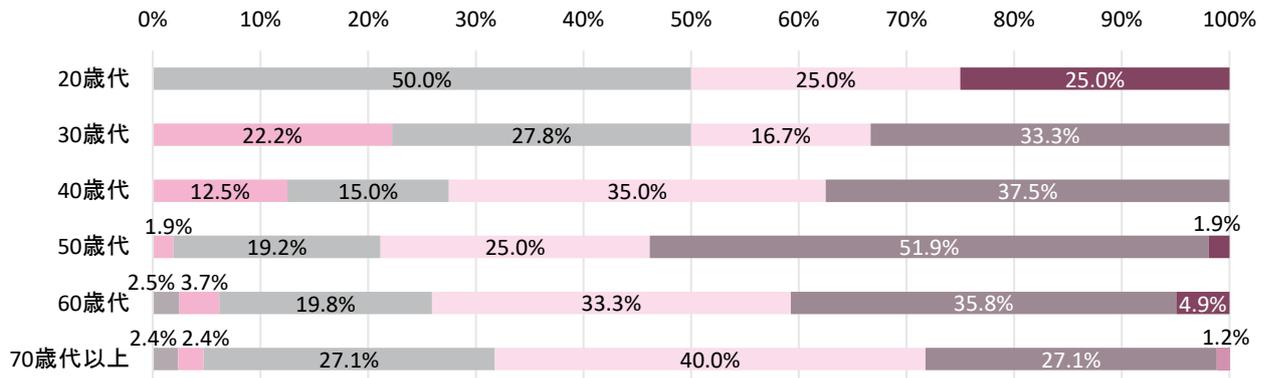
### 2 家計の管理



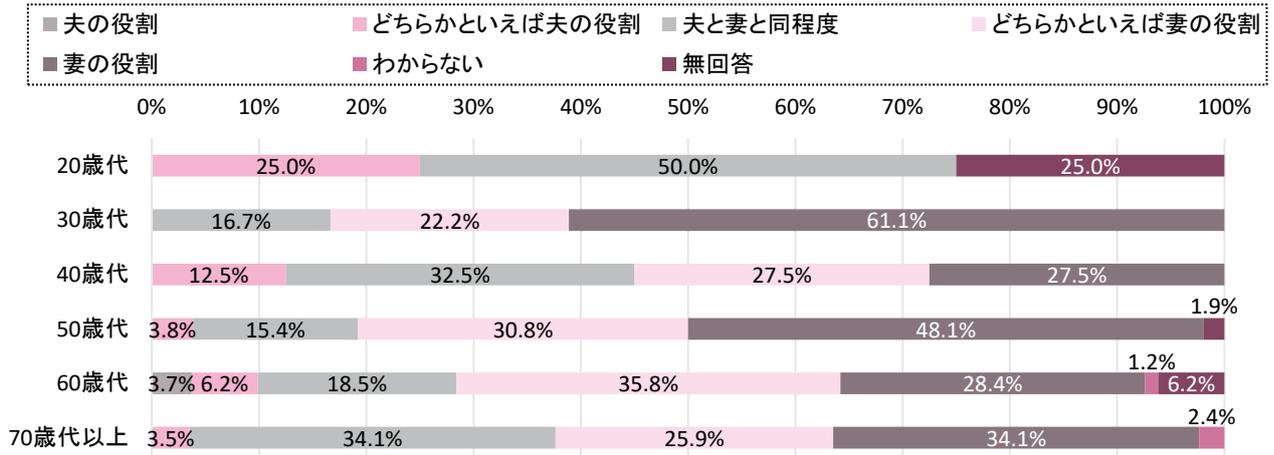
### 3 食事づくり



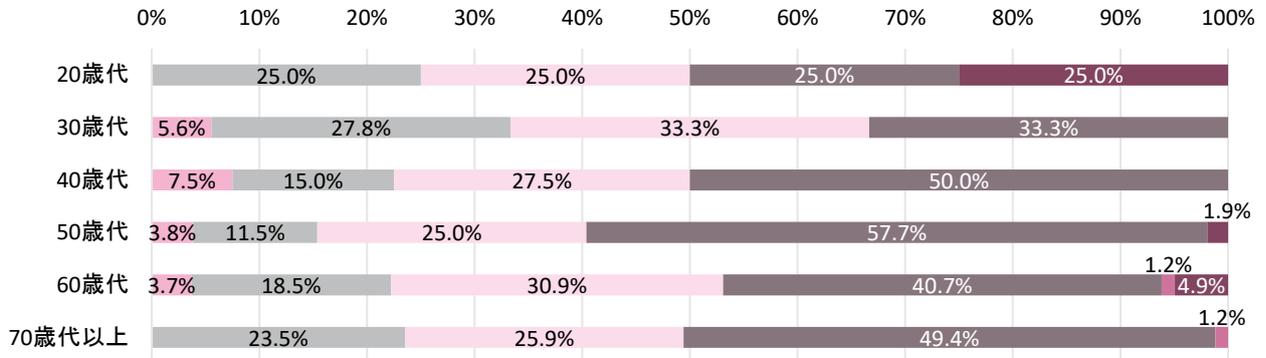
### 4 食事の後片づけ



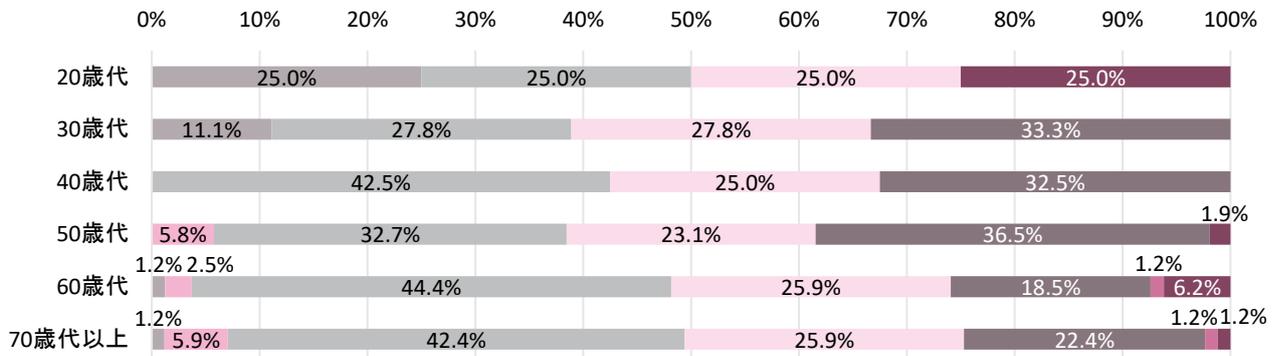
### 5 掃除



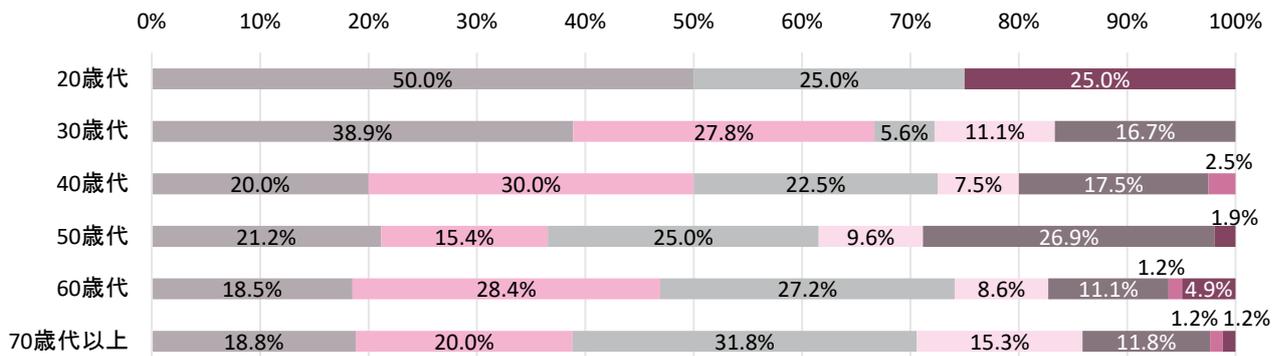
### 6 洗濯



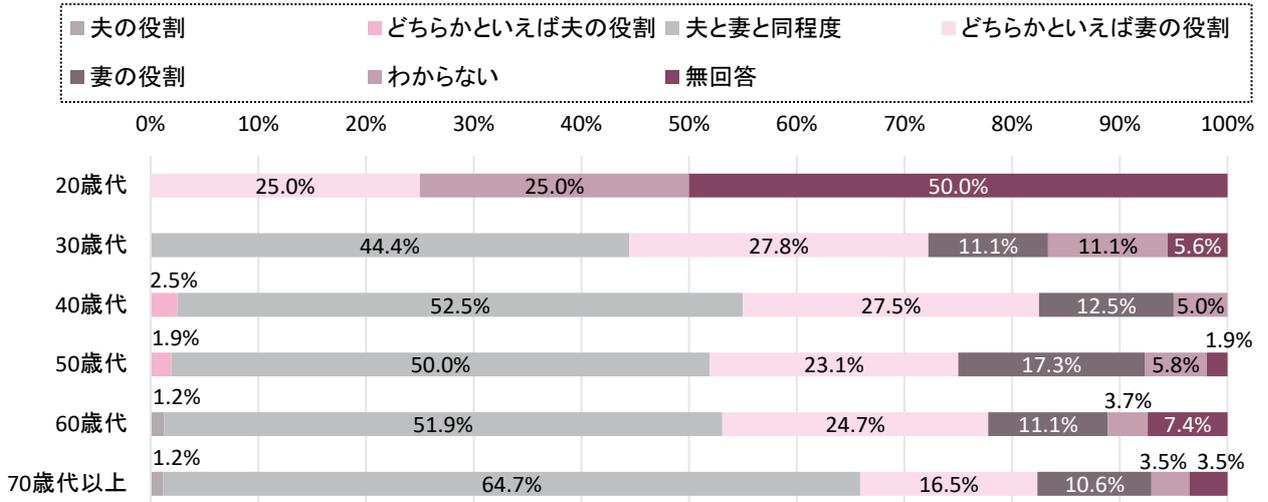
### 7 買い物



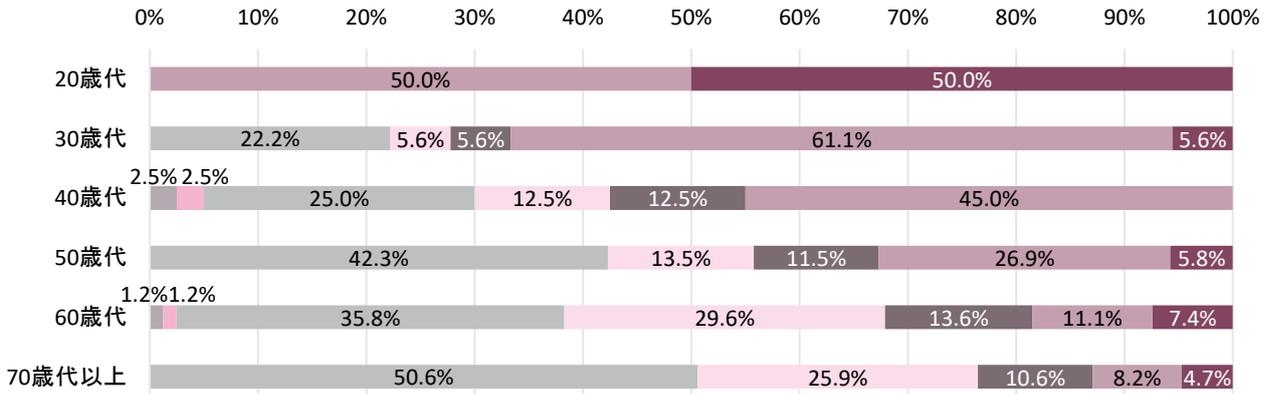
### 8 ゴミ出し



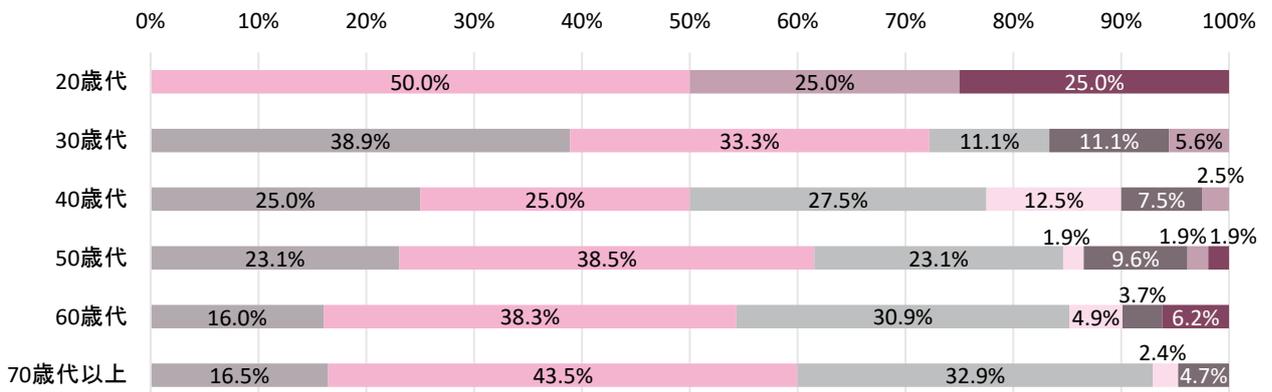
### 9 子どものしつけや家庭教育



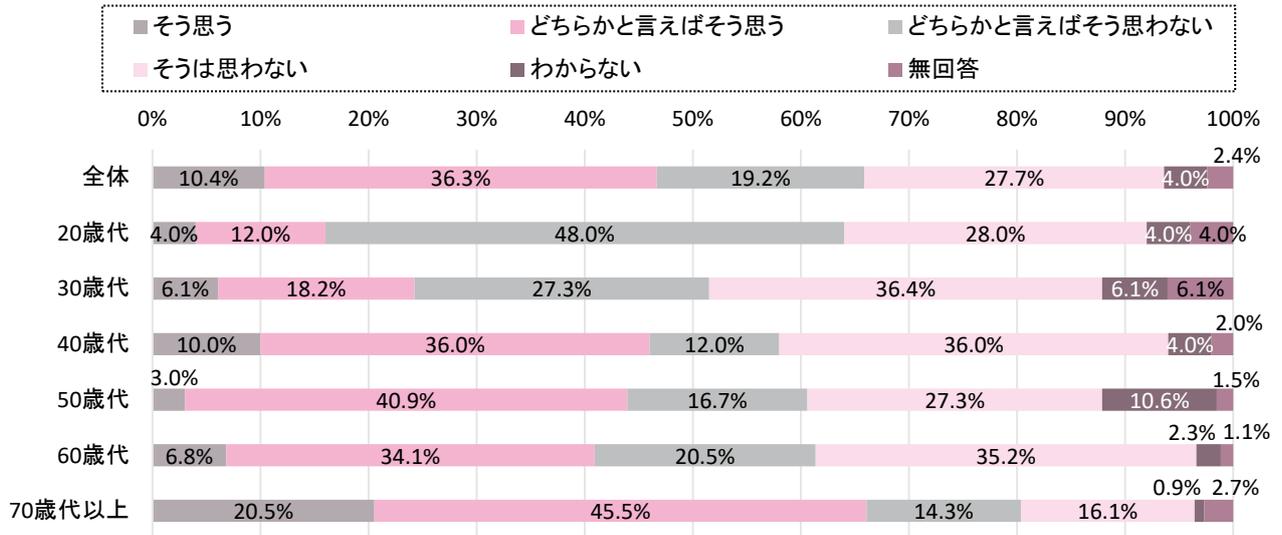
### 10 家族の介護



### 11 自治会等地域でのつきあい

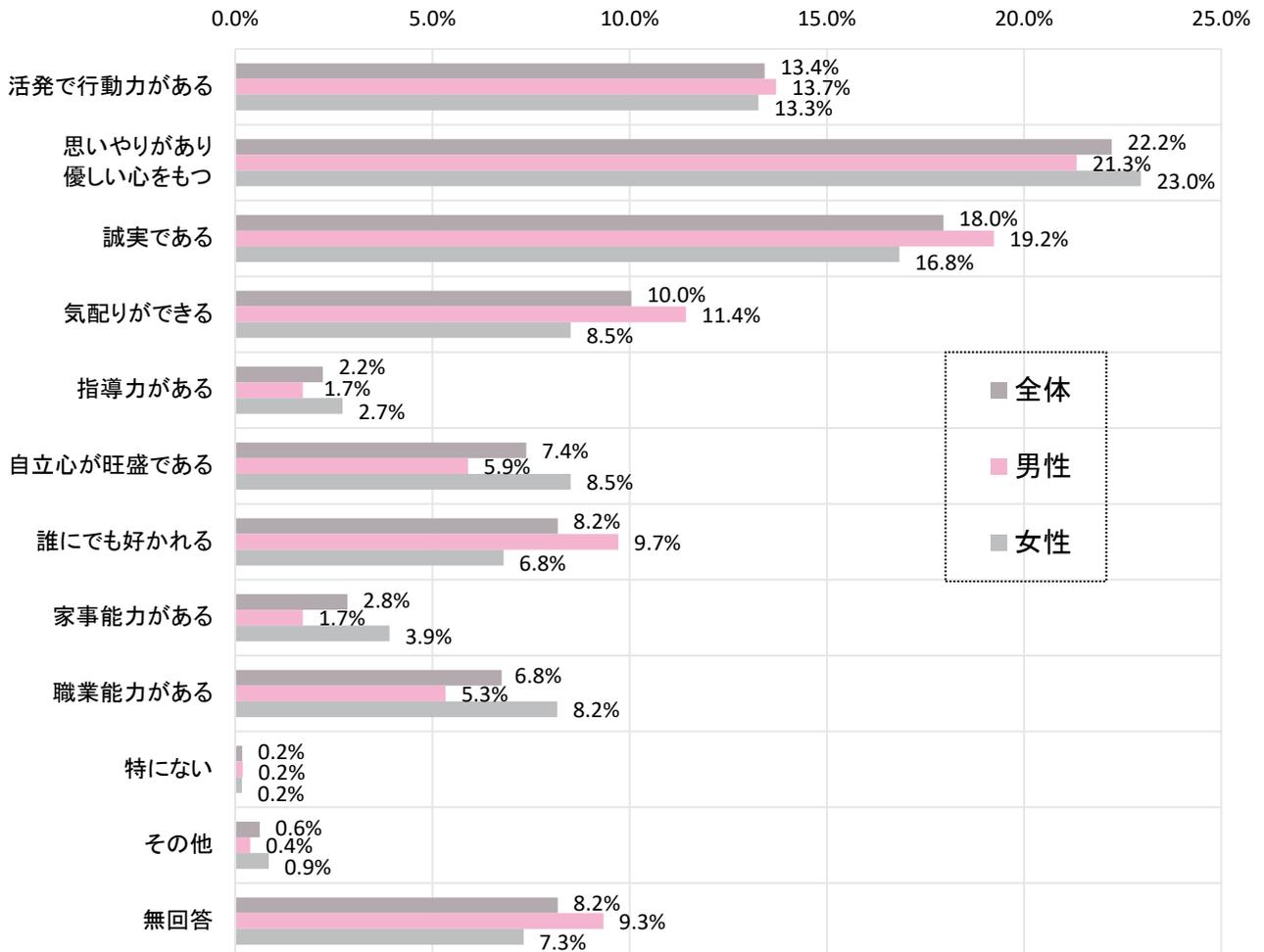


問7 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」という育て方についてどのように思いますか。 【年代別集計】

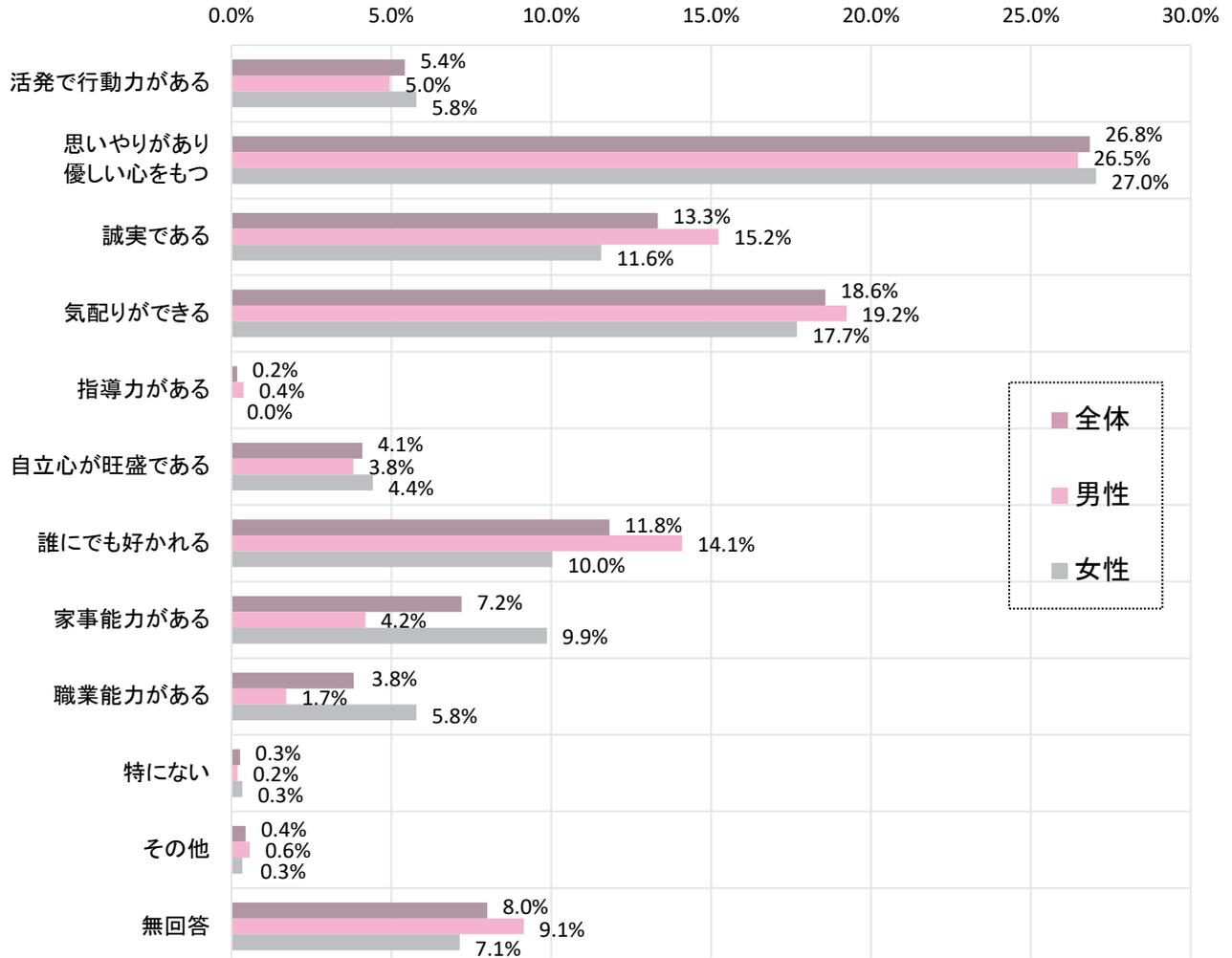


問8 お子さんをどのように育てたいと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んでください。お子さんがおられない場合は、お子さんがいると仮定してお答えください。

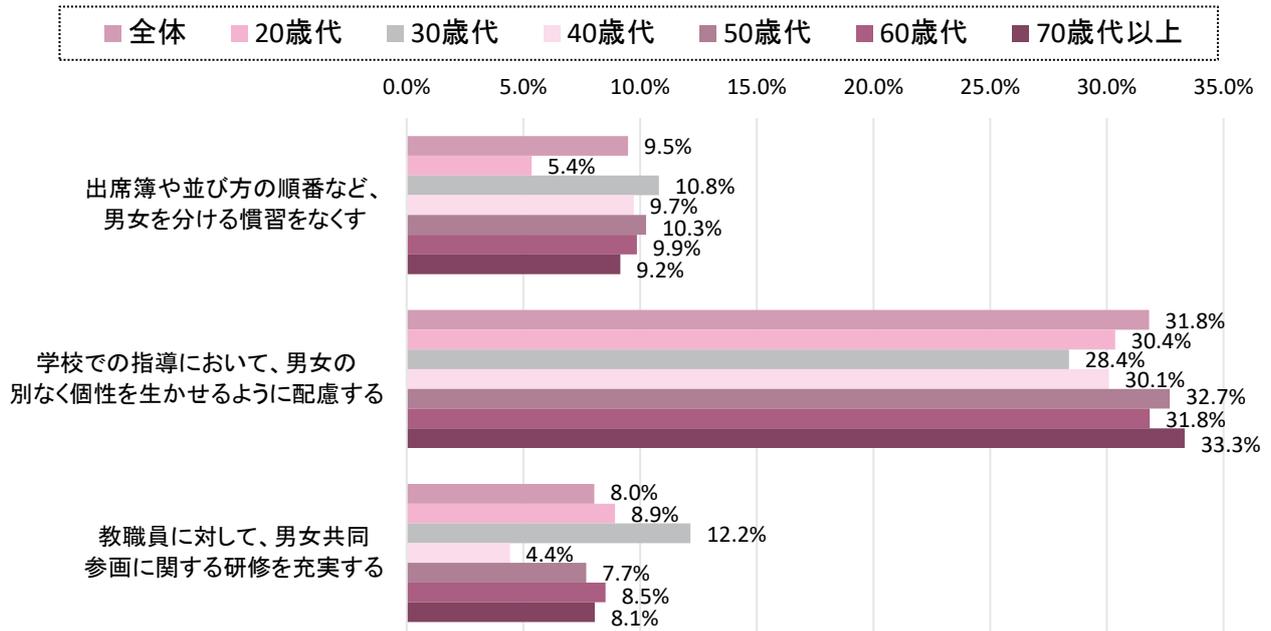
1 男の子の場合

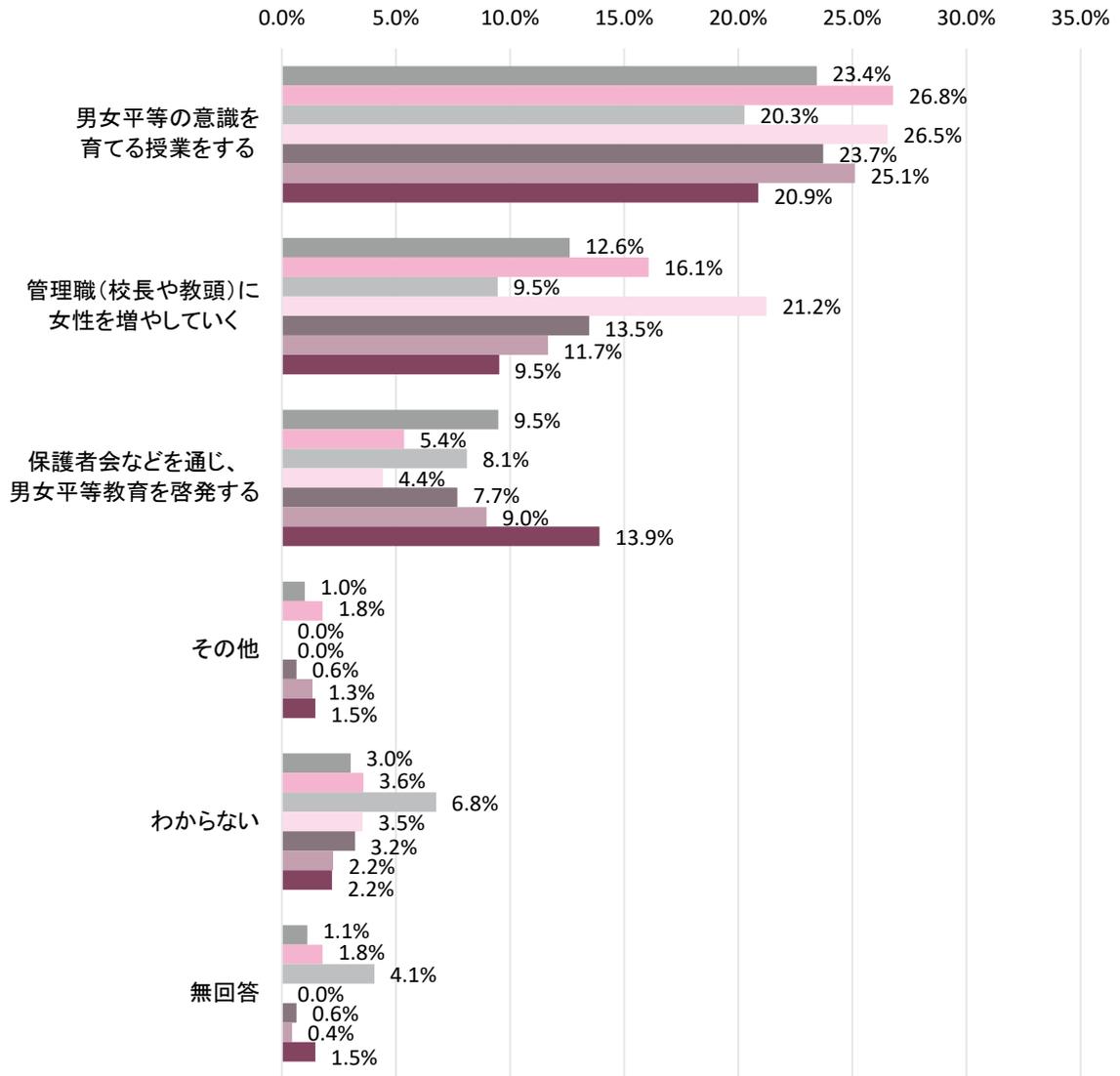


## 2 女の子の場合

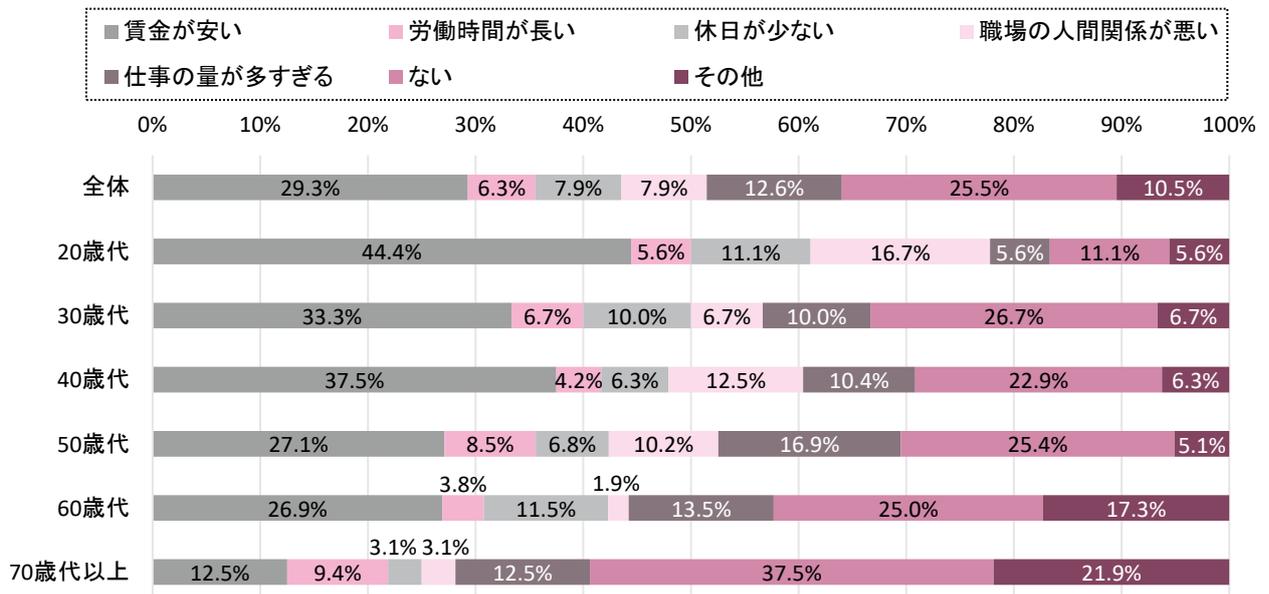


問9 男女平等の人間関係をつくるために、学校教育の場で力を入れるべきことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んでください。【年代別集計】



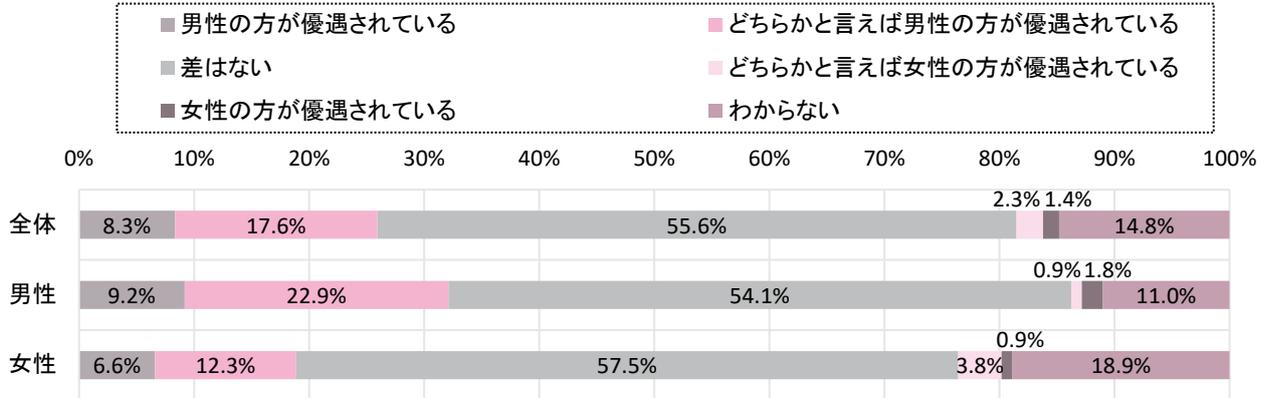


問 10 現在、職業をお持ちの方にお聞きします。仕事をする上でどのような不安・不満や悩みがありますか。 【年代別集計】

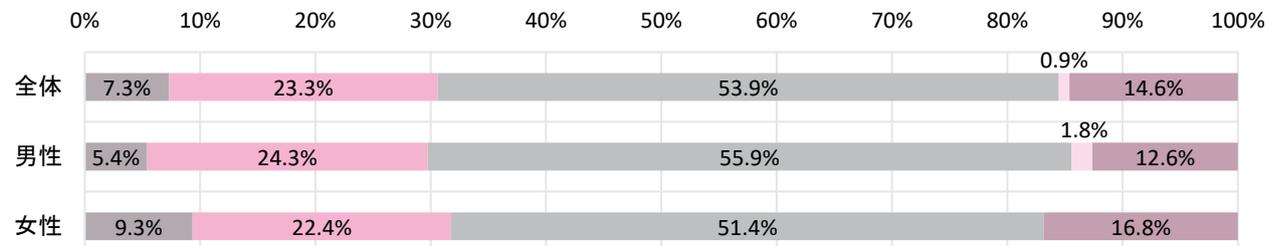


問 11 現在、職業をお持ちの方にお聞きします。あなたの今の職場では、男女の扱いについて平等になっていると思いますか。 【各項目性別集計】

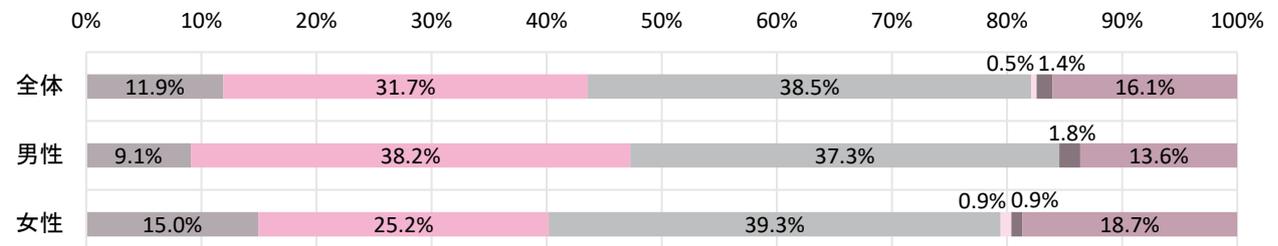
### 1 募集や採用



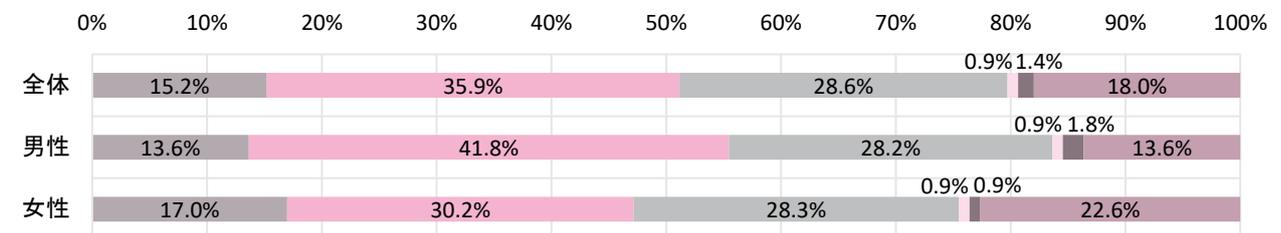
### 2 賃金



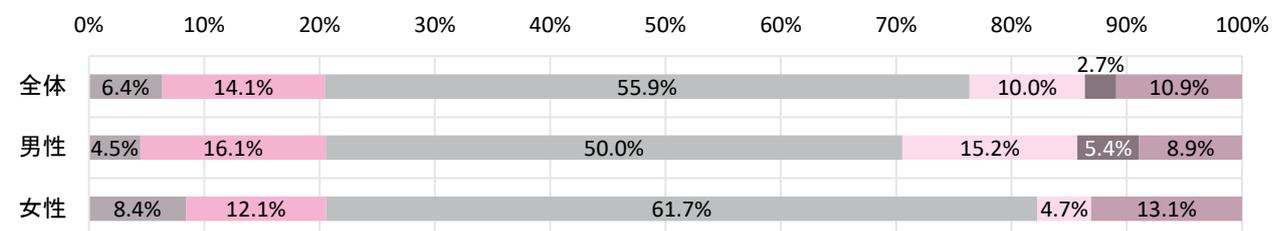
### 3 昇進・昇格



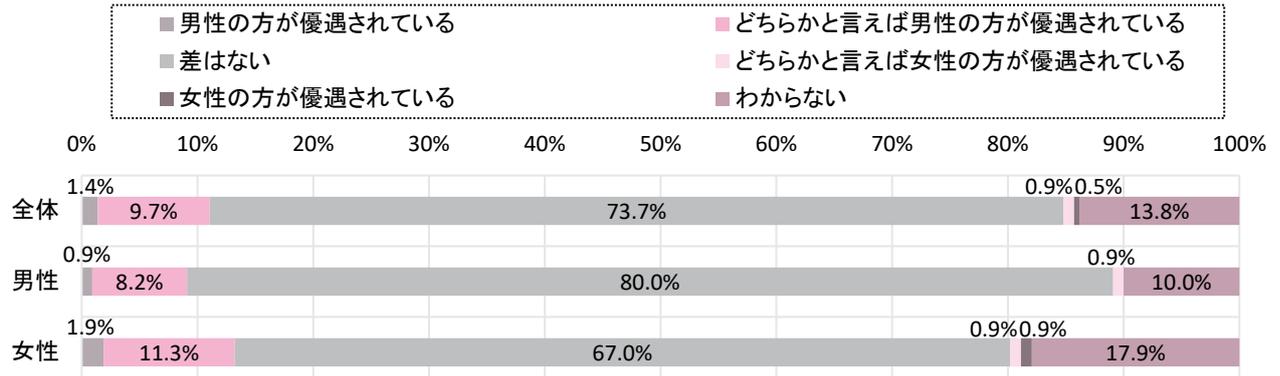
### 4 幹部への登用



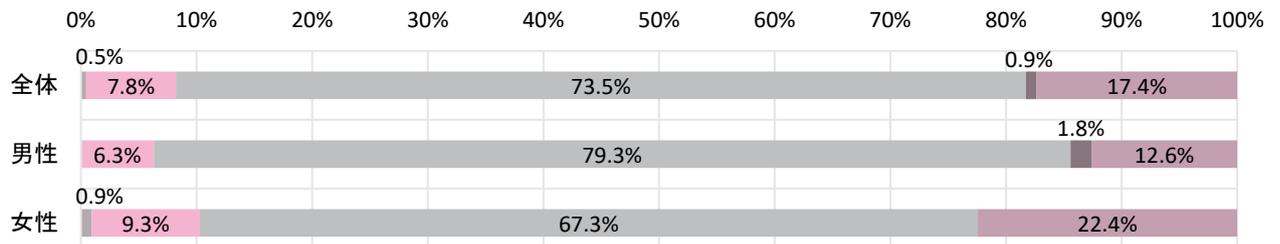
### 5 仕事の内容



## 6 教育訓練・研修



## 7 退職・解雇



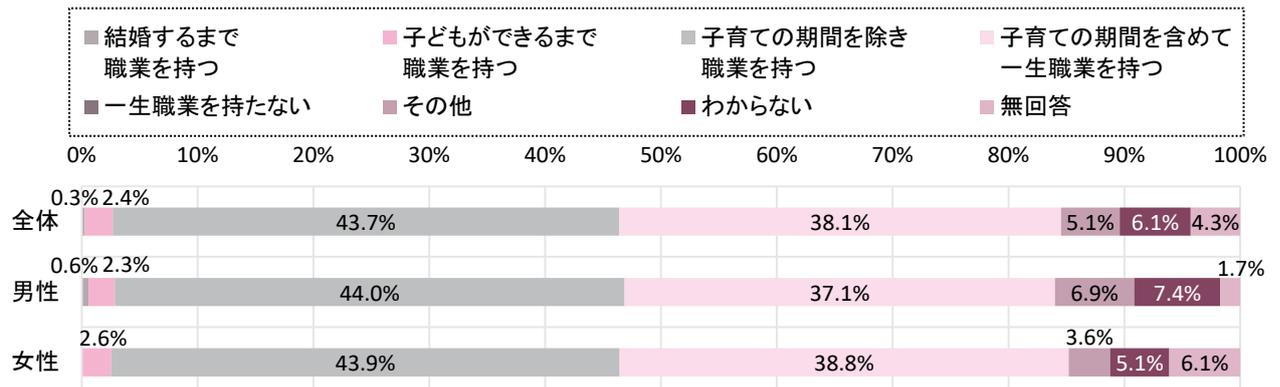
## 8 福利厚生



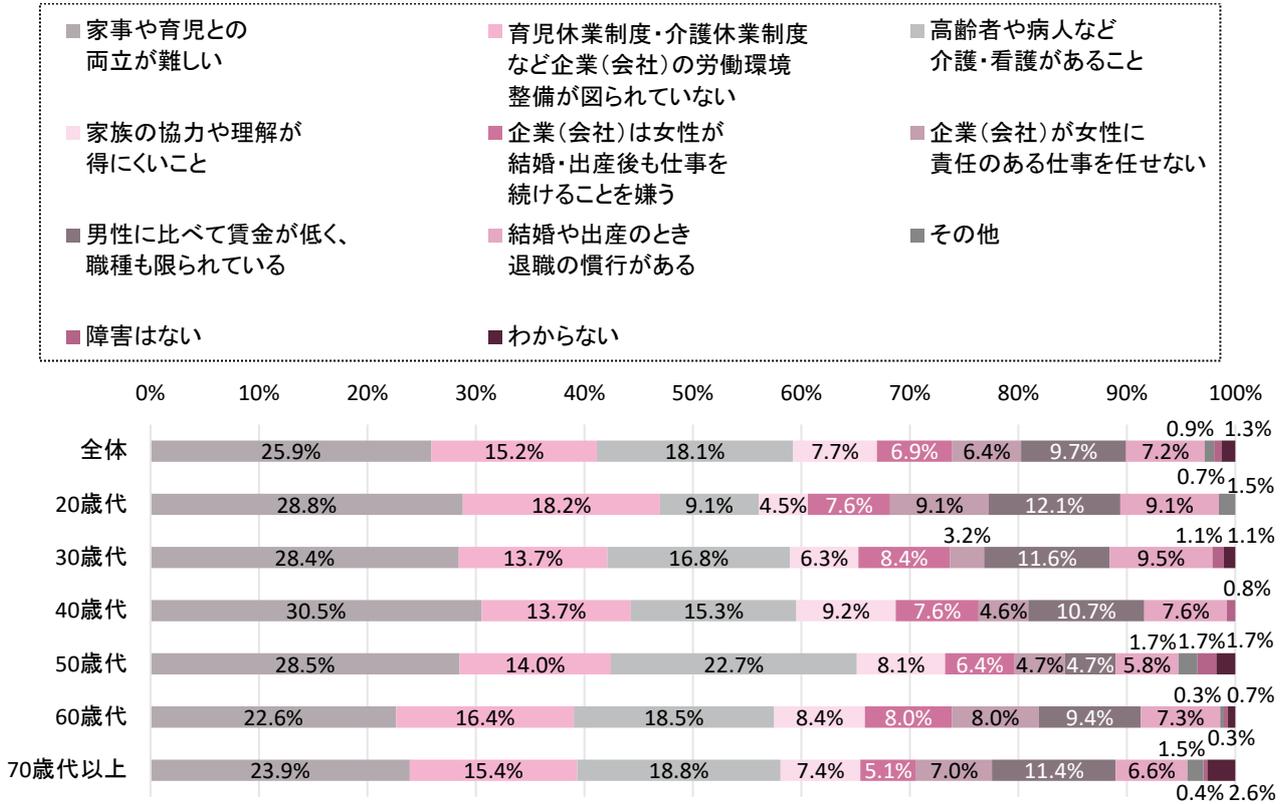
## 9 休暇の取得



問 12 あなたは、女性の職業へのかかわり方について最も望ましいと思われる形態はどれにあたると思われますか。 【性別集計】



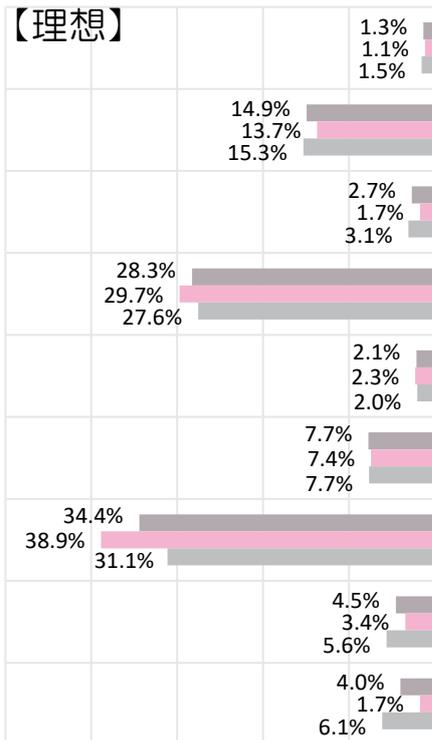
問 13 あなたは、女性が仕事を続けていくなかで、障害となっていると思われることは何だ  
と思いますか。あてはまるところの番号をいくつでも選んでください。【年代別集計】



問 14 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、おたずねします。【性別集計】

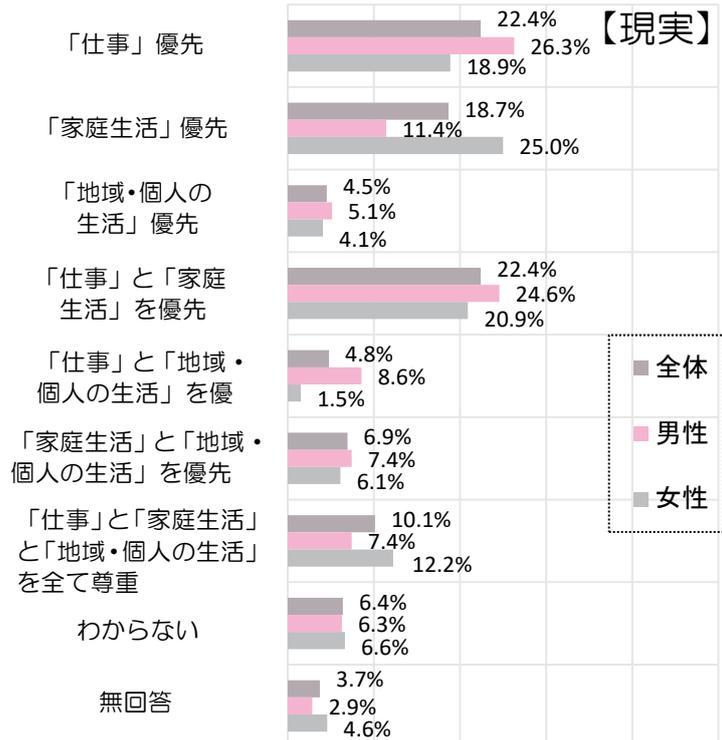
1 理想とする(希望する)生活に最も近いものを1つ選んでください。

50.0% 40.0% 30.0% 20.0% 10.0% 0.0%

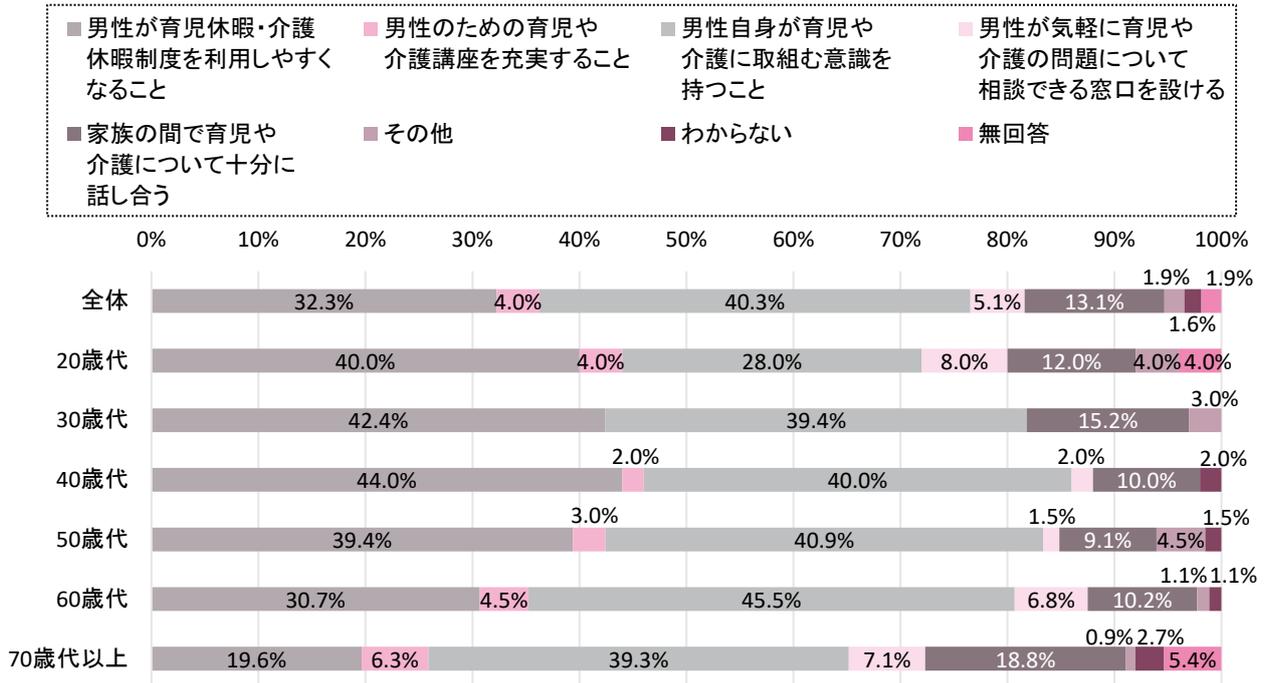


2 現実(現状)の生活に最も近いものを1つ選んでください。

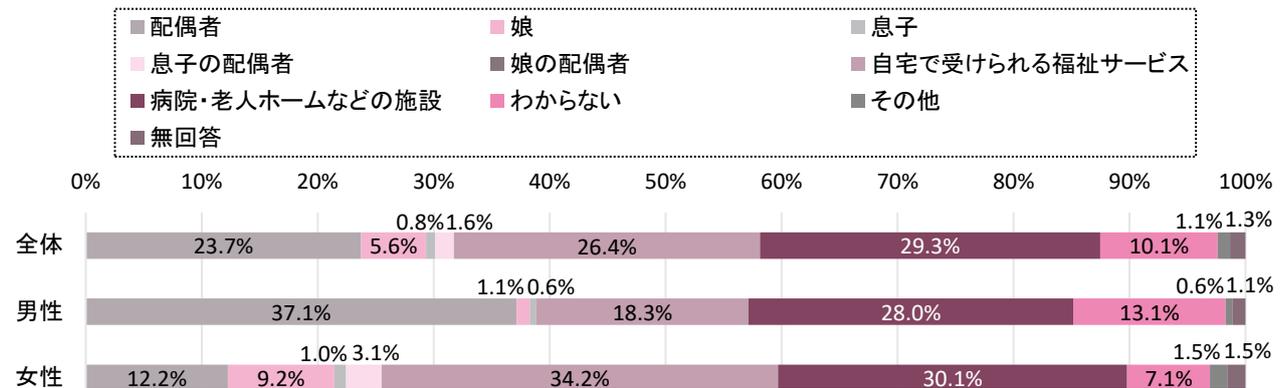
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0%



問 15 今後、男性が女性とともに育児・介護に参加していくためには、どのようなことが重要になるとお考えですか。【年代別集計】

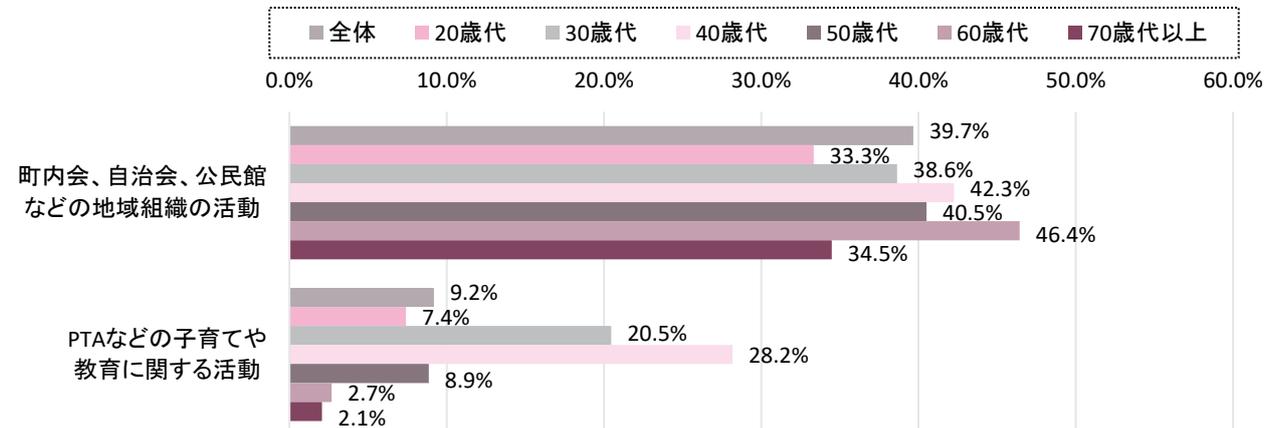


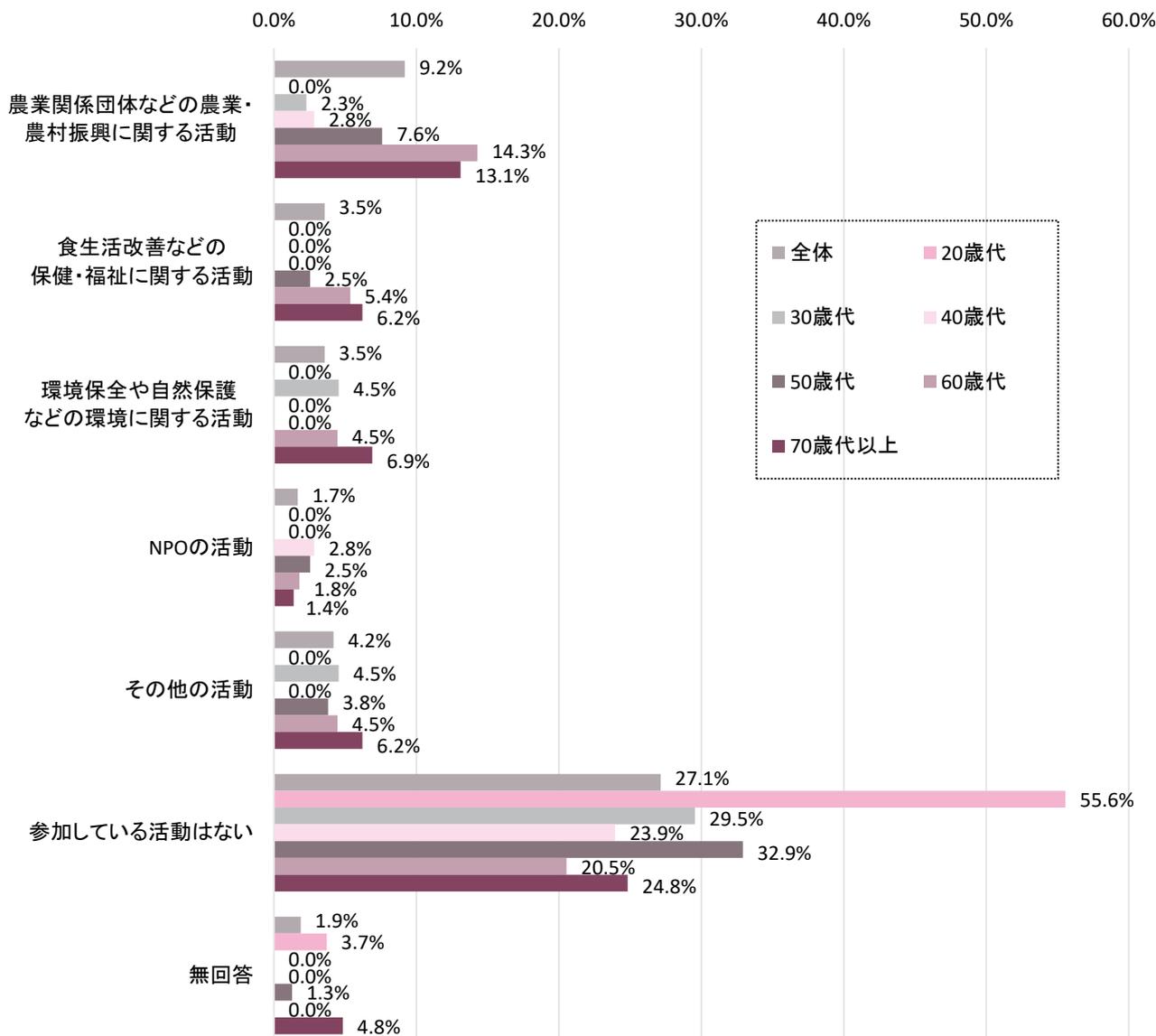
問 16 ご自身が介護が必要になった時、どなたに世話をしてほしいとお考えですか。【性別集計】



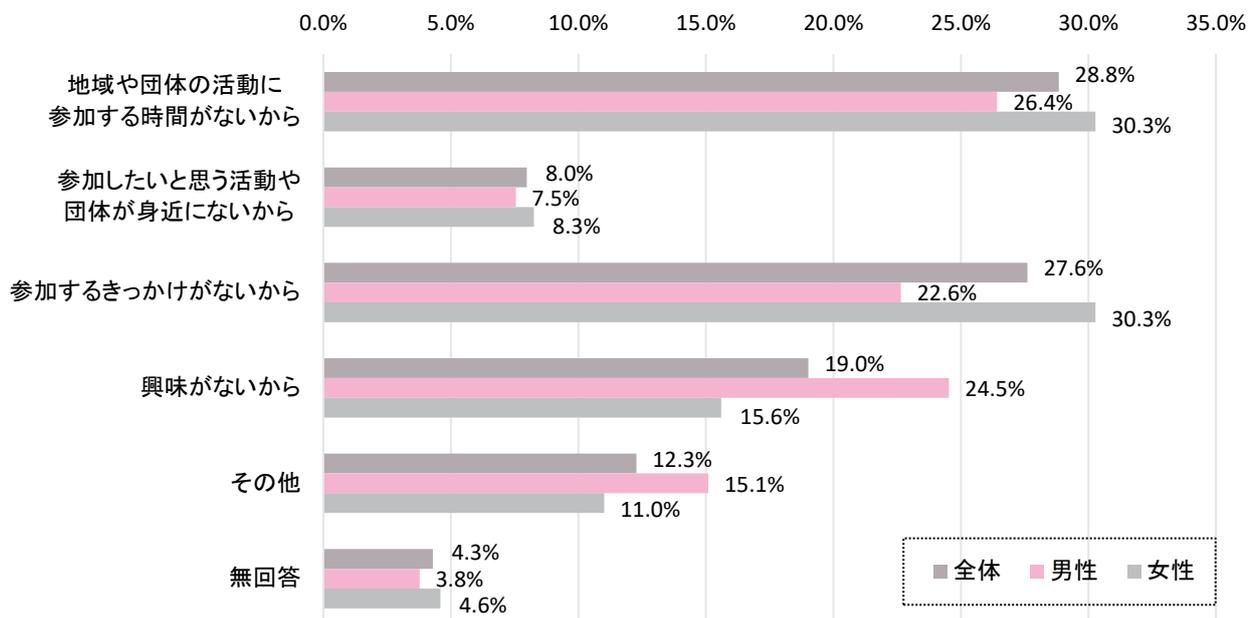
問 17 現在参加している活動についておたずねします。

1 次の中からあなたが参加している活動を全て選んでください。【年代別集計】

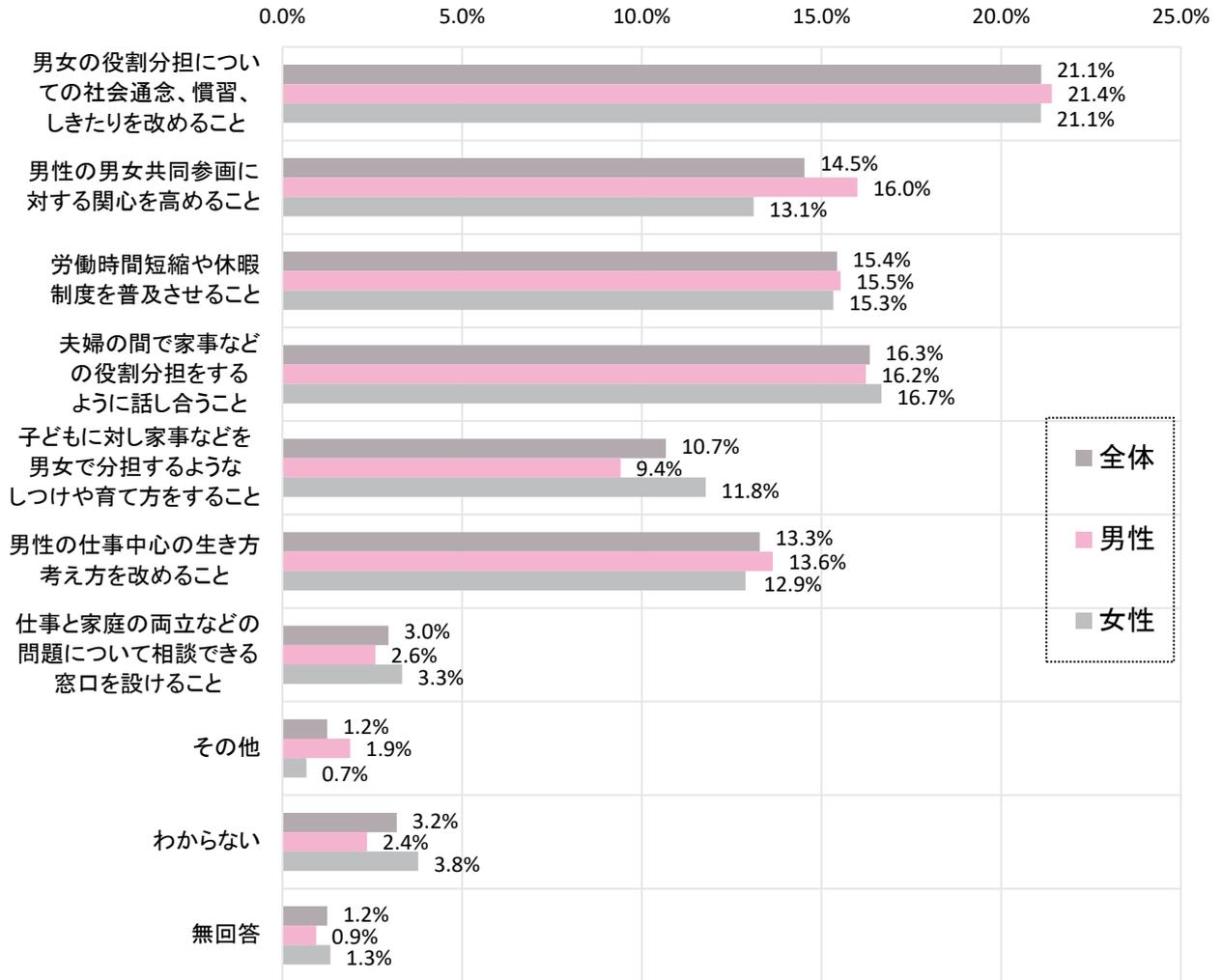




2 「参加している活動はない」とお答えいただいた方におたずねします。参加していない理由は何ですか。あてはまる番号を2つまで選んでください。【性別集計】

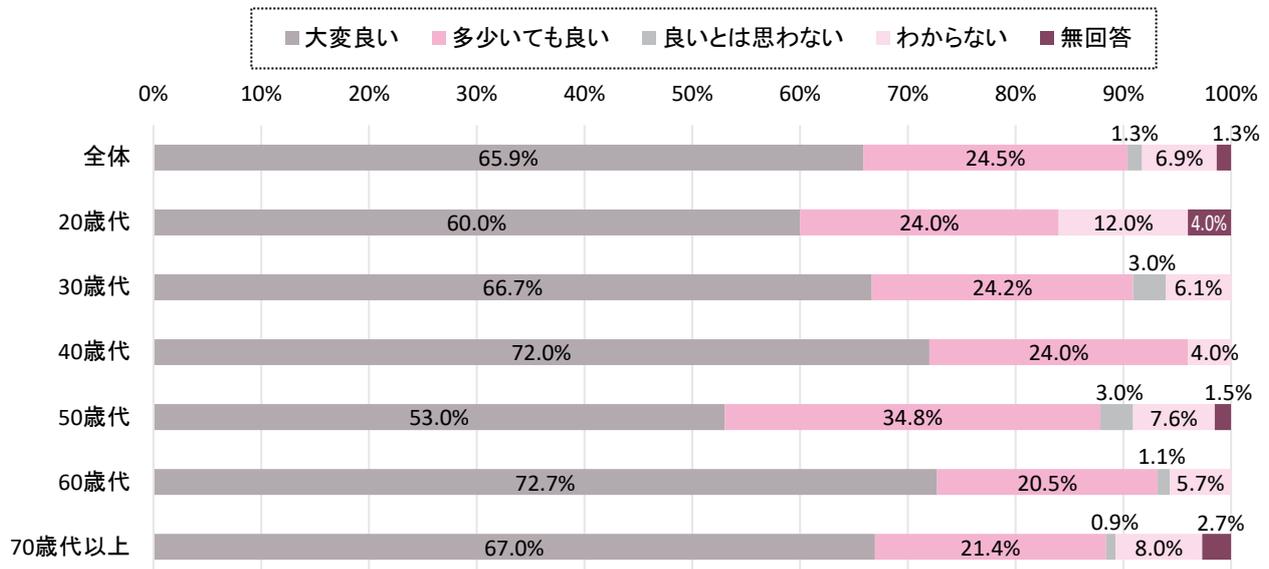


問 18 今後、男性・女性がともに、家事、子育て、教育、介護および地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものの番号を3つまでえらんでください。【性別集計】

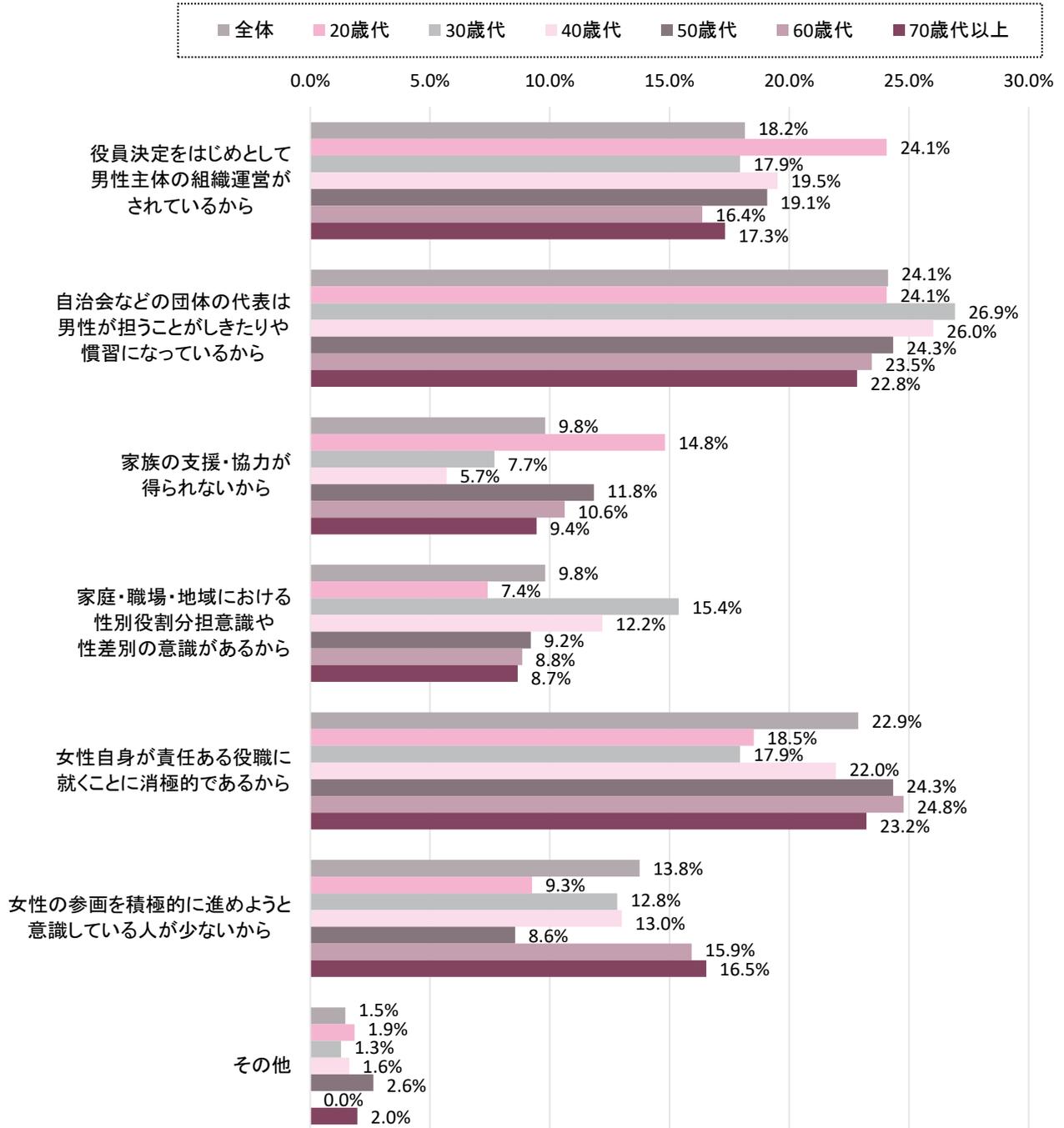


問 19 女性が地域活動のリーダーになることについておたずねします。

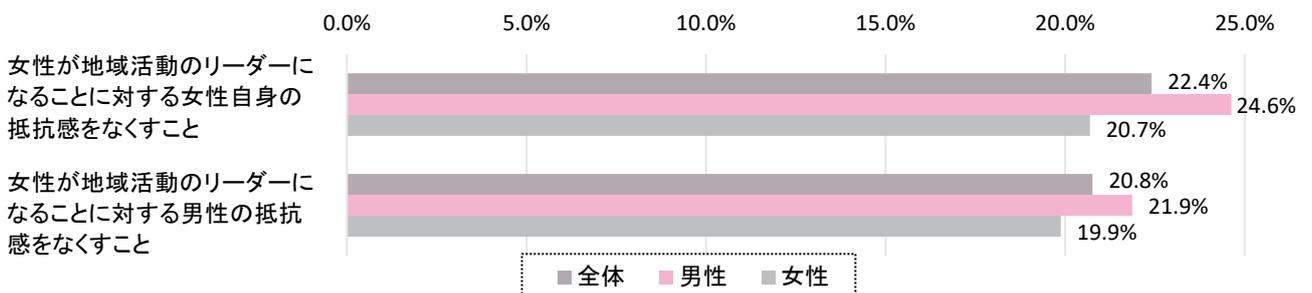
1 女性が自治会等の役員になることについてどう思いますか。【年代別集計】

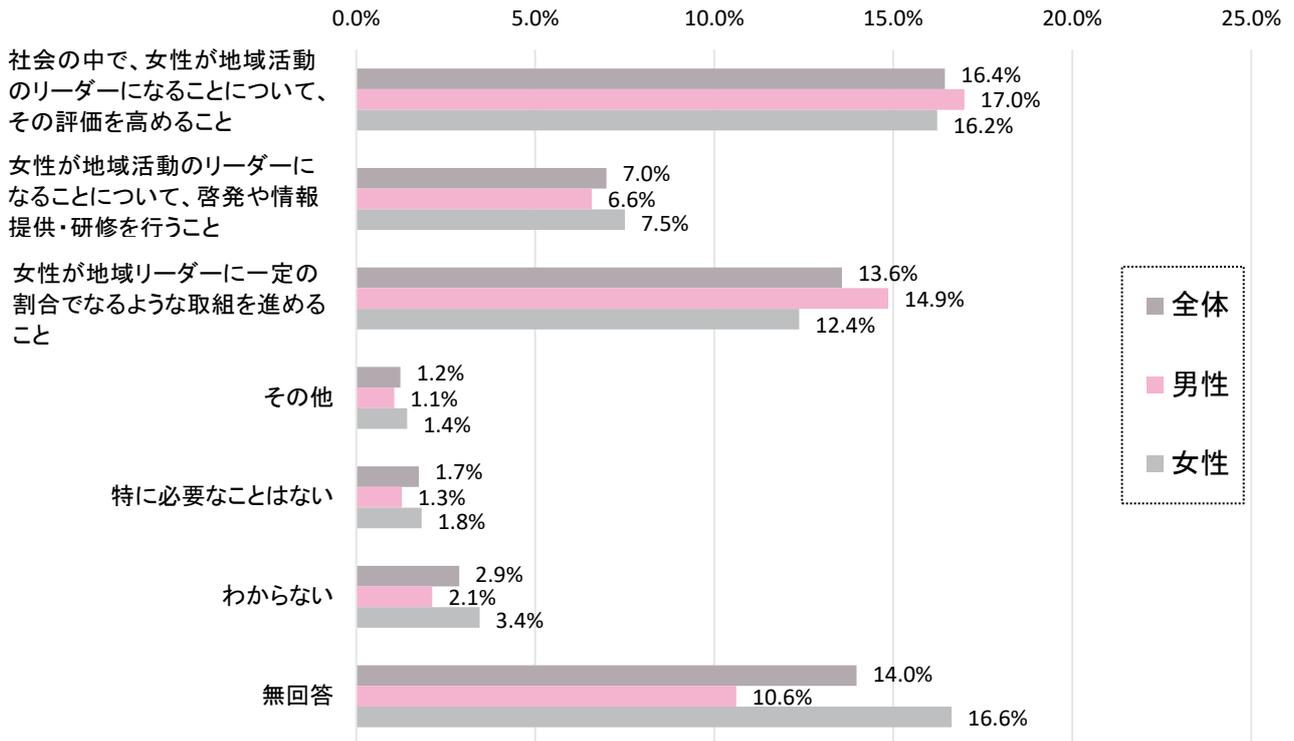


2 女性の社会参画は進みつつありますが、自治会の長、PTA 会長などには、まだ女性が少ない現状です。このような方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか。あなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。【年代別集計】

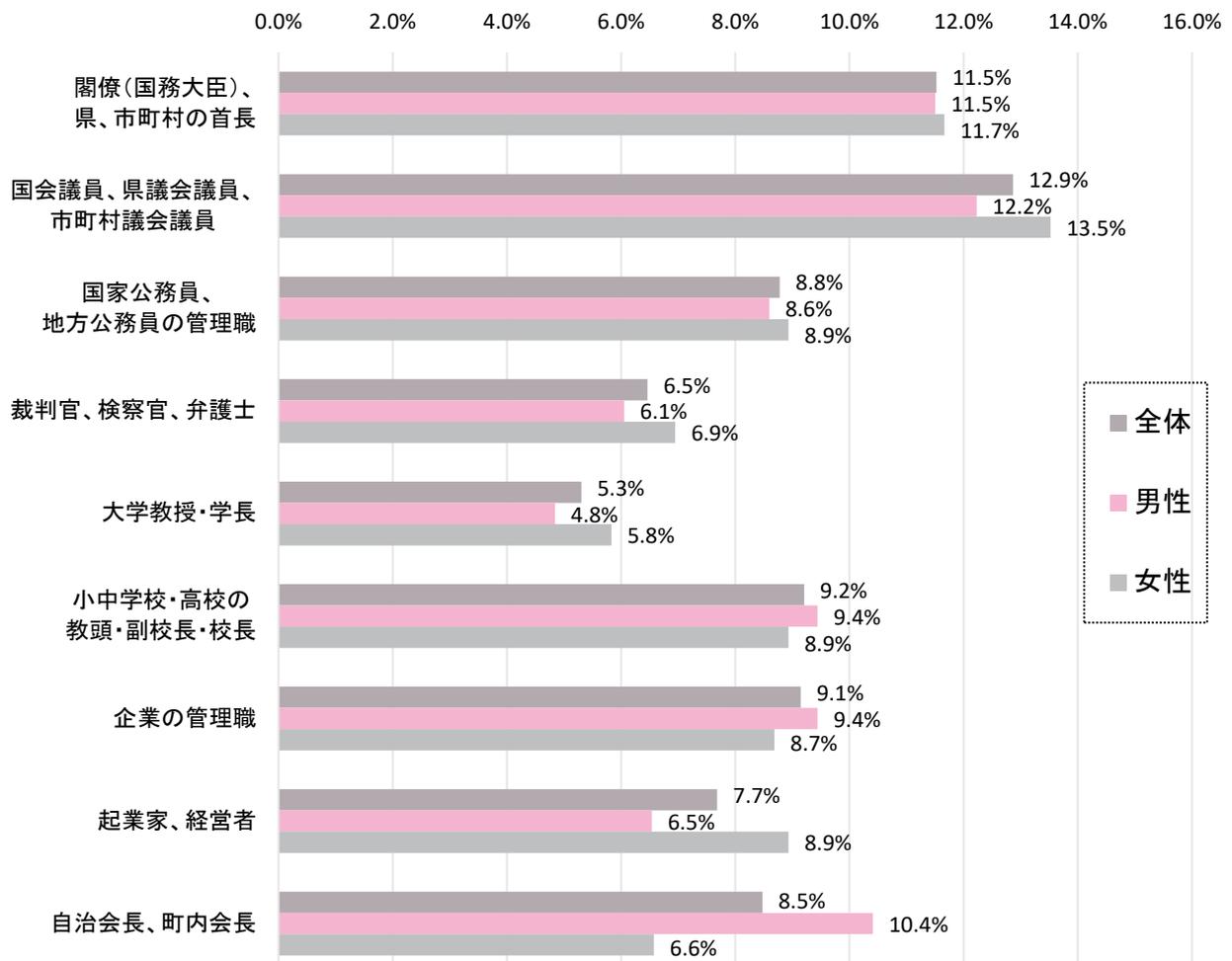


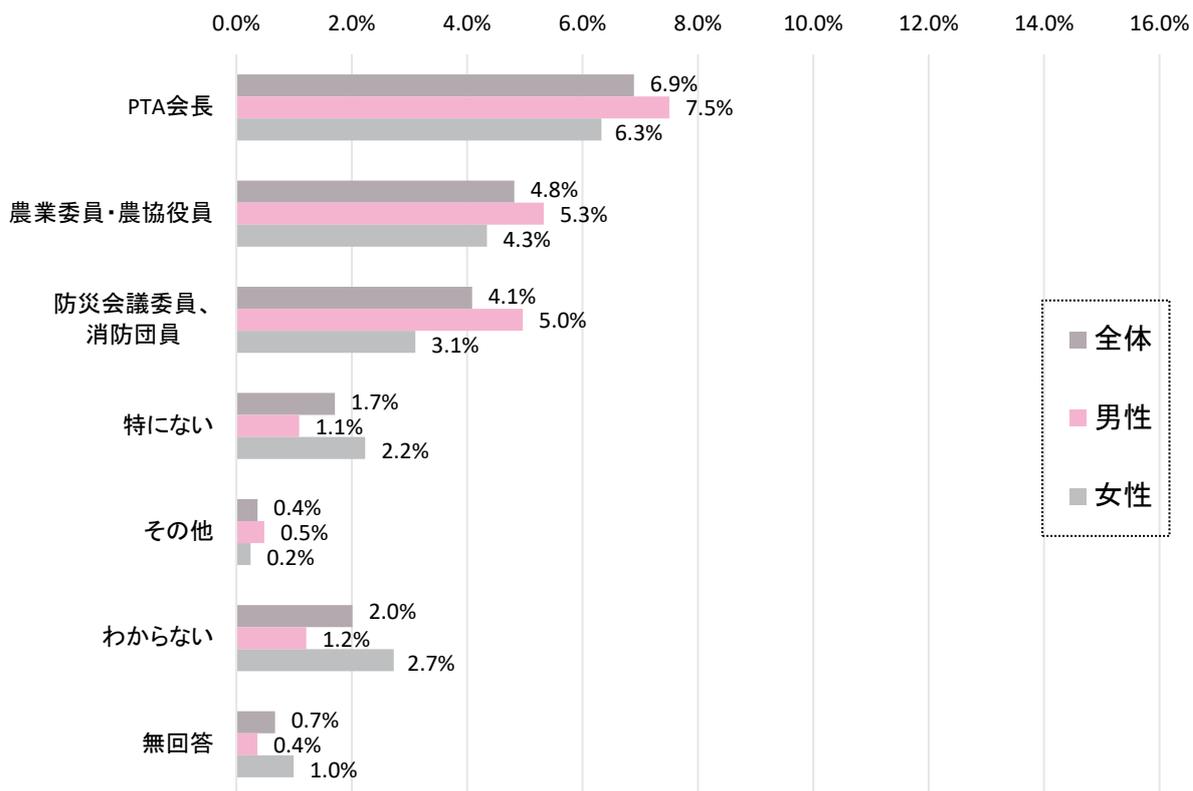
3 自治会長やPTA 会長など、女性が地域活動のリーダーになるためにはどのようなことが必要だと思いますか。あなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。【性別集計】



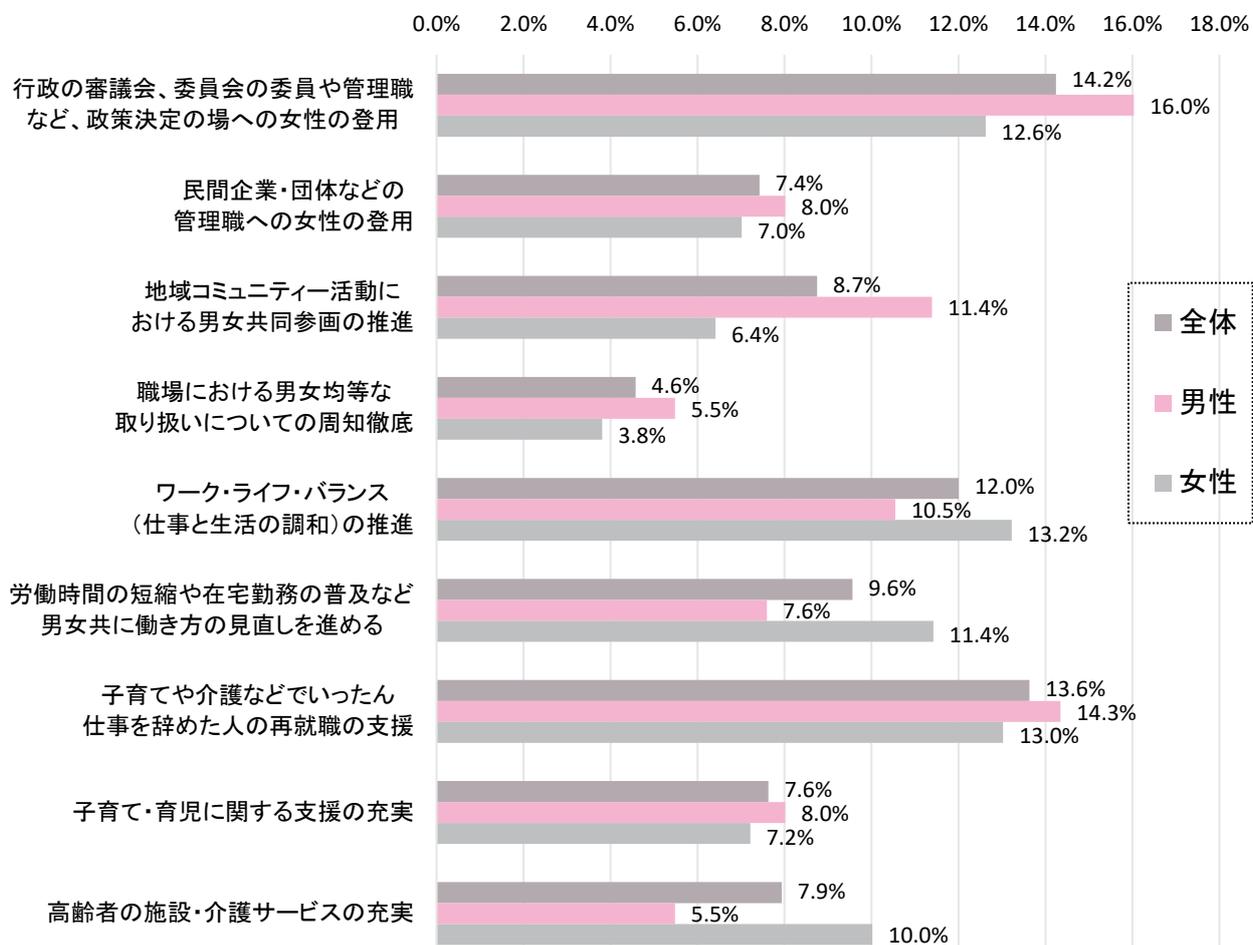


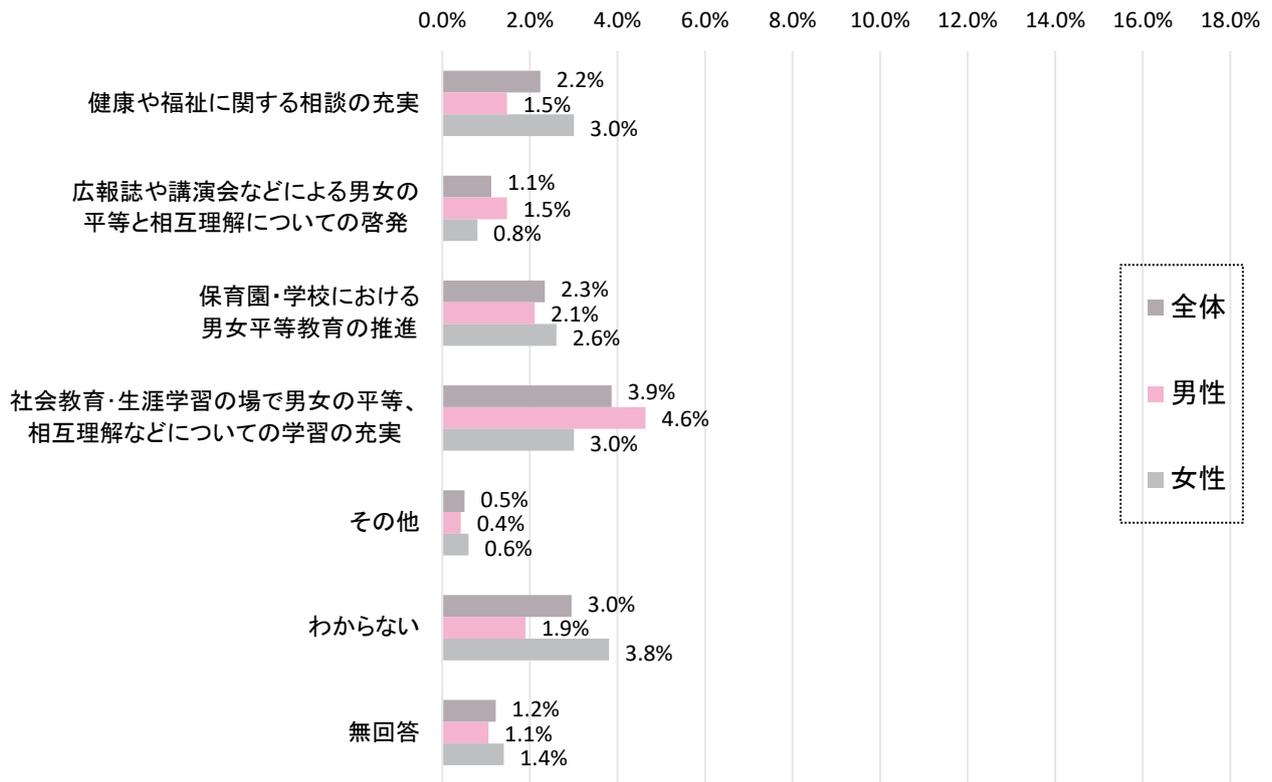
問20 次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。この中からいくつでも選んでください。【性別集計】



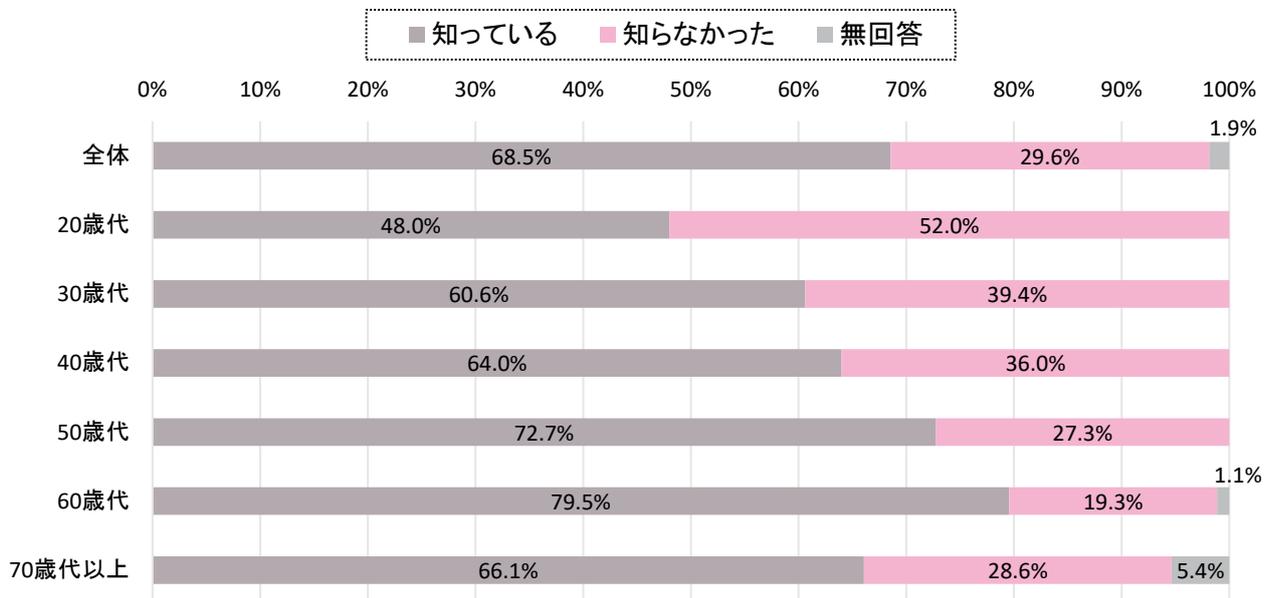


問 21 「男女共同参画社会」を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。特に重要だと思う番号を3つまで選んでください。【性別集計】

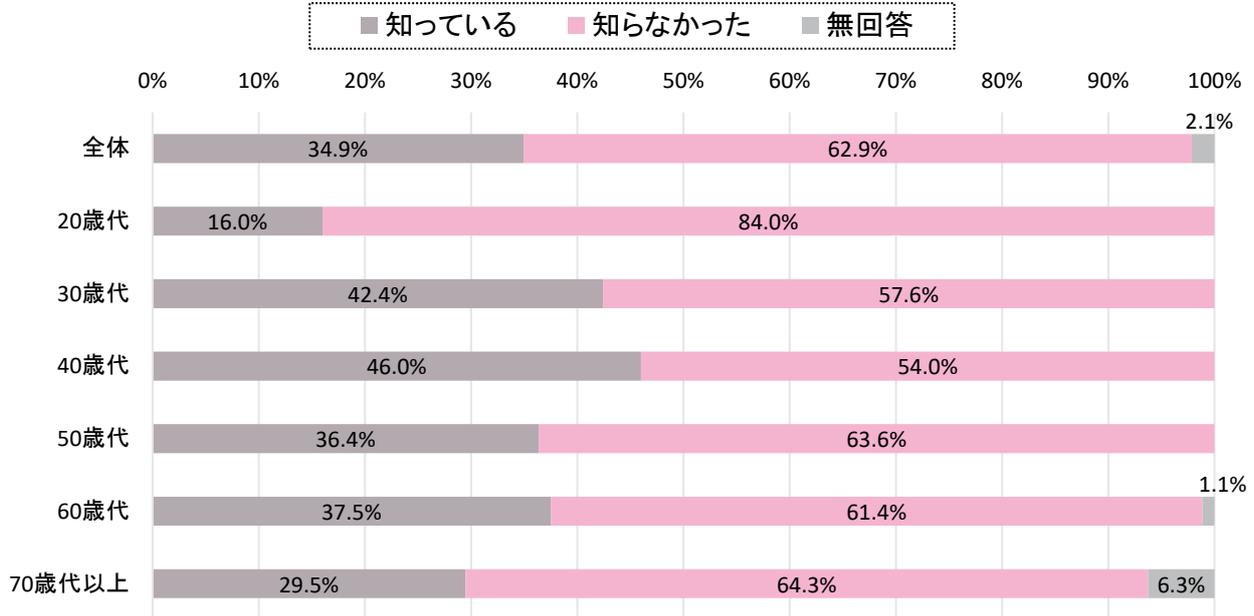




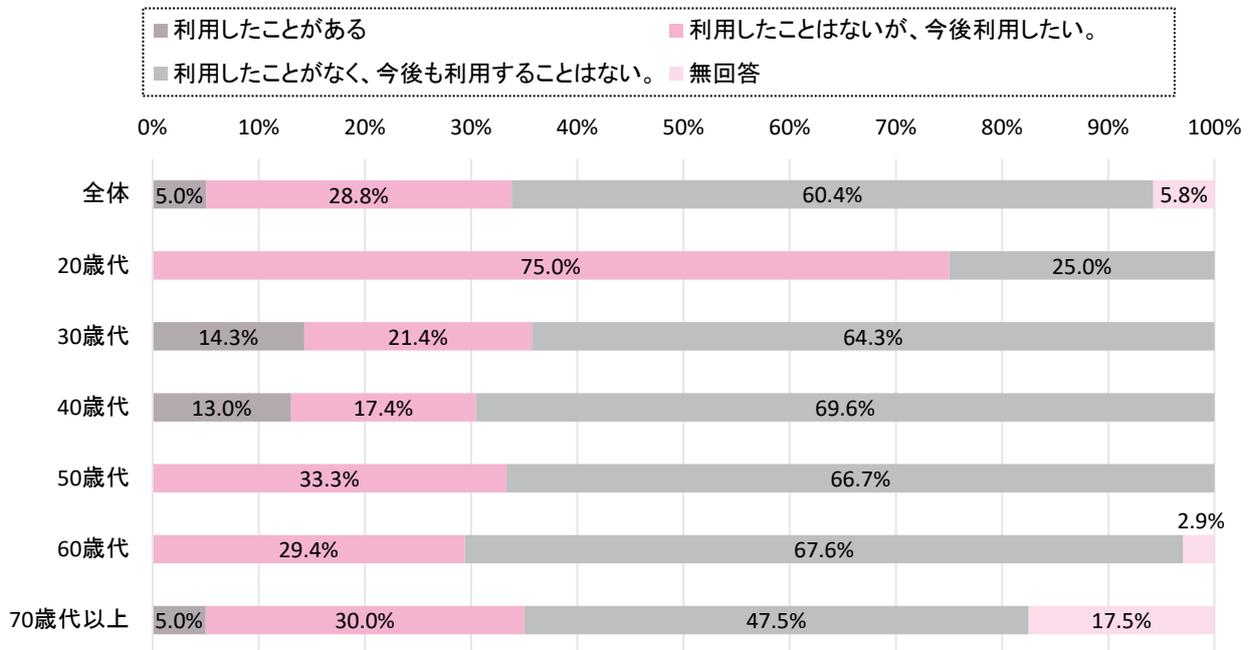
問 22 配偶者等からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。あてはまる番号を選んでください。【年代別集計】



問 23 飯綱町に子育てや介護中の女性などの就労支援施設として、相談支援や情報提供、各種講座の開催、在宅ワークスペースの提供などを行う、飯綱町ワークセンター “iワーク” があることを知っていますか。【年代別集計】



問 24 問 23 で「知っている」とお答えいただいた方におたずねします。この「飯綱町ワークセンター “iワーク”」の利用について、あてはまるところの番号を1つ選んでください。【年代別集計】



※住民意識調査の、より詳細な集計結果（住民意識調査報告書）を飯綱町公式ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

## 第2次飯綱町男女共同参画計画

令和3年3月

発行／飯綱町

編集／飯綱町教育委員会 生涯学習係

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1989

TEL：026-253-6560 FAX：026-253-6670

E-mail：gakushu@town.iizuna.nagano.jp